

新宿区次世代育成支援計画(案)

「新宿区次世代育成支援計画」

目 次

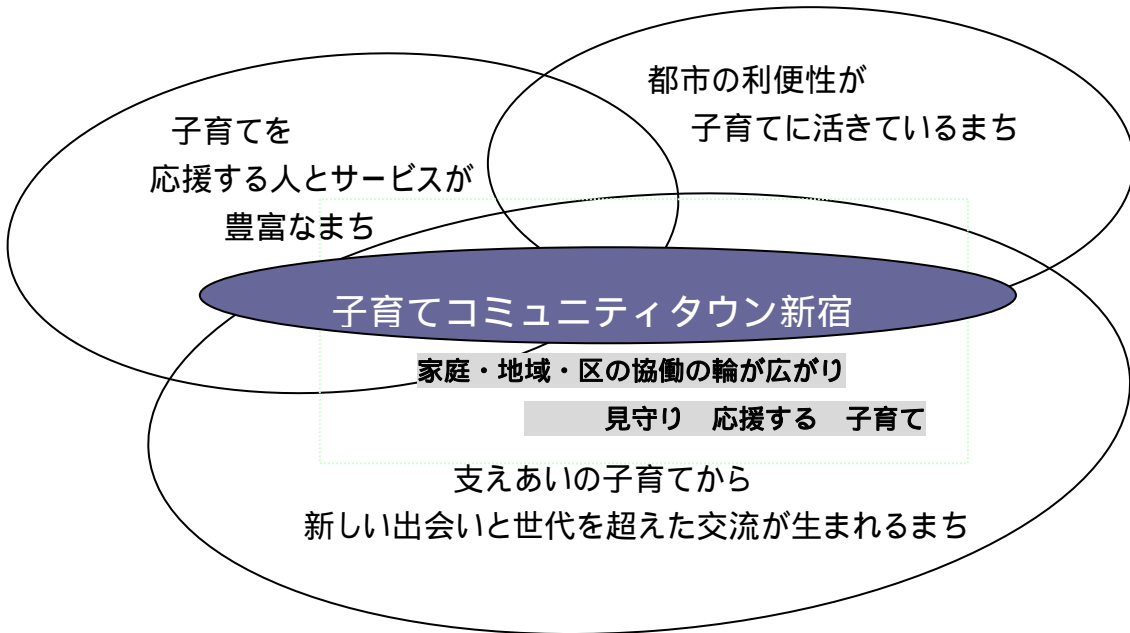
計画の基本的考え方	1
1 目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 少子化をめぐる背景と今後の展開	2
4 これまでの新宿区の子育て支援施策.....	3
5 基本目標.....	3
6 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況	4
7 新宿区の次世代育成支援をめぐる課題と方向	10
8 施策目標.....	13
9 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために	14
10 施策の体系.....	15
現状と課題及び今後の取組み	17
目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます	18
目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします	34
目標3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりを進めます	52
目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします	58
目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります	62
資料編.....	68
1 「新宿区健康づくり行動計画」における次世代育成支援.....	68
2 新宿区の次世代育成支援の流れ.....	72
3 次世代育成支援事業一覧.....	73
4 新宿区次世代育成支援計画策定体制.....	
5 新宿区次世代育成支援計画策定の流れ	
6 新宿区次世代育成支援計画策定協議会委員名簿.....	
7 新宿区次世代育成支援推進本部委員名簿.....	
その他.....	83
「新宿区次世代育成支援計画（素案）への意見」	83

計画の基本的な考え方

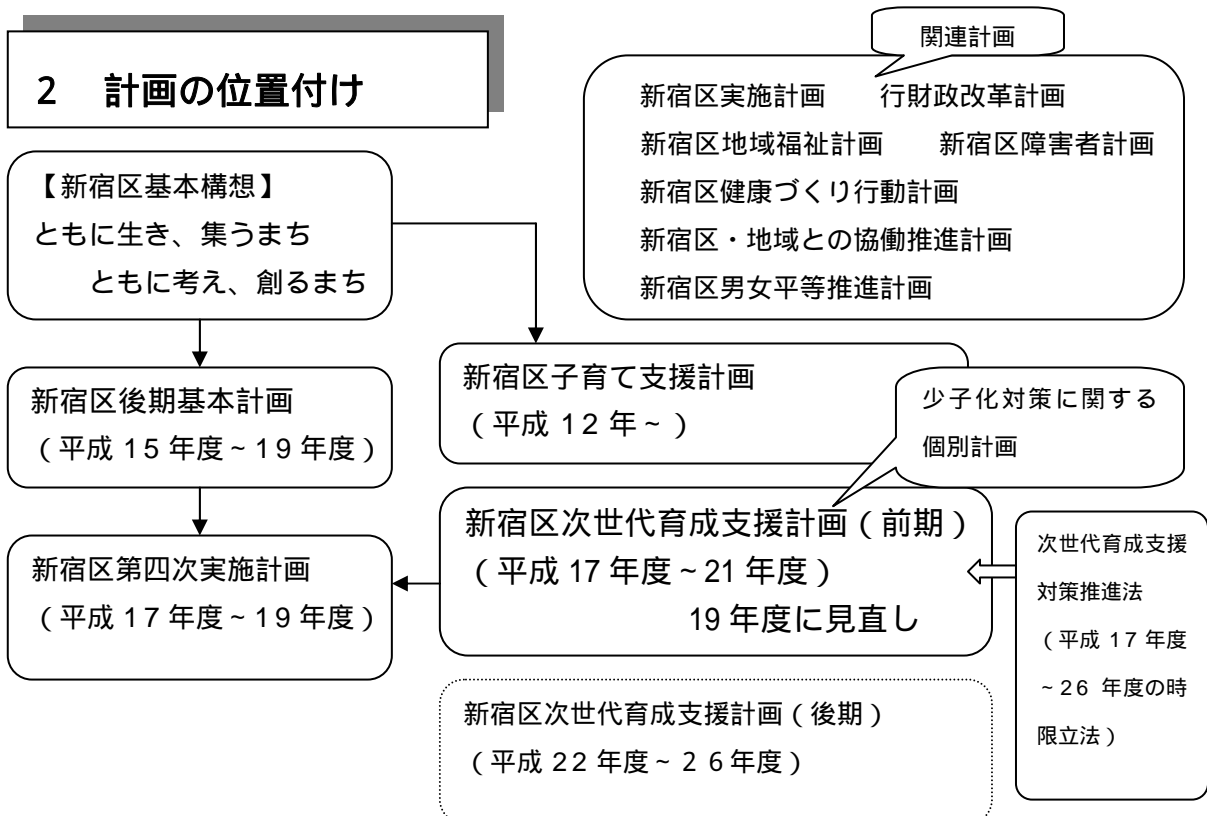
1 目的

この計画は、少子化社会に的確に対応し、持続可能な社会の実現に向け、新宿区が今後めざしていく方向性と施策について、区民の皆様が発信し、共に考え、実現していくことを目的として策定しています。

少子化社会を乗り越えていくために、基礎的自治体としての新宿区が担う役割は、「子育てしやすいまち」の実現です。その総合ビジョンとして「子育てコミュニティタウン新宿」掲げ、それを具体的に示す3つのビジョンをまとめました。



2 計画の位置付け



3 少子化をめぐる背景と今後の展開

1 少子化の現状

日本の合計特殊出生率（注）は、戦後の第一次ベビーブームの昭和 20 年代前半は、4 を上回っていました。その後低下傾向を示し、平成 15 年は 1.29 と、戦後最低となりました。人口を維持するのに必要な水準は 2.08 といわれています。今後日本の人口は 2006 年をピークに減少に転じることが予測されています。

人口の減少は、環境負荷の低減や大都市部での住宅・土地問題の改善等のメリットも挙げられてはいるものの、近年の急速な少子化は、労働力人口の減少や高齢者比率の上昇による社会保障費の拡大、現役世代の負担増などによる経済へのマイナス効果及び、地域活力の低下や子どもの健やかな成長への影響などが大きく懸念されています。

2 少子化の背景

未婚率の上昇			
		平成 7 年	平成 12 年
25～29 歳	男性	57.1%	60.5%
	女性	42.5%	48.1%
30～34 歳	男性	27.5%	32.2%
	女性	15.2%	20.8%

（国勢調査による）

世帯形成期の単独世帯の増加（25 歳から 34 歳）

	平成 7 年	平成 12 年
国	2,389,816 世帯	2,857,102 世帯
都	893,605 世帯	1,001,564 世帯
新宿	25,073 世帯	31,938 世帯

（国勢調査による）

親が理想とする子ども数の減少	
平成 9 年	平成 15 年
2.40 人	2.22 人

（平成 15 年版国民生活白書による）

結婚に対する意識の変化

固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の働き方

核家族化・都市化の進行による仕事と子育ての両立への負担感の増大

子育てそのものの負担感の増大

子どもを持つことに対する意識の変化

子どもがほしい理由

愛情の対象として子どもを欲しい（「子どもがかわいいから」等）とする傾向の高まり

社会的な規範意識（「社会的に一人前になる」「人間として自然」等）、将来の生活の必要性（「老後に面倒をみてもらう」等）によるものの減少（平成 15 年版国民生活白書による）

これまでの少子化対策は、子育て支援を中心に進めることで成果を上げてきましたが、価値観や働き方の多様化が進む中で、従来とは異なる視点からの施策展開や働き方をめぐる課題への対応及び社会保障制度の再構築等、社会全体のあり方を総合的に考えた対応を行っていくことも必要となっています。新宿区も、これまで国や都との関係の中で限られた役割を担っていた分野や、これまで取組みを行っていなかった分野においても、基礎的自治体の役割としての課題を的確にとらえ、検討していくことが必要と考えています。

（注）合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するとされている。

4 これまでの新宿区の子育て支援施策

「新宿区子育て支援計画」に基づく施策の推進

新宿区の少子化対策は、平成 11 年 11 月に策定した「新宿区子育て支援計画」に基づき、出生率低下の原因のひとつとなっている、若い世代が「結婚や家庭に『夢』を持ってなくなっている」現状を、「子育ての負担を少しでもやわらげるような施策」を通じて解消する方向性を目指してきました。

具体的には、仕事と子育ての両立支援とともに、在宅で子育てしている家庭の育児負担感の緩和のため、一時保育、病後児保育などの多様な保育サービスの充実、子ども家庭支援センター、ファミリーサポート事業、子どもショートステイなどの在宅子育て支援事業の展開等を図ってきました。

5 基本目標

この計画は、「子育てしやすいまち」を実現することにより、新宿区で子どもを生み育てたい人が増えていくこと目指します。

数値目標

就学前児童の保護者	24.7% (平成 15 年度)	32% (平成 21 年度)
小学生の保護者	16.6% (平成 15 年度)	21% (平成 21 年度)

(平成 15 年度の数値は「新宿区次世代育成支援に関する調査」による)

数値目標の根拠

新宿区が「子育てしやすいと思う人」の割合には母親の就労状況による差がみられます。

母親の状況	就労	無職
未就学児童	約 31%	約 20%
小学生	約 20%	約 14%

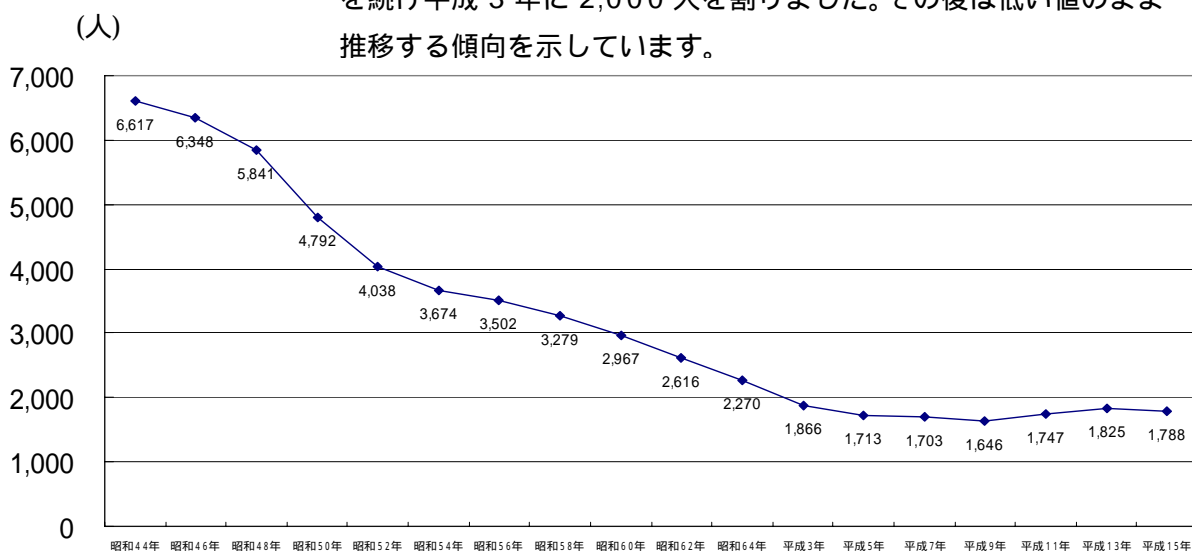
引き続き、仕事と子育ての両立支援とともに在宅で子育てしている家庭の支援策を充実し、在宅で子育てしている家庭が子育てしやすいと思う割合を上げ、総合的には、平成 15 年度調査において共働き家庭で「子育てしやすいと思う人」の現在の割合を上回る数値を設定しました。

(注) 国の行った住民アンケート調査においては、新エンゼルプランのうち 21 施策について「実際に利用して、子育ての負担感が緩和された」者の割合と「実際に利用して、あなたが子どもを持ちたいと思えるようになった」者との割合について高い相関関係にあることもわかっています。:(21 施策) 低年齢児保育・延長保育・地域子育て支援センター・一時保育・育児休業給付金額の充実・事業主の子育て支援・子育て中の勤務時間の短縮・総労働時間の短縮・子どもの看護休暇・休日夜間の小児救急医療・体験活動の情報や機会の提供・家庭教育ノート・子育てサポーター・預かり保育・幼稚園での子育て支援・家庭や地域での生活時間の拡大(「完全学校週 5 日制」)・育英奨学金の拡充・幼稚園奨励費補助・家族向け賃貸住宅・子どもが歩きやすい歩道・安心して遊べる公園

6 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況

出生数の推移

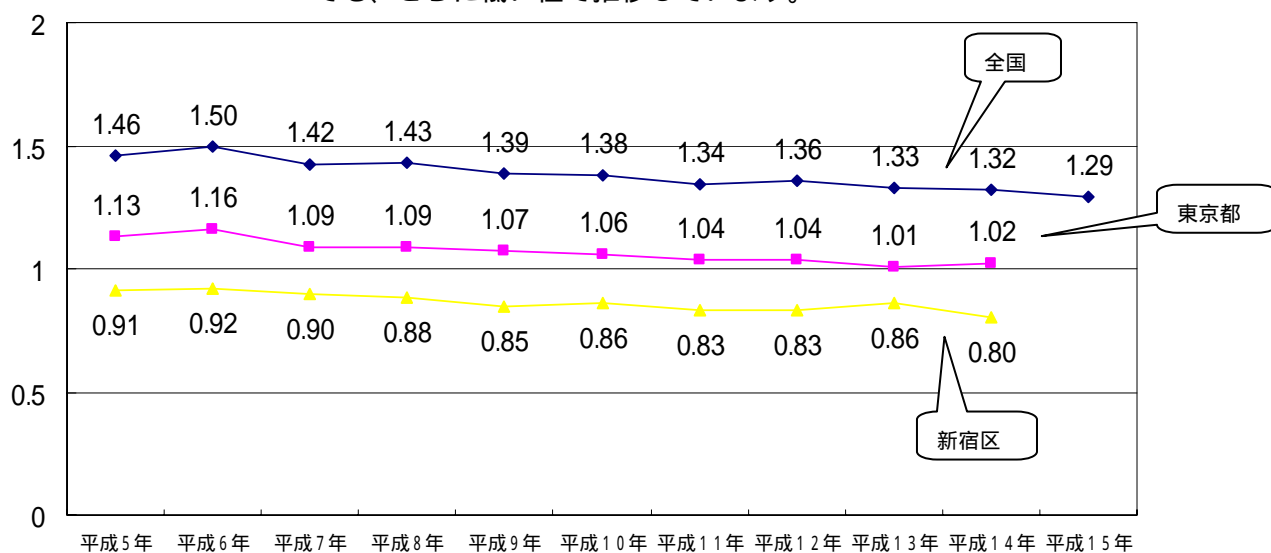
昭和45年に生まれた子どもの数は6,617人でした。その後減少を続け平成3年に2,000人を割りました。その後は低い値のまま推移する傾向を示しています。



(企画部企画課資料)

合計特殊出生率

新宿区の合計特殊出生率は、全国の都道府県で最も低い東京都の中でも、さらに低い値で推移しています。

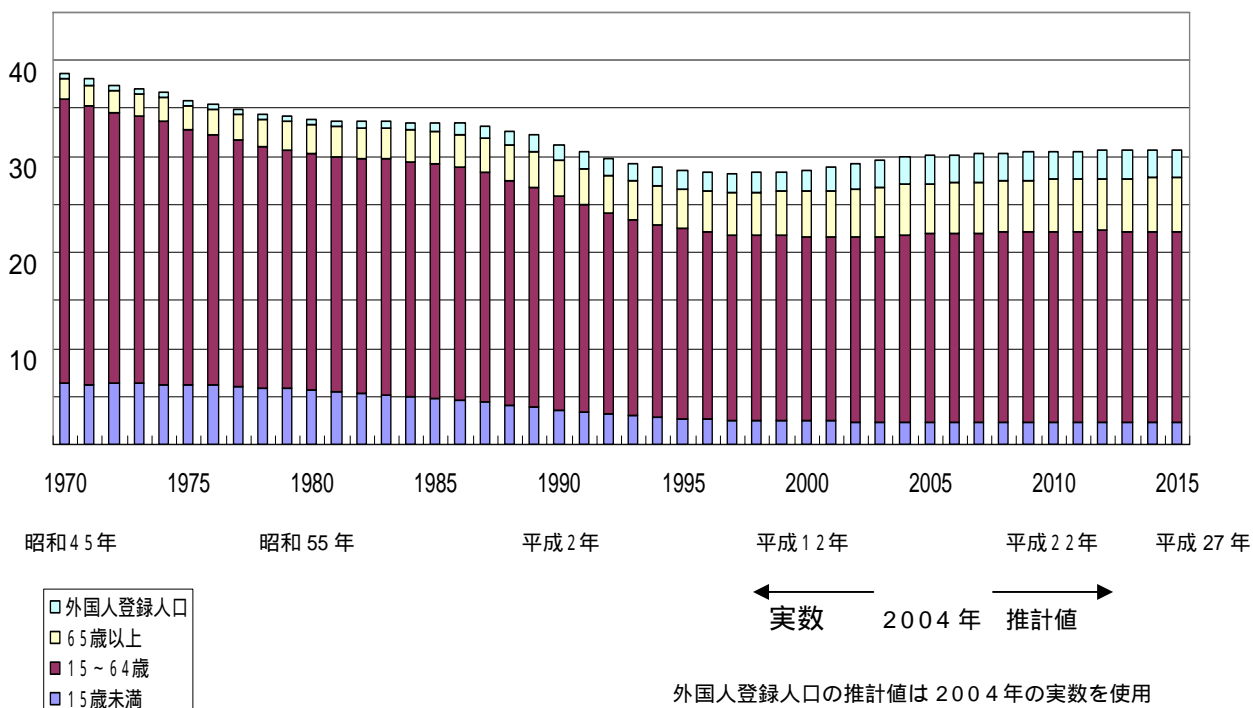


(「厚生労働省人口動態統計」「東京都衛生年報」)

人口推計

65歳以上の高齢者の数は増え、15歳未満の子どもの数は低い値で推移すると予想されます。

(万人)

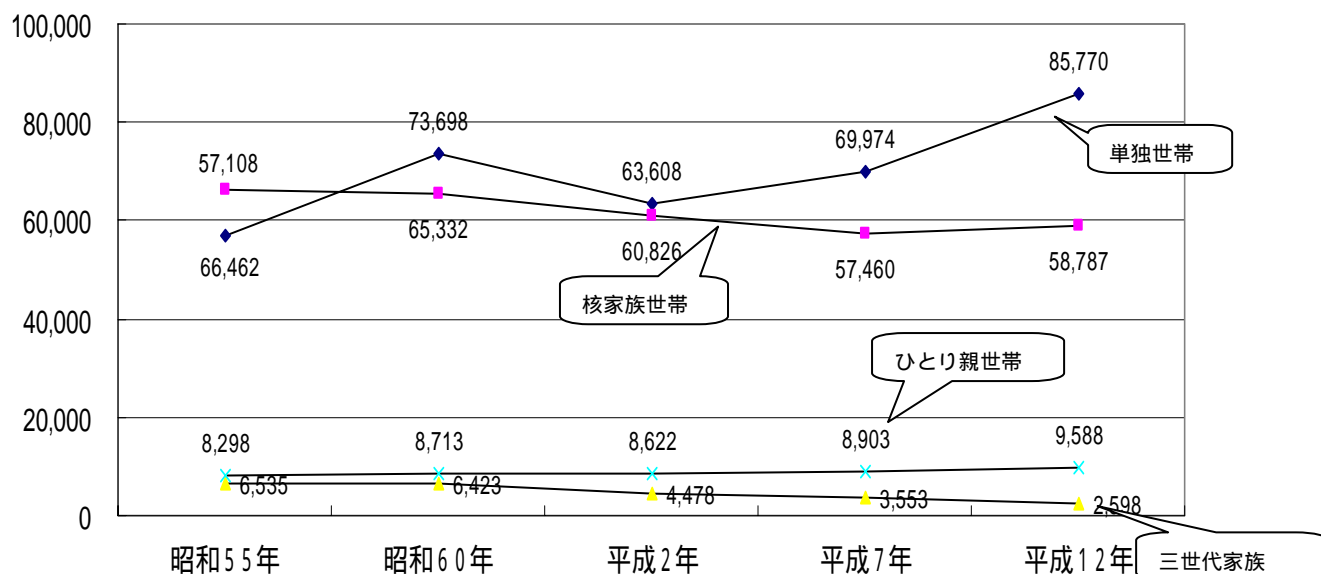


外国人登録人口の推計値は2004年の実数を使用

(企画部企画課資料、「特別区行政情報人口推計システム」)

世帯の半数以上は単独世帯であり、平成2年以降大きく増加しています。また、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

世帯数

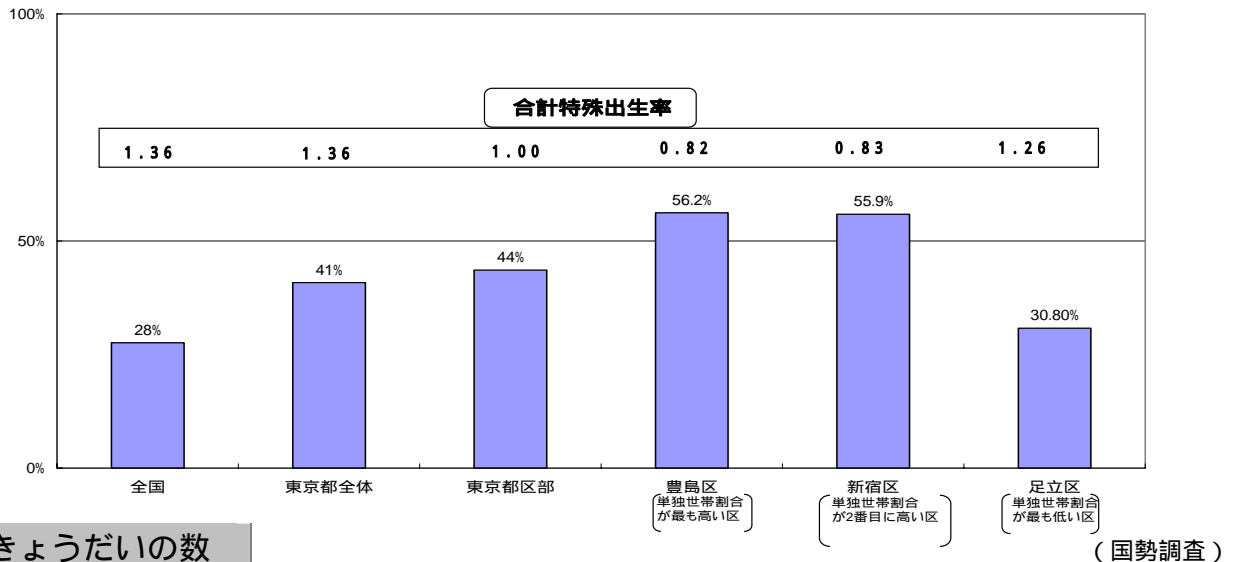


(国勢調査)

単独世帯の比較

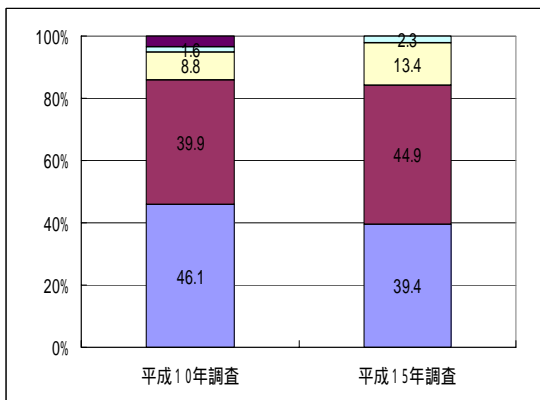
新宿区の単独世帯の割合は、全国の都道府県で最も高い東京都の中でも特に高い傾向にあります。

単独世帯の割合が高い地域ほど、合計特殊出生率は低い傾向があります。

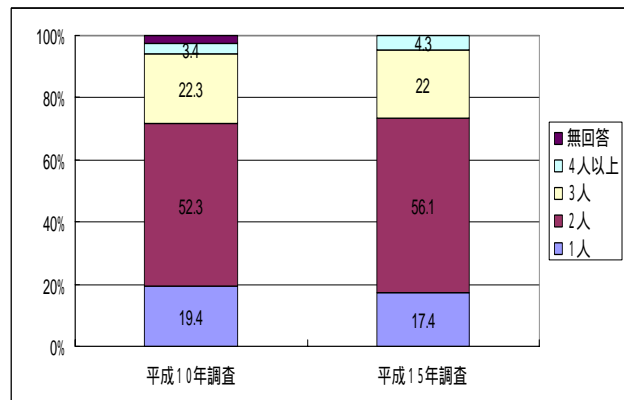


きょうだいの数

平成10年と平成15年の調査結果を比べると就学前児童、小学生とも一人っ子の比率は減少し、きょうだいは増える傾向が見られました。



就学前児童のきょうだいの数



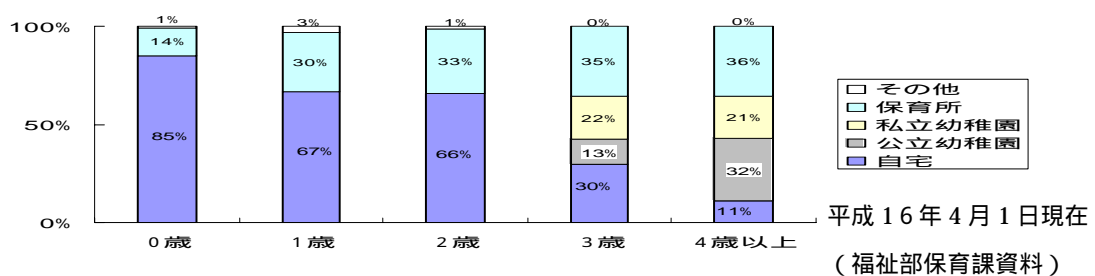
小学生のきょうだいの数

(「平成10年新宿区子育て支援に関する実態調査」

・「15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

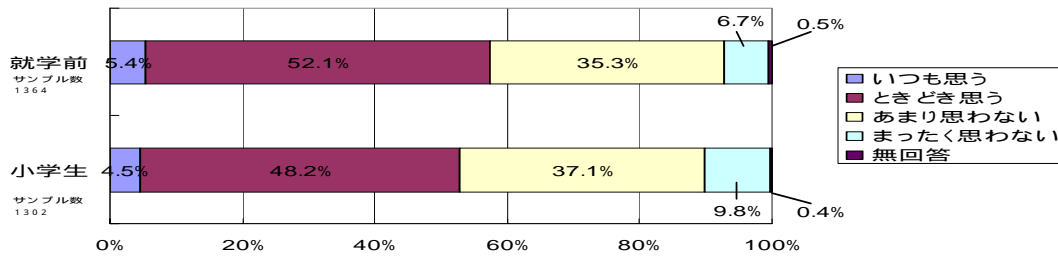
乳幼児の保育状況

0歳から2歳までの子どもの7割以上が自宅で過ごしています。



子育ての負担感

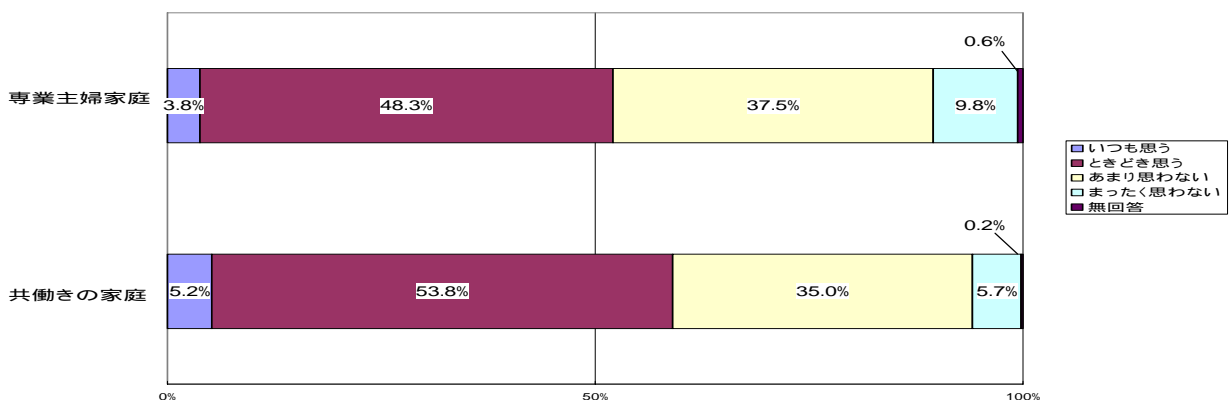
「子育てが辛いと思うことがありますか?」という設問について就学前児童の保護者の5.4%、小学生児童の4.5%の保護者が「いつも思う」と回答しています。



専業主婦と共働き主婦の負担感

全国的には、専業主婦の負担感が高い調査結果がありますが、新宿区では共働き家庭の保護者の負担感の方がやや高いという結果になっています。

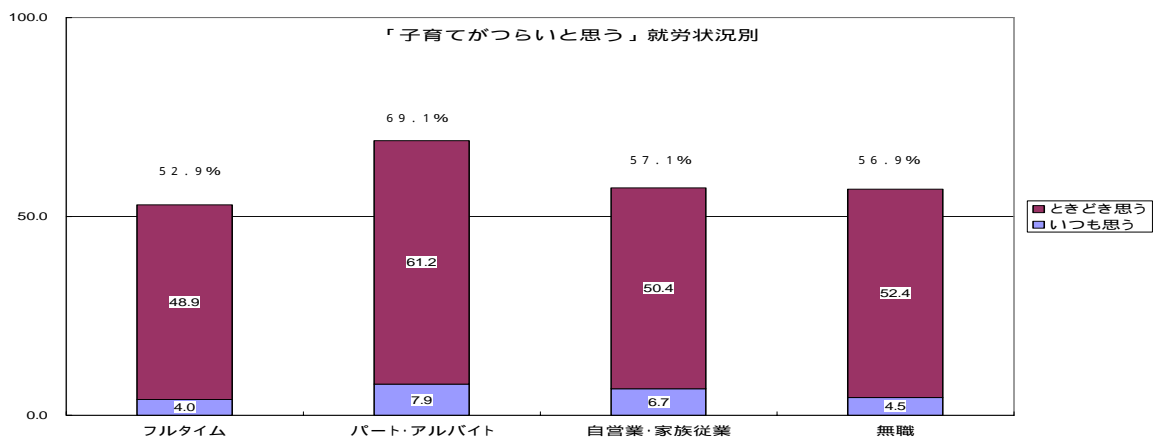
子育てのつらさ(親の就労状況別)



(「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

母親の就労状況別

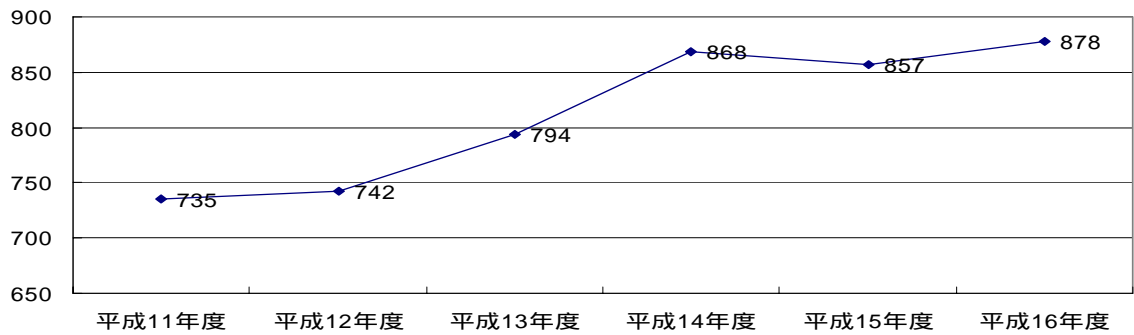
さらに母親の就労状況別にみるとパート・アルバイト就労の人が「子育てが辛い」と感じている割合が最も高くなっています。



(「平成15年新宿区次世代育成支援に関する調査」)

学童クラブ在籍児童数

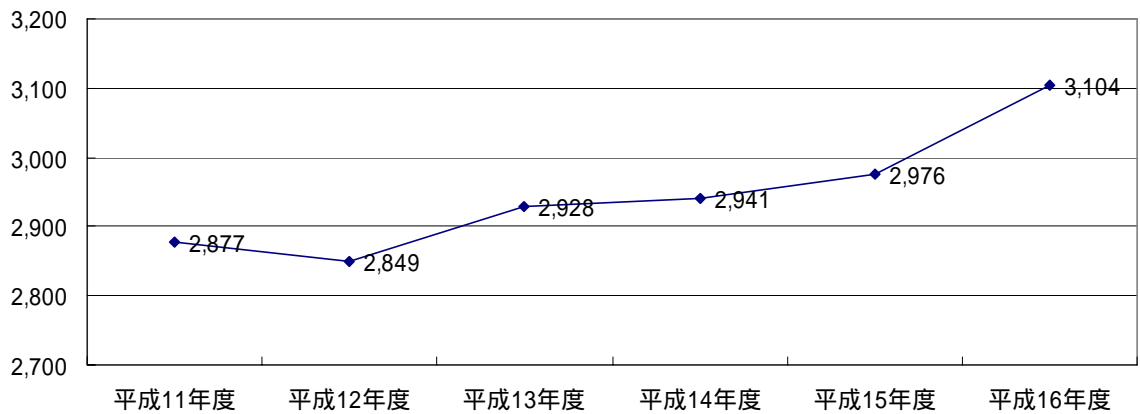
学童クラブの在籍児童は、増加傾向にあります。



(福祉部児童家庭課資料)

保育の実施人員

保育の実施人員も増加傾向にあります。

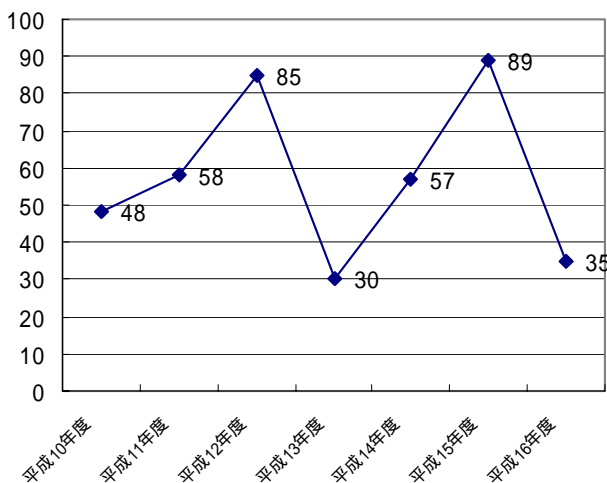


(福祉部保育課資料)

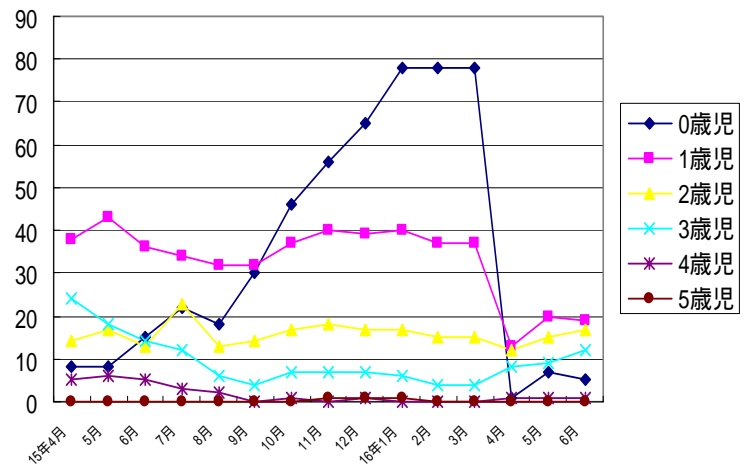
待機児童

年度途中に、特に0歳児の待機児童が増加しています。

年度別待機児童



月別待機児童変動(平成15年から16年)



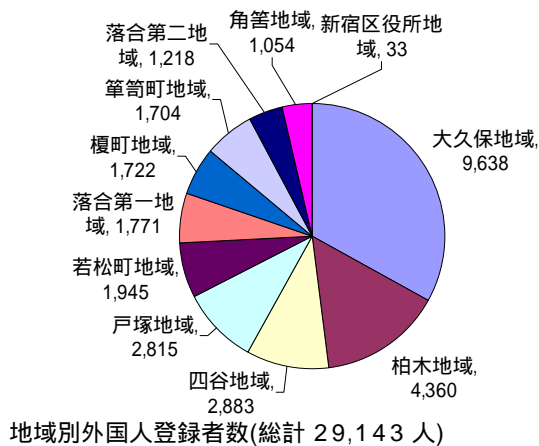
(福祉部保育課資料)

新宿の多様な地域特性

新宿区は、業務地域、商業地域、低中層住宅地域、中高層の住宅地域、歓楽街、学生街を抱える地域など多様な地域特性を有していますが、全面積の約51.0%が住宅系の土地利用となっている生活都市です。



新大久保駅前商店街



平成 16 年 1 月 1 日現在

大久保地域

人口：42,670 人 18 歳以下：4,674 人
 65 歳以上：6,678 人
 地域内施設数 保育園 6 幼稚園 3 小学校 3 中学校 4 児童館等 2
 江戸時代は鉄砲組百人隊の組屋敷（現在の百人町 1 から 3 丁目あたり）があり、その周辺は農村でした。その後の都市化に伴い市街化が進んだ地域です。
 区内では外国人居住者が最も多い地域で、大久保通り・職安通りには、ハンゲル文字を始め多言語の看板が目につきます。



神田川流域の住宅街

新宿区役所地域

人口：326 人 18 歳以下：11 人 65 歳以上：74 人
 地域内施設数 保育園 0 幼稚園 0 小学校 0 中学校 0 児童館等 0
 国際的にも有名な繁華街歌舞伎町の一角に新宿区役所があります。この地域に住む子どもは非常に少なく、日本一の乗降客のある新宿駅周辺は、来街者にもやさしい子育てバリアフリーのまちづくりがテーマです。

柏木地域

人口：27,031 人 18 歳以下：2,580 人 65 歳以上：4,336 人
 地域内施設数 保育園 5 幼稚園 2 小学校 2 中学校 1 児童館等 2
 古くからの住宅地ですが、道路拡幅や再開発事業などにより、まちの姿が大きく変化している地域です。大規模マンションも増えてきました。特別出張所毎に開催している課題別地域会議の平成 15 年度テーマは「子育て」でした。
 まちの中での子どもの安全を守ろうと、地域住民の自転車、地域の新聞販売店と協力し、新聞配達用の自転車にも「パトロール中」のステッカーをつけてもらうなど、地域住民と事業者が一体となった活動を進めています。

角筈地域

人口：12,713 18 歳以下人口：1,001 65 歳以上人口：2,043
 地域内施設数 保育園 1 幼稚園 2 小学校 1 中学校 0 児童館等 1
 江戸時代までは近郊農村地帯であり、新宿中央公園西隅の熊野神社周辺は十二社と呼ばれた江戸の景勝地でした。平成 3 年淀橋浄水場跡地に形成された超高層ビル群の一角には、東京都庁が移転してきました。
 平成 16 年度は中央公園内の「ちびっこ広場」を活性化し、子どもや乳幼児連れの親子が安心して遊べる公園づくりを進めます。

駅周辺自転車等放置台数

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
東京都	211,711	198,359	196,611	201,240	200,317	197,957	170,698
指数(平成8年=100)	100.0	93.7	92.9	95.1	94.6	93.5	80.6
区部	167,370	164,147	163,278	171,087	173,884	165,281	143,878
指数(平成8年=100)	100.0	98.1	97.6	102.2	103.9	98.8	90.0
新宿区	10,261	10,026	8,734	9,290	9,362	13,193	7,315
指数(平成8年=100)	100.0	97.7	85.1	90.5	91.2	128.6	71.3

(『東京都社会指標(平成15年度)』 駅前放置自転車の現状と対策(生活文化局))
* 鉄道駅の半径500m以内で放置された自転車・原付・自動二輪

新宿区内の鉄道の駅
新宿区内には10路線46の駅があります。エレベーター、エスカレーター等を使いホームから地上へ行くルートを確認している駅は25駅(54%)です。



早稲田大学大隈講堂



戸山ハイツ

落合地域

落合第一地域

人口: 30,068人 18歳以下: 3,723人
65歳以上: 4,892人
地域内施設数 保育園3 幼稚園5
小学校3 中学校1 児童館等2

落合第二地域

人口: 28,974人 18歳以下: 3,630人
65歳以上: 5,053人
地域内施設数 保育園4 幼稚園6
小学校3 中学校2 児童館等2

戸塚地域

人口: 33,789人 18歳以下: 3,576人 65歳以上: 6,121人
地域内施設数 保育園3 幼稚園5 小学校4 中学校2 児童館等2
JR山の手線、西武新宿線・地下鉄東西線とのターミナル駅である高田馬場駅を中心とする地域です。早稲田大学周辺は古本屋街が今も残り、学生街となっています。
子どもの安全への関心が高く、安全・安心のまちづくりのモデル地域にも指定されました。PTAが中心となって「子ども安全マップ」も作成しています。

大正末に高級住宅地として目白文化村が開発されるまでは、近郊の農村地帯でした。現在は戸建て住宅中心の落ち着いたまちですが、次第にマンションも増えつつあります。

地域にはみどり豊かなおとめ山公園や野鳥の森公園などがあり、神田川や妙正寺川の河畔は、春には桜が咲き誇ります。また林芙美子記念館や染めの里二葉苑などのミニ博物館もあり、地域の人々の安らぎの場となっています。

榎町地域

人口: 29,181人 18歳以下: 3,565人 65歳以上: 5,462人
地域内施設数 保育園3 幼稚園5 小学校4 中学校3 児童館等3
夏目漱石が生まれ育ち、「三四郎」、「心」、「それから」などの代表作をこの地で書いています。また「明暗」執筆半ばでこの世を去った漱石山房跡は、漱石公園として整備されています。印刷関連産業が多く、また寺社の多い古くからの市街地であり、下町的なふれあいの残る地域ですが、一方では防災上の課題も抱えています。
地域で子どもを見守る活動が活発に行われ、メールによる安全情報の発信に先駆的に取り込むなどITの活用にも積極的な地域です。

笹筒町地域

人口: 30,670人 18歳以下: 4,042人 65歳以上: 4,944人
地域内施設数 保育園4 幼稚園4 小学校3 中学校2 児童館等3
歴史ある地名や歴史的資源が多く残っています。また、神楽坂周辺などは古くからのコミュニティが維持されています。一方、交通の利便性の向上により、大規模マンションの建設も進んでいる地域です。
各地域団体が協力して子どもの居場所づくり事業「みんなの部屋」を実施するなど、地域全体で子育て支援を進めていこうという意欲の高いまちです。古くから住んでいる区民と社宅やマンション等の集合住宅に住む新しい区民とが出会い、共に協力しながらより良いまちづくりを進めていくことが求められている地域です。

若松町地域

人口: 30,537人 18歳以下: 3,604人 65歳以上: 6,388人
地域内施設数 保育園5 幼稚園4 小学校3 中学校4 児童館等2
住宅地ですが、大規模病院も多いのが特徴です。
平成12年に地下鉄大江戸線が開通し、交通の利便性が向上し、新しいマンションが次々に建設され、人口の増加要因となっています。
その一方で、大規模な公営住宅である戸山ハイツは、昭和40年代から50年代に高層化され、多くの子ども達の声が聞こえていましたが、近年は高齢化が進んでいます。
歴史的に価値のある建築物「旧小笠原邸」の保存が実現し、現在は、民間業者がレストランを運営しています。

四谷地域

人口: 33,726人 18歳以下: 3,243人 65歳以上: 6,611人
地域内施設数 保育園5 幼稚園5 小学校5 中学校1 児童館等2
江戸時代から江戸の玄関口四谷の大木戸が設置され、甲州街道の発達とともに「新宿区」の名前の由来となっている「内藤新宿」が江戸の四宿のひとつとして栄えました。
新宿御苑や神宮外苑などの大規模公園や、サッカー少年の憧れの地「国立競技場」がある地域です。



人口は平成16年1月1日現在

一般診療所数・病床数

	施設数	人口10万対施設数	病床数	人口10万対病床数
全国	94,819	73.8	187,894	147.5
東京都	11,848	96.6	8,378	68.7
区部	9,034	108.8	5,976	72.0
新宿区	568	191.3	263	87.7

(『2003年地域保健医療基礎統計』『第55号東京都衛生年報(平成15年版)』平成14年10月1日現在)

区内の公園(平成16年4月1日現在)

公園種別	箇所数	面積(m ²)	備考	
国民公園等	2	587,108.04	新宿御苑, 明治神宮外苑	
都立公園	2	215,617.44	明治公園, 戸山公園	
2区にまたがる都市公園	千代田区立	12,818.00	外濠公園	
	中野区立	3,687.45	哲学堂公園	
区立	公園	90	312,840.81	
	児童遊園	61	28,704.69	
	ポケットパーク	16	2,133.73	
	その他の公園	1	17,314.83	妙正寺川公園
	小計	168	360,754.32	
計	174	1,180,224.99		
区立遊び場	10	3,966.61		

(環境土木部土木課資料)



7 新宿区の次世代育成支援をめぐる課題と方向

自然環境・遊び場

自然や広々した空間などは豊かではない

子ども・若者の状況

インターネットや携帯電話の普及
若者が自立しにくい社会

家庭の状況

核家族家庭・ひとり親家庭・共働き家庭の増加
単独世帯の割合が高い
居住者の約1割が外国人

乳幼児の子育て家庭

0歳～2歳の約7割は家庭で育児している
子育てがいつもつらいと感じている保護者が約5%いる
乳幼児の母親の子育てに対する負担感は、就労形態がパート・アルバイトの層で高い傾向がある

地域の特性

人口の流動性・匿名性が高い
遮蔽性の高い住居の増加

子育て支援サービスの状況

子育て支援の基盤整備は進んでいるが、さらなる充実と実施方法等の工夫が求められている

まちの環境

放置自転車対策・安全な歩道の整備など
交通バリアフリーに関する課題がある
子どもの安全に不安を抱く保護者が多い

豊かな子ども時代を保障するとともに、次代を担う自立する力を育てるためのハード・ソフト両面からの取り組みが求められている。

子育て家庭の多様なニーズや子ども観に対応した施策が求められている。ひきつづき子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てしている家庭へバランスのとれた支援が必要。

みんなで子どもを見守り・育てることができる地域づくりを進める必要がある。

サービスの質の向上と効果的な提供への工夫が必要である。

子育て家庭にも安全・安心なまちづくりが求められている。

8 施策目標

基本的な視点

子どもの権利を大切に
子どもの幸せを
第一に考える視点

特に大切にしたい3つのポイント

子どもたち自身の生きる力と育つ力
子どもと大人のパートナーシップ
子どもたちの社会への参画

家庭の多様なあり方を
尊重する視点

子育てを社会全体で
支援する視点

サービスの質の向上と
効果的な提供をめざす視点

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は一生の土台を築くかけがえのない時期です。次世代の親となり未来を担う子どもたちが、幅広い知識・考える力・豊かな感性及び生活力を身につけることができるよう、教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

目標2 きめこまやかなサービスで すべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう応援するため、子育て支援サービスを点から線につなげ、さらに面へと広げることにより、サービスを必要としている人が利用しやすいサービスを実現していきます。

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい 環境づくりを進めます

現代の多様な働き方に対応した多様な保育・学童クラブサービスの充実を図っていきます。

また、家族が協力して子育てと仕事の両立を目指すことができるよう、子育て家庭に配慮した取組みの促進について企業への働きかけを行っていきます。

目標4 家庭・地域の 子育て力・教育力をアップします

子どもの成長と子育て家庭を応援するサポーターが、地域の中に生まれるような取組みを進めていきます。

子育て中の人、支えられるだけでなく、できる範囲で、支える側にもなるような仕組みづくりを行うとともに、その意識の広がりを促していきます。

目標5 安心して子育てできる 都市環境をつくります

家庭・学校・保健・警察・地域・区の機関等が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守るための活動を行うことにより安全なまちをめざします。

繁華街が多い地域性を考慮した非行防止活動への取組みを進めていきます。

事業者とも連携しながら子育てバリアフリーの推進、子育てしやすい住環境の整備等を進め、都市の利便性を活かした子育てしやすいまちづくりをめざします。

9 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

(仮称)新宿区児童青少年協議会の設置

新宿区青少年問題協議会の機能と次世代育成支援対策地域協議会の機能を統合し、「(仮称)新宿区児童青少年協議会」を条例で設置します。

この協議会で、本計画の進捗状況の把握、地域の次世代育成支援にかかわる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、次世代育成支援について、区民代表・学識経験者等との意見交換等を行っていきます。

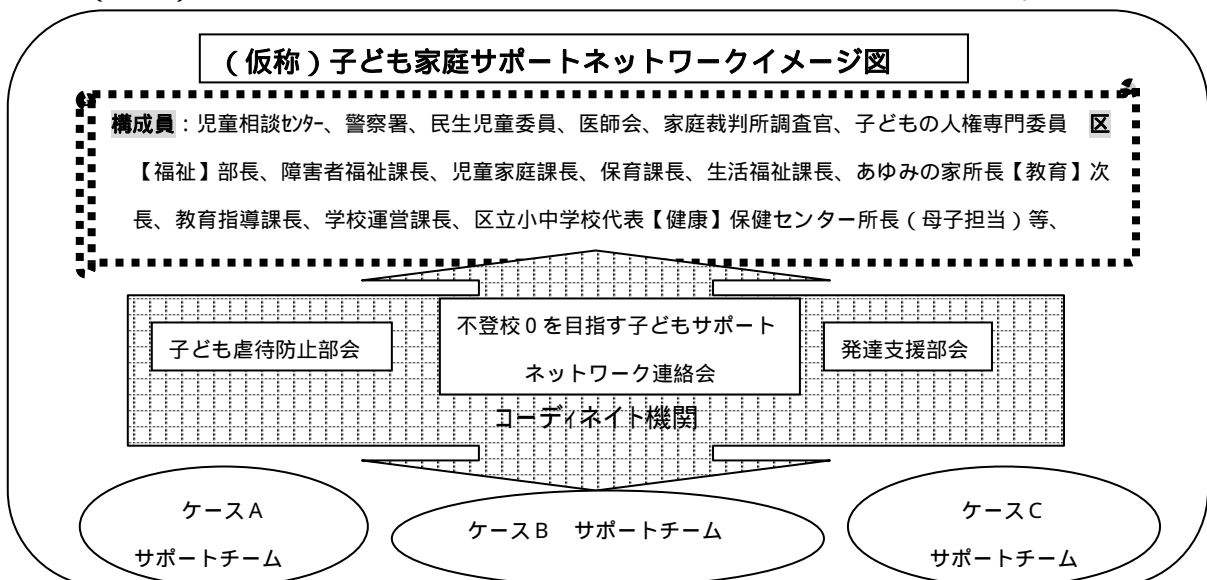
また、次世代育成支援に関する地域のきめ細かい課題の把握及び地域からの提案づくり等は、平成18年度に各出張所単位に設立される予定の(仮称)地域協議会において行っていきます。

子どもと家庭に関する施策を総合的に進める体制の整備

青少年を含めた子どもと家庭に対する新たなビジョンづくり、次世代育成支援計画の進行管理、「(仮称)新宿区児童青少年協議会」の運営等の次世代育成支援を総合的に推進する組織を検討していきます。

また、就学前の子どもの教育・保育のあり方について、総合的・多角的な視点から検討する体制を整備していきます。

さらに、子ども虐待防止連絡会・不登校0をめざす子ども学校サポートネットワーク・発達支援関係機関連絡会など、主に行政機関で構成する子ども・子育て支援関連の連絡会等を再編し、状況に応じ適切なチーム体制を組んで対応できる組織をめざして「(仮称)子ども家庭サポートネットワーク」として再編成していきます。



事業推進のための財源確保及び受益と負担のあり方の検討

次世代育成支援施策を推進するため、事業運営の効率化等による財源確保、サービスごとの行政コスト及び負担の適正化等について検討を行っていきます。

10 施策の体系

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 子どもの権利を大切にする取組みの充実
- 2 子どもの生きる力・自立の促進
- 3 幼児期の教育・保育環境の充実** 重点
- 4 子どもたちの遊び場・居場所の充実** 重点
 - 集い・遊べる公園をふやす取組みの充実
 - 児童館の充実
 - 学校を核とした子どもの居場所づくり
- 5 子ども・親子・世代間の交流の促進
- 6 子どもの読書活動の充実

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

- 1 子育て支援サービスの総合的な展開** 重点
- 2 親と子の健康づくり
- 3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実
 - 障害児等と家庭への支援
 - ひとり親家庭への支援
 - 外国人家庭への支援
 - 虐待予防及び被虐待児と家庭への支援
- 4 経済的な支援

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

- 1 多様な保育サービスの展開** 重点
 - 保育園・認可外保育施設の充実
 - 学童クラブの充実
- 2 働きかたの見直しへの啓発

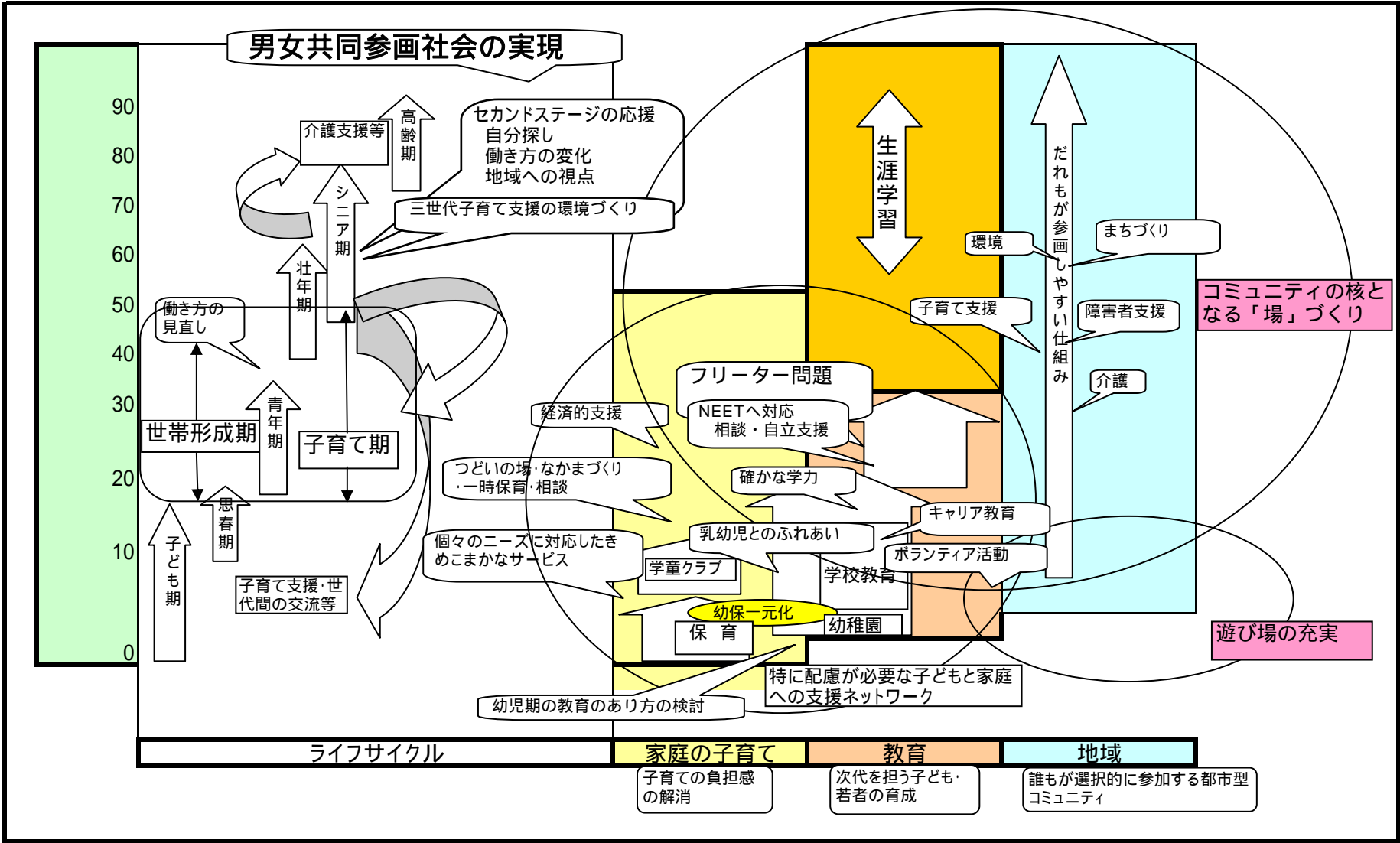
目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

- 1 家庭・地域の子育て力・教育力の向上
- 2 地域との協働で進める次世代育成支援** 重点

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

- 1 地域・事業者とともにすすめる子育てバリアフリー
 - まちの子育てバリアフリーの推進
 - 子育てしやすい住環境づくり
- 2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

ライフサイクルを見通した次世代育成支援



現状と課題及び今後の取り組み

この章は、このように構成しています。

現状

当該施策の背景の理解をしていただくことを目的として、国等の動向、関連調査の結果等をふまえながら新宿区の現状について述べています。

課題と今後の取り組み

課題

目標実現に向けての課題

今後の取り組み

課題に対応する取り組みの方向性

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標

目標実現に向け、施策を進めていくための主な事業です。

主な事業については、平成16年度の現況と平成21年度までの目標を記載しています。

網かけは、「新宿区第4次実施計画(中間のまとめ)」の重点事業となっている事業です。

平成16年度現在実施している次世代育成支援関連の全事業は、巻末の一覧に整理しています。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 子どもの権利を大切にする取組みの充実

現 状

「子どもの権利」とは？

生きる権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つこと。

育つ権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

(子どもの権利条約/日本ユニセフ協会抄訳より)

新宿区の「子どもの権利」に関する取組みの柱

1 人権教育

学校教育や生涯学習・福祉の各分野で、人権教育プログラムによる教育やCAP講座(注)などの体験学習を行っています。

2 権利侵害等への対応

区立小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の教室相談員の設置、区立小学校への心理士の派遣、教育センター・子ども家庭支援センター・児童館など、子どもからの相談を受ける窓口の充実を図っています。

虐待等に対応するための関係機関のネットワークが効果的に機能するよう日常的な連携の強化も図っています。

3 子どもの区政等への参画の機会づくり

小中学生の区政に対する関心や意識を高める機会として、区長等の前で意見を述べる、小学生フォーラム・中学生フォーラムを実施しています。

また、児童館・生涯学習事業や公園・施設づくりなど、ソフト・ハード両面において、子どもの意見を反映する取組みを進めています。

(注) CAP : Child Assault Prevention=子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム

課題と今後の取組み

「子どもの権利」についての理解促進

身近で相談しやすい場所

子どもへの権利侵害に適切に対応できる体制整備

施策への子どもの参画促進

主な事業

体験学習等を活用した人権教育の推進

学校・幼稚園・保育園・児童館・保健センターなど教育・福祉・保健の各分野において、体験学習等を取り入れながら、子ども自身及び保護者が「子どもの権利」について理解し、子どもの権利を大切にしている意識が身に付くよう、継続的な取組みを進めていきます。

啓発事業の充実

子どもの虐待・子どもの性の商品化・子どもへの性犯罪等の防止のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

相談とネットワークの充実

相談機関・子どもと子育て関連施設・民生児童委員等のネットワークが効果的に機能するための取組みを進めていきます。

子どもが取組める身近な課題からの参画

子ども自身の施策等への参画の機会と子どもの参画意欲を高める取組みを増やしていきます。

事業名	16年度現況	21年度目標
学校における人権教育の推進 各校に人権教育担当者を配置し人権教育年間計画を作成する	区立学校全校で実施 教職員の人権教育研修会の参加率 93% (15年度実績) 道徳公開授業への区民参加人数 2,819名 (15年度実績)	区立学校全校で実施 教職員の人権教育研修会の参加率 90%以上の参加率の維持 道徳公開授業への区民参加人数 3,000人以上
中学校へのスクールカウンセラーの配置	区立全中学校で実施 1回/週	区立全中学校で実施 各学校の生徒の実態に即した学校相談体制の整備を充実させます。
小学校への心理士の派遣	区立小学校18校 1回/週	区立全小学校で実施1回/週 各学校の児童の実態に即した学校相談体制の整備を充実させます。
施策への子どもの参画・促進	小学生フォーラム 2回/年 中学生フォーラム 1回/年 公園づくりワークショップ 1回/年	フォーラムやワークショップの手法を用い、施策等への参画の機会と意欲を高めます。

2 子どもの生きる力の育成と自立の促進

現 状

学校教育の充実

1 特色ある学校づくり

すべての区立小・中学校、養護学校、幼稚園で特色ある教育活動に取り組んでいます。子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育成し、次代を担う子どもたちが自立した大人に成長することをめざしています。

各学校の特色は、学校案内や新宿区ホームページの「区立小・中学校のホームページ」で紹介しています。

2 開かれた学校づくり

保護者が子どもにあった学校を選び、子どもたちの個性を伸ばすことができるよう区立小・中学校において「学校選択制度」を導入しています。

学校を選ぶにあたっての情報提供は、「学校案内冊子」の配付、学校公開(年2回)、「区立小・中学校のホームページ」で行っています。

また、保護者や地域の方々とともに学校について考え、魅力ある学校をつくっていくために、「学校評議員制度」、「外部評価制度」、「スクールコーディネイター制度」を導入しています。

3 児童・生徒数減少への対応

区立小・中学校において、教育活動や集団活動に適した規模を維持し、教育効果や社会性の向上を図るために、児童生徒数の減少した学校の統廃合を行っています。

児童生徒数の変化 【中学校生徒】 最大 18,395 人(昭和 37 年) 3,049 人(平成 16 年)

【小学校児童】 最大 37,614 人(昭和 33 年) 7,934 人(平成 16 年)

若者の自立支援

若者の価値観や働き方の多様化などから、失業率・離職率、フリーターが増加しています。その原因としては、景気低迷による就職難のほか、社会生活や職業生活の前提となる生活習慣が身につけていない若者の問題も指摘されています。また、働く目的ややりたい仕事が見つけれず、就業活動や準備をしない「NEET(ニート)」と呼ばれる若者も増えています。このような状況は、若者の経済的自立を妨げ、家庭や子どもを持つことを困難にする要素ともなるため、少子化の原因のひとつを構成していると考えられています。

このような背景のもと、平成16年に文部科学省・厚生労働省・経済産業省・内閣府合同の「若者自立・挑戦プラン」が策定され、各分野における対策が始まっています。新宿区もキャリア教育推進地域の指定を受け(16～18年度)小・中学校各1校の実践協力校においてキャリア教育に取り組んでいます。

NEET: Not in Employment, Education or Training の頭文字をとった造語で「若者無業者」をいう。
非労働力人口のうち 15 歳から 34 歳 家事・通学をしていない 卒業者 未婚に該当する人を指す。

課題と今後の取組み

「確かな学力」の育成

「生きる力」の育成

就労意欲の醸成

主な事業

学校・地域の特性を生かした教育活動の展開

学校や地域の特性を生かし特色ある学校づくりを推進し、子どもたちにとって魅力ある教育活動を展開していきます。

地域の人たちとともに考える学校へ

外部評価制度の充実や地域の教育力の導入を図るなど開かれた学校づくりを推進します。

キャリア教育実践の成果の検証と若者の自立支援

学校の総合的な学習の時間や生涯学習の分野において、職業観を育てるとともに、卒業後に就労していない、また就労意欲に欠ける若者の支援についても検討していきます。

事業名	16年度現況	21年度目標
特色ある学校づくり	「特色ある学校づくりのための教育活動計画（17年度からの3年計画）」を作成し、各校の独自性の強化を図ります。	「特色ある学校づくりのための教育活動計画」の検証をふまえ、各校の特色ある教育活動の充実を図ります。
少人数学習指導の推進 少人数学習指導のための教員加配し学力の向上を図る。	小学校におけるチームティーチング又は少人数学習指導 配置率 93%	小学校におけるチームティーチング又は少人数学習指導 配置率 100%
情報教育の推進	実施 全校	実施 情報活用実践力を育成します。
外国人英語指導員の派遣 国際化の進展に対応した実践的コミュニケーション能力を育成する。	全校に派遣 英語教科の絶対評価3以上の生徒の率 79.7%（15年度実績）	全校に派遣 英語教科の絶対評価3以上の生徒の率 90%以上
小・中学校ホームページ開設 学校情報の地域への発信力の向上	全校で開設 各学校自己評価の公開 無	全校で開設 各学校自己評価の公開 全校
スクールコーディネーターの活動 学校を核とする家庭・地域の活動を支援し、子どもの教育活動の充実を図る。	実施 （16～18年度経過期間） 配置数：小学校 25校 / 30校 中学校 12校 / 13校	本格実施 全校配置
学校評議員制度	全校で実施（公募導入1校）	全校で実施（公募導入全校）
子どもインターンシップ事業 PTA主催による地域の商店街、各校が協力し、生徒の商業体験の実施。	実施（平成16年度大久保地域） 参加者数延 76人 協力店舗 37店	地域社会、保護者との連携の下、次代を担う子どもたちの体験活動の充実を目指します。
新規（仮）若者の自立応援プラン NPO等と協働し、働くことに意欲をもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行う。		実施 （17年度検討） （18年度開始）

3 幼児期の教育・保育環境の充実

重点**現 状**

国の所管により二元化している幼児期の育ちの場

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期ですが、現在は、幼児が教育・保育を受ける場合は、学校教育法に基づき幼児を保育する「幼稚園」と、児童福祉法に基づき保育に欠ける児童を保護育成する「保育所」に分かれています。

しかし、保育所を利用する保護者の状況は多様化し、長時間保育の需要が高まる一方、一時保育・特定保育など不定期や少ない日数の保育需要も増えています。

また、幼稚園では、保護者の社会参加への要望やきょうだいが少なくなっている状況を背景に、預かり保育や3歳からの保育需要が高まっており、保育園と幼稚園は、利用する保護者のニーズ・サービス内容の両面で、その差異は小さくなっています。

「新宿区次世代育成支援に関する調査」では、保育園に通っている児童の保護者のうち約2割が預かり時間が長くなれば幼稚園に預けたい」と答えています。

こうした中、幼児の教育・保育を総合的に考え、保障する必要性が認識されはじめ、国においては、幼稚園指導要領と保育所保育指針の内容を近づけるとともに、就学前の教育・保育を一体的に提供する「総合施設」の検討を進めています。

幼稚園の現状

3、4、5歳児の8割以上が保育園・幼稚園などの保育施設に通っています。その内訳は、保育園が約3分1、幼稚園が約3分の2です。また、区立幼稚園と私立幼稚園には幼稚園児の約半数ずつが通っています。

3歳児は、4、5歳児に比べ自宅で過ごす子どももまだ多く、幼稚園の未就園児開放・児童館の幼児サークルなどの事業を利用していると考えられます。

しかし、きょうだい数の減少などから、できれば早めに集団生活をさせたいと考える保護者も増えており、区立幼稚園の3歳児クラスでは毎年待機児童がでています。

一方、区内全園で実施している私立幼稚園の3歳児クラスでは余裕がある園もあり、保育料の差が約4倍となっている公私幼稚園の保護者負担額の差が要因のひとつとなっていると考えられます。

これまで新宿区は、主に各小学校併設の区立幼稚園を整備してきましたが、子どもの数の大幅な減少により、定員に対する充足率が低下し、各年齢1クラス編成になっている園が大半であり、かつ区立30園中5園が休園中となっています。

今後は、幼児教育のあり方について、預かり保育や3歳児保育など多様化する幼稚園教育の新たな課題への取り組みをふくめ、私立幼稚園との役割分担をふまえながら総合的に検討していきます。

課題と今後の取組み

幼児の教育のあり方に関する
総合的な検討の必要性

幼稚園・保育園の連携・一元化の実施

地域の乳幼児が、保護者の就労状況等にかかわらず、0歳から就学前までの発達を見通した、年齢にふさわしい教育・保育を受けることができる環境をつくるため、幼稚園と保育園の連携・一元化を実施します。

公私立幼稚園がともに担う幼児教育の実現

新宿区の幼児教育の環境整備について総合的な検討を行い、公私立幼稚園が、それぞれの特徴を活かすことができる事業の具体化と質の向上を図っていきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
幼稚園・保育園の連携・一元化	検討	実施 2カ所 愛日幼稚園・中町保育園 の連携（17年9月開始） 四谷幼保一元化 （19年4月開設）
幼稚園における預かり保育の充実	私立園での実施	公私立幼稚園がともに担う 幼児教育のあり方を検討す る中で充実を図っていく
幼稚園における3歳児保育の充実	実施 区立13園・私立11園	公私立幼稚園がともに担う 幼児教育のあり方を検討す る中で充実を図っていく
公私立幼稚園がともに担う幼児教育のあり方の検討		17・18年度で検討

重点

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

集い・遊べる公園をふやす取組みの推進

現 状

新宿区内の公園

1 公園（区立遊び場を含む）の数・広さ

公園（区立遊び場を含む）数は184あり、区の面積の6.47%、1人あたりの公園面積は、3.93㎡です。

国民公園である新宿御苑を始め、都立戸山公園、新宿中央公園など大規模公園がありますが、多くは小規模な地域の公園です。

2 遊び場として十分活用しきれてはいない公園

乳幼児の屋外の遊び場として多くの区民に利用されている公園、バスケットゴールが設置され小学生から中学・高校生までの幅広い年齢層の子どもが体を動かして遊ぶことができる公園もありますが、遊び場としては十分な広さのない公園が多いのも現状です。

ボール遊びができる公園数（平成16年8月現在）

スポーツコーナー	11カ所
バスケットボール等の設置	5カ所

3 ホームレスが多い公園

大都市の一部に見られる特徴として、新宿区は東京都内では最もホームレスが多い区で、公園で暮らすホームレスも多くなっています。

4 河川公園

子どもたちが川や水辺に親しむ機会をもてるようにするため、河川改修に合わせた水辺の整備を進め、魚などの生き物と親しみ、ふれあえる環境づくりを進めています。

公園の整備・改修にあたっての取り組み

「みんなで考える身近な公園の整備」事業及びその他の公園の整備における地域の子どもや区民の参画など、公園の整備改修にあたっては、区民との協働の視点を重視し、地域性や利用者のニーズを反映して進めています。

課題と今後の取組み

安心してのびのび遊べる
公園づくり

既存の公園の再生と活性化

子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現をめざし、広く区民の意見を聞きながら既存の公園の再生を図っていきます。

遊びのリーダーの育成

子どもたちが公園で生き生きと遊ぶことができるようなプレイパークのリーダー等の育成支援を行います。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
<p>新宿中央公園活性化プラン</p> <p>新宿中央公園の各エリアの性格を特化して活性化する。</p>	<p>整備</p> <p>【ちびっこ広場】</p> <p>子ども専用エリアとして安心して安全に遊べる公園として整備する。</p> <p>【多目的運動広場】</p> <p>バスケットゴールの設置</p>	<p>協働による運営</p> <p>地域住民・NPO等によるプレイパーク活動を支援するなど協働による運営をめざしていきます。</p>
<p>プレイパーク活動への支援</p> <p>区内公園でのプレイパーク活動支援のため場の確保及びプレイリーダー謝礼の一部助成等を行う。</p>	<p>プレイパーク活動の支援</p> <p>2カ所</p>	<p>プレイパーク活動の支援</p> <p>5カ所</p>
<p>プレイリーダー養成講座</p> <p>地域の子どもの活性化リーダー養成講座の実施。</p>	<p>実施予定なし</p> <p>(隔年開催)</p>	<p>スタッフ25名</p> <p>リーダー5名の養成</p>
<p>アユが喜ぶ川づくり</p> <p>(神田川河川公園の整備)</p> <p>アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>整備</p> <p>6カ所</p>	<p>整備</p> <p>7カ所</p>
<p>みんなで考える身近な公園の整備</p> <p>小規模公園改修の際に住民の意見を反映するための懇談会に加え、子どもの参画を促していく。</p>	<p>工事</p> <p>3カ所</p>	<p>整備</p> <p>7カ所</p>

児童館の充実

現 状

新宿区の児童館

新宿区には、21の児童館があり、すべてに学童クラブを併設しています。

主に小学生の安全な遊び場として昭和39年に第1号の児童館がオープンしてから40年以上が経過し、少子化の進行や学校五日制の開始、共働きの増加、核家族化など、社会状況及び子どもや家庭の状況の変化に伴い、児童館に期待される役割も、子どもたちの仲間作りや豊かな遊びの提供にとどまらず、子育て支援や地域交流の場としての役割も加わってきました。また、開館日や利用時間も拡大してきました。

現在、児童館は、児童指導の専門職員が配置され、地域の子どもの居場所・乳幼児親子のつどいの場・身近な相談の場として多くの子どもと保護者に親しまれ、利用されています。

このように、乳幼児から18歳未満を対象とした施設である児童館は、地域の子どものたちの成長の流れを見守ることができる重要な拠点となっています。

また、保育園・ことぶき館（高齢者のいこいの場）等との併設施設もあり、世代間の交流ができる場にもなっています。

学校との連携

子どもが巻き込まれる事件・事故が増え、安全についての不安が高まっています。子どもたちが安全な放課後生活を送るために、学校との連携を求める保護者の声を受け、学校施設の一部を、放課後の子どもの居場所として活用する児童館として、平成16年度、西新宿小学校に隣接する旧淀橋第二中学校に西新宿児童館を移転し、乳幼児から小学生までを対象とした児童館「西新宿こども館」をオープンしました。

中高生にとっても魅力ある居場所として

平成16年度に榎町児童センターに中高生スペースを整備する際に、近隣中学校へのアンケートや会議を行いました。中高生にとって魅力ある居場所として利用されるためには、中高生自身の意見を反映することが基本と考え、今後も取り組んでいきます。

課題と今後の取組

幅広い年齢層のニーズをとらえた対応

小規模施設の場合、限られたスペースでは、利用時間・場所の住み分けを工夫しても、年齢層により異なるニーズに対し、十分にこたえるのは難しい。

特色のある運営

地域特性や利用実態を考慮し、利用者や地域の意見を反映した運営を進め、地域の子ども文化の拠点としていきます。

「こども館」の整備

地域の特性に応じ、小学生までの子どもの健全育成と家庭の子育て支援を行う児童館事業と学童クラブ事業の機能を持った児童福祉施設を「こども館」として整備していきます。

整備にするにあたっては原則として区立小学校の統廃合による新築・改築時等で、スペースが確保できる場合に併設するなど、地域・施設の状況に応じ検討します。

「児童センター」の整備

既存児童館の一部を地域特性や施設の特徴に応じ「児童センター」として整備していきます。これまでと同様、乳幼児親子から中高生までを対象としますが、「中高生の活動への支援」又は「乳幼児親子の居場所づくり」としての機能を強化し、特色のある運営を行っていきます。

また、「児童センター」には、ソーシャルワーク業務を行う担当者を配置し、子育てに関する相談や地域調整機能を強化します。

さらに、広域的な視点から「こども館」「児童館」における協働事業等の調整を行います。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
中高生にとっての魅力ある居場所づくり	設置 1カ所	設置 5カ所
乳幼児スペースの確保	確保 5カ所	確保 8カ所
児童センター運営協議会・こども館運営協議会	設置 3カ所	設置 全館

学校を核とした子どもの居場所づくり

現 状

校庭等の開放状況と遊び場としての期待

学校は子どもにとって最も身近な施設であり、思い切り体を動かせる遊び場・ボール遊びができる遊び場・安心して遊べる場所としての「校庭」の役割の期待は大きいものがあります。「新宿区次世代育成支援に関する調査」の自由意見欄には、思いきり体を動かせる遊び場・ボール遊びができる遊び場・安心して遊べる場所として「校庭」を利用したいと希望する意見が多く寄せられました。

しかし、子どもが安全に遊べる場所としての施設管理上の必要性から、一部施設の限定的な開放となっています。

平成16年度からは、各中学校とその学区域の小学校を1ブロックとし、ブロック毎にスクール・コーディネーターなどで構成される運営協議会を組織して、放課後及び土曜・休日等に学校施設を利用しての子どもの居場所づくりを行い、学校施設のより一層の開放・活用を図っています。

総合型地域スポーツ・文化クラブの創設に向けての動き

学校を、子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域において様々なスポーツや文化に親しむための、新たな地域のコミュニティの拠点と位置付け、区民が自主的・主体的に運営するクラブの創設を支援しています。

現在、10地区8クラブが「スポーツ交流推進委員会」を立ち上げ、区立中学校を拠点として「スポーツ交流会」を実施しています。

課題と今後の取組み

区立小・中学校の開放と
有効利用の促進

学校・家庭・地域の連携による

子どもの居場所づくり

スクール・コーディネーターを中心に、学校長・PTA代表により構成する新宿子ども居場所運営協議会が主催し、放課後及び土曜・休日等における小中学校での子どもの居場所づくりを実施していきます。

地域のスポーツ交流会から
総合型地域スポーツ・文化
クラブへの機能的転換

総合型地域スポーツ・文化クラブの

運営体制づくりへの支援

地域の教育・スポーツ振興に関わる人材の連携・ネットワークを活用し、クラブを支える体制づくりを支援するとともに、クラブの経営やクラブの情報発信・集約拠点として、学校等の活用を進めます。

また、会員の会費・イベント等の事業収入により自立した運営が可能になるよう助言等を行っていきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
(学校を活用した) 子どもの居場所づくり	実施 中学校単位の 全ブロック 回数延べ44回 参加人数8,800名	充実 学校が、子どもの居場所として定着することをめざします。
総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	スポーツ交流会実施 10地区8クラブ	総合型地域スポーツ・文化クラブの運営支援

5 子ども・親子・世代間の交流の促進

現 状

子どもたち同士の交流

子どもたちが、異年齢の交流や地域の大人との交流を行うことは、子どもたちの心身の成長を促し、豊かな心を育むと共に、社会性を身につける貴重な機会でもあります。

また、地域の行事などに親子で参加することにより、親にとっても、自分の子ども以外の多くの子どもたちと接することで、自分の子どもの成長を理解しやすくなる効果があります。

このような取り組みは、児童館、学校・幼稚園、地域センター等の活動のほか、PTA・地区青少年育成委員会・子ども居場所運営協議会・スポーツ関係団体などが主体となった公共施設等を利用した様々な活動があり、地域全体での次世代育成支援の取組みにつながっています。

世代間の交流

1 高齢者との交流

近隣に高齢者施設がある学校や幼稚園・保育園、児童館では、その施設の利用者と子どもたちの交流の機会を設けています。

また、区では、高齢者が、ボランティアとして自分の持っている特技や知識を登録する「マイスター制度」を設け、地域活動の中で生かしたり、小中学校・児童館などで子どもたちなどに伝えたり、教えたりする活動を通して、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流促進、地域の活性化につなげることをめざしています。

2 中学生と乳幼児のふれあい

子ども家庭支援センターでは、「中学生と赤ちゃんとのふれあい事業」を行っています。また区立中学校の総合的な学習の時間などで、中学生が乳幼児とのふれあい体験をしています。

きょうだいが少ない状況のなか、「新宿区次世代育成支援に関する調査」の中学生調査では、弟や妹以外の近隣の親戚の乳幼児と遊んだ経験が多いほど、「結婚し子どもがいる」という将来の家族像を描いている割合高くなる結果が見られました。

課題と今後の取組み

世代間の交流促進

高齢者との世代間交流の促進

マイスター制度などの活用を通して、高齢者の経験・能力を生かした子どもとのふれあい事業の実施等による世代間の交流を促進していきます

あかちゃんとのふれあいの機会の拡大

子ども家庭支援センター等乳幼児連れが多く集まる場所での中高生のボランティア活動促進や体験学習等、ふれあいの機会づくりを進めていきます。

地域の多様な教育資源との連携

専門学校等の連携・協働事業の推進

専門学校・大学（学生を含む）あるいは民間企業に働きかけ、子どもとの交流事業への参加を呼びかけ、協働事業を実施していきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
マイスター制度を活用した高齢者と子どもの交流事業	実施 113回 登録人数 64人	実施 200回 登録人数 100人
中学生とあかちゃんの交流事業 子ども家庭支援センター・榎町児童センターと学校との連携等で実施	実施 2カ所	実施 6カ所

6 子どもの読書活動の充実

現 状

子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）

しかし、現代社会は映像文化と電子メディアの急激な発展により、インターネット、ビデオ、テレビゲーム、携帯電話などが身近にあふれ、子どもだけでなく大人の興味も本から離れる傾向がみられます。

しかし、高度情報化時代にあっても、それを動かすのは人間であり、インターネットなどのメディアの基礎は活字です。そして、人間関係を円滑に保つために必要なコミュニケーションを豊かにする表現力を身につけるために、読書の役割は重要です。

新宿区は、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を進めるため、平成16年3月に「新宿区子ども読書活動推進計画」を策定し、平成19年度までの取組みを明らかにしています。

新宿区の図書館等における読書環境

中央図書館1館と地区図書館8館があります。中央図書館には児童室が、地区図書館に児童コーナーがあり、多くの子どもたちに利用されています。

「新宿区次世代育成支援に関する調査」で「子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向について」尋ねたところ、「図書館の児童サービス（絵本の貸出し等）」は、今後の利用意向が最も高いサービスでした。

また、区立小中学校には学校図書館が設けられているほか、区立幼稚園・保育園・児童館・保健センターにも図書室・絵本コーナー等を設けています。

子ども読書活動の取組み状況

図書館や児童館、保育園、幼稚園では、子どもと本の出会いの機会を作るために、図書の貸し出しのほか、読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等を実施しています。

また、保健センターでは、平成15年度から「絵本でふれあう子育て支援」事業として、3～4ヶ月児健康診査のときに、読み聞かせの意義を説明し、絵本2冊を配付しています。

課題と今後の取組み

本とふれあう機会づくり

子どもたちに親しまれる図書館活動

「新宿区子ども読書活動推進計画」の着実な推進

子どもたちの豊かな心を育てていくために「絵本と出会う機会」と「子どもたちが読書に親しむ機会」づくりと図書館の利用しやすい環境づくりを進めていきます。

主な事業

事業名	16 年度現況	21 年度目標
中央図書館児童室の機能充実 「子ども図書館」として整備し、区内の地区図書館の児童サービスを総合的に支援するほか、ボランティアの育成や学校図書館の支援などを行う。	調査・検討	運営の充実 (17 年度改修工事) (18 年度開設) (19 年度～ 団体貸出等強化)
学校図書館の充実 学校図書館標準率を上回る蔵書数の確保を推進する。	学校図書標準の充足率 小学校 17 校 (57%) 中学校 4 校 (31%) (15 年 9 月 1 日現在)	学校図書標準の充足率 充足率の改善 100% (19 年度に達成)
図書館サポーター制度 登録ボランティアにより読み聞かせ等を行う。	サポーター登録数 新規登録数 77 人 既登録数 69 人	サポーター登録数 200 人
子どもホームページの開設 インターネットによる本の検索・紹介を実施する。	開設 (16 年 7 月)	本の検索・紹介方法の 充実
新宿区子ども読書活動推進会議 「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進と進捗状況の把握等を行う。	第 1 回推進会議開催 (16 年 6 月)	計画期間終了後 (20 年 3 月) 解消する
絵本でふれあう子育て支援	配付件数 1,730 人 (15 年度実績)	読み聞かせ方法の指導 の充実

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

重点

現 状

求められる利用者の視点にたった子育て支援サービス

新宿区では、仕事と子育てを支援するための施策として、保育園における待機児童の解消や延長保育、一時保育、病後児保育、休日・年末保育、学童クラブなどの保育サービスを充実するほか、在宅で子育てをしている家庭への支援も行うための施策として、子育て相談、子ども家庭支援センター、ファミリーサポート、子どもショートステイなど多様なサービスの充実を図ってきました。

また、既存事業の利便性の一層の向上を図るため、必要に応じ対象や手続きの見直しを行っています。

しかし、「新宿区次世代育成支援に関する調査」の自由意見欄には、子育て支援サービスのメニューはそろってきたが量的にはまだ足りないものがある、「細かい条件が合わずに利用できない」、利用手続きの方法や受付時間や曜日がサービス対象者の実態にあっていない、サービスがあったこと自体知らなかった等、もっと利用しやすいサービスが求められています。

ちょっとした手助けが子育て家庭を救う

「新宿区次世代育成支援に関する調査」において、「子育てをつらいと思うかどうか」との問いに対して、未就学児童の保護者の5.4%、小学生の保護者の4.5%が「いつもつらい」と感じていると答えています。

育児に大きな負担感を感じている保護者は、自分にふさわしいサービスを探して利用しようという意欲も失いがちになってしまいます。このように支援を必要としていながら利用につなげていない家庭に対し、どのように支援していくかは重要な課題です。

また、新宿区では、在宅で子育てする家庭のために保育施設（保育園・保育室・家庭福祉員）で一時保育を行っています。日常的に親子で利用している環境での一時保育への要望も高くなっています。

また、次世代育成支援計画策定協議会委員が行った児童館や保健センターでの面接調査では、出産して間もないころの手助けを希望する声が多く聞かれました。

課題と今後の取組み

子育て支援サービスの質と量の充実

総合的な相談窓口の必要性

身近で気軽に相談できる窓口の多さがメリットである一方で、相談内容に相応しい相談先がわかりにくい、各機関の特徴や専門性を生かしきれない場合があるという面も持っています。

支援を必要としているがサービスの利用につながらない親子への支援

利用者に届く情報発信の必要性

情報の「提供」から「発信」へと意識改革を行い、新聞の定期購読率の低下・インターネットの普及など情報メディアの多様化への対応と内容を充実することが求められています。また、発信する時期や回数にも配慮が必要です。

相談・つどいの場の一層の充実

乳幼児親子が安心して遊べるスペースの整備を進めるとともに、専用スペースのない施設についても乳幼児親子が利用しやすいような工夫をしていきます。

利用システム等の改善

利用者の意見を反映しながら、事業の見直しを進め、利用しやすいサービスの実現をめざします。

総合的な支援体制づくり

子ども家庭支援センターにおける総合コーディネート機能を強化します。

派遣型子育て支援サービス等の実施

相談やつどいの場を「用意して待つ」サービスだけでなく、施設型サービスでは解決できないニーズに対しては、ヘルパー等を派遣して育児・家事を支援していきます。

地域密着型周知方法の再評価

施設や区・町会掲示板の活用等、従来から実施している周知方法の価値を見直し、継続していきます。

子育て中の人や子育て経験者と協働した情報発信

区が一方向的に発信するだけでなく、利用者とともに魅力ある内容と時期・手段を考慮した情報発信の実現をめざします。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
地域子育て支援事業 子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターが連携し、相談・乳幼児の居場所など総合的な子育て支援を実施する	実施 3カ所	各種サービスをコーディネートしながら家庭における子育ての支援をしていきます。
乳幼児親子の居場所づくり 児童館・子ども家庭支援センターなど乳幼児親子が専用又は優先で集えるスペースの整備	実施 8カ所	充実 11カ所

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

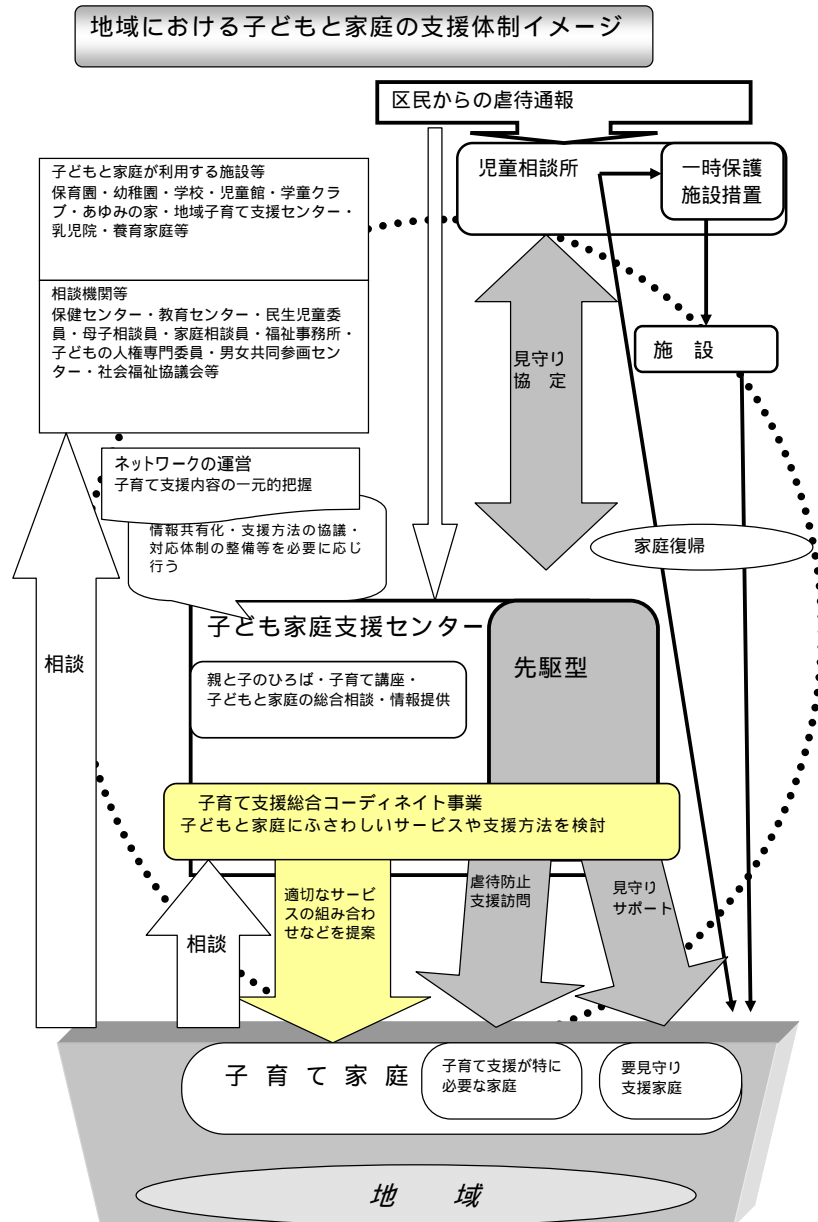
1 子育て支援サービスの総合的な展開

事業名	16年度現況	21年度目標
<p>親と子の相談室</p> <p>保健センターにおいて、専門医師・カウンセラー・看護師により、育児不安等主に乳児親が抱える心の問題についての相談を受ける</p>	<p>実施</p> <p>1回/月</p> <p>相談 49件</p>	<p>育児不安やストレスなどのリスクが高い者を中心に、育児不安の軽減を図ります。</p>
<p>(新規)子育て支援総合コーディネート事業</p> <p>多様な子育てサービス情報を把握し、情報提供、ケースマネジメント、利用の援助等を行う。 (子ども家庭支援センターの機能の拡充)</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p> <p>(17年度開始)</p> <p>利用者の満足度の向上</p>
<p>(新規)育児支援家庭訪問事業</p> <p>訪問相談・ヘルパー派遣等を行い出産後の育児軽減、育児不安の解消を図る。 (子ども家庭支援センターの機能の拡充)</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p> <p>430人/年</p> <p>(17年度開始)</p>
<p>ファミリーサポート事業</p>	<p>実施</p> <p>会員数 1,480人</p> <p>利用会員 1,214人</p> <p>提供会員 266人</p> <p>利用件数 10,597件</p> <p>(平成15年度実績)</p>	<p>充実</p> <p>会員登録の受付窓口の拡大、土曜、日曜の窓口の開設や会員への訪問相談の実施</p>
<p>子どもショートステイ</p> <p>保護者が一時的に家庭で子どもの養育ができない場合に、短期的に区内の乳児院等で預かる。</p>	<p>実施</p> <p>未就学児対象</p> <p>300人/年</p>	<p>充実</p> <p>「ショートステイ協力家庭」の利用による実施場所の拡充と小学生への対象年齢の拡充</p> <p>300人/年</p>
<p>一時保育の充実</p> <p>保育施設(保育園・保育室・家庭福祉員)で一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。 保護者の病気等の理由による「緊急」の場合だけでなく、理由を問わず預かる。 親子が日常的に利用する施設等においても実施していく。</p>	<p>実施</p> <p>保育園等空き利用型 (定員に空きがある場合各施設1人)</p> <p>44カ所</p> <p>保育園専用室型 (定員20人) 2カ所</p> <p>ひろば型 検討</p>	<p>充実</p> <p>保育園等空き利用型 (定員の空きにかかわらず「緊急」は各施設1名)</p> <p>41カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用室型へ移行2園 ・廃園予定 1園 <p>保育園専用室型 (定員40人) 4カ所</p> <p>(新規)ひろば型 3カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふたばひろば」 <p>(17年度開始)</p>

目標2 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

事業名	16年度現況	21年度目標
区民とつくる子育て情報局 区民の子育てグループと区が協働し、地域の子育てに関する総合的なWebサイトをつくり、わかりやすい子育て情報の発信をめざす。	実施	充実 区民との協働による運営
「子育てサービスガイド」の発行 子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子を作成し子育て家庭に配布する。 平成16年度からは、子育て中の転入者に対し、手渡しで配付しています。	実施 発行部数 5,000/年 設置力所・配布窓口 87カ所	充実 区民との協働による発行 (17年度実施)



2 親と子の健康づくり

現 状

新宿区の母子保健事業

新宿区では、4か所の保健センターが地区を分け、母子健康手帳の交付に始まり、両親学級・育児学級、乳幼児の健康診査など、妊娠から出産・乳幼児期の母子の心身の健康をサポートする、専門的で重要な役割を担っています。

特に健診や予防接種など乳幼児と保護者に接する機会をとらえ、家庭内における事故防止の啓発（乳幼児事故防止のためのパンフレットの配布）や絵本とふれあうきっかけづくり（「子どもの読書活動の充実」P32参照）も実施しています。

また、「親と子の相談室」を実施し、子どもの健康・発達状況だけでなく保護者の心理状態の把握とフォローを行っています。

そのほか母親学級・両親学級、乳児健診時を利用して、同じ年齢の子どもをもつ親同士の交流を深めるため、これらの事業の参加者にはたらきかけて、育児グループづくりを行っています。

保健センターと他機関の連携

保健センターは、発達や虐待などに関し、関係機関と連携において、保健の専門機関としての役割を担っています。

発達支援関係機関連絡会への参加（障害児への支援）

子ども虐待防止連絡会への参加

児童館幼児サークルとの連携

小児救急医療体制

新宿区内には24時間外来診療に対応できる病院が複数あり、比較的恵まれた医療環境にあるといえます。しかし、日頃から子どもの状態を把握し気軽に相談できる「かかりつけ小児科医」をもつことが、より効果的な子どもの健康管理や保護者の安心感にもつながると考えられるため、かかりつけ医の普及にも取り組んでいく必要があります。

健康づくり行動計画の推進

新宿区では、平成15年3月に、国の「健康日本21」と「健やか親子21」を包括するものとして「新宿区健康づくり行動計画（平成15年度から19年度）」を策定し、区民の健康づくりを推進しています。この計画は、母子保健から青少年、成人までを対象としたものですが、母子保健・学校保健関連部分は、この次世代育成支援計画の一部と位置付けることとしました。（巻末に21年度までの目標値一覧を掲載）

課題と今後の取組み

「新宿区健康づくり行動計画」の
着実な推進

各機関との実効性のある連携

親と子の健康づくり活動の充実

子育て家庭の主体的な健康づくりの実践を支援してまいります。

福祉・教育分野での取組みに対し、専門的な知識・経験を生かした連携を行うことにより各事業の効果を高めてまいります。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
乳幼児の健康支援 乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うための乳幼児健康診査(3～4ヵ月児・6ヵ月児・9ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスの実施	乳幼児健康診査受診率 3～4ヵ月児 91.2% 6ヵ月児 80.6% 9ヵ月児 75.7% 1歳6ヵ月児 76.5% 3歳児 82.6% (15年度実績)	母子の健康保持の基幹的 事業として、健診・相談・ 育児支援など、子どもの健 やかな成長発達に向けた 総合的なサービス提供に 努めていきます。
母親・両親・育児学級等の開催 出産・子育てに関する知識の普及や情報の提供	母親学級 38回 1,145人 両親学級 11回 859人 育児学級 32回 522人 (15年度実績)	参加者の拡大を図り、知識 の普及やグループづくり を通して、安心して生み育 てられる環境づくりを進 めます。
ぜん息予防アレルギー相談 ぜん息やアトピー症状等について、専門医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復を図る。	実施 16回 相談件数 157人 (15年度実績)	ぜん息児童数と成人ぜん 息への移行数を減らすこ とを目指します。
家庭における乳幼児事故防止対策事業 母子保健事業時に事故防止に関する情報提供を行う。	各母子保健事業で実施	様々な機会を通じて分か りやすい情報提供を行い、 家庭内で起きる事故防止 に努めます。

3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

障害児等と家庭への支援

現 状

障害児等への発達支援

新宿区では、保健・福祉・教育が連携しながら発達に心配のある子どもへの対応を含め、障害児への支援を行っています。

子どもの活動や保護者の就労・社会参加、育児負担の軽減等の観点から、障害の有無にかかわらず同じような子育て支援サービスを受けられることが、ノーマライゼーションの実現につながるものであり、保護者の希望でもあります。

しかし、保育園・幼稚園や学童クラブでは、障害児に対し安全にかつ適切なサービスを提供するために、介助や配慮を行うための人的配置、施設整備等を行った上で受入ており、事業によっては障害児の受入数の基準があります。

平成15年度から障害児・者の生活を支援するための支援費制度が始まり、あゆみの家の通所事業は「児童デイサービス」となりました。また、この制度により、同年には、民間でも小学生対象の「児童デイサービス」が開始されました。

さらに、障害がある場合は、成人になっても様々な支援を必要としているため、保護者の多くは、子どもの成人以降も子育てが続いていると感じており、地域生活支援も重要な課題となっています。

発達相談の重要性の高まり

発達の遅れや障害を、健診や相談で早期に発見し、保護者の不安を受けとめ早期に適切なサービスを受けられるよう支援していくことが重要です。

また、最近の傾向として、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他比較的軽度の発達障害や発達リスクのある子どもについての相談や、発達上の問題の発見が増加しており、発達相談等の重要性が増しています。

障害のある子どもの教育をめぐる状況の変化

近年の社会状況の変化や子どもの障害の重度・重複化や新たな診断名の広まり、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害や注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの対応等、障害のある子どもの教育をめぐる状況が大きく変化し、学校教育全体に大きな改善や整備が求められています。

課題と今後の取組み

障害児等への総合的な
発達支援体制の整備の必要性

各機関の連携強化の必要性

発達支援は、子どもの状況により、
専門的な判断とその後の療育、保護者
支援が重要

障害児等の親に対する支援

社会参加及び就労支援充実の必要性

重度障害児の養育環境整備と
居場所づくり

障害のある子どもへの
教育についての新たな展開

あゆみの家での(仮称)発達支援センター事業 の実施

子どもと保護者が療育やサービスを利用しながら
豊かに生きていけるよう、あゆみの家の児童部門の
業務を、児童期全体の発達に関する総合的な相談と
関係機関との連携によるサービス調整を行うものへ
と再構築し、名称も「(仮称)発達支援センター事業」
とします。

障害児保育の充実

保育園での受け入れについては、子どもと家庭の
状況を総合的に勘案して行っていきます。

支援費制度サービス創出への支援

障害児が利用できるサービスへの社会福祉法人や
民間事業者の参入を促進していきます。

特別支援教育推進に向けての検討

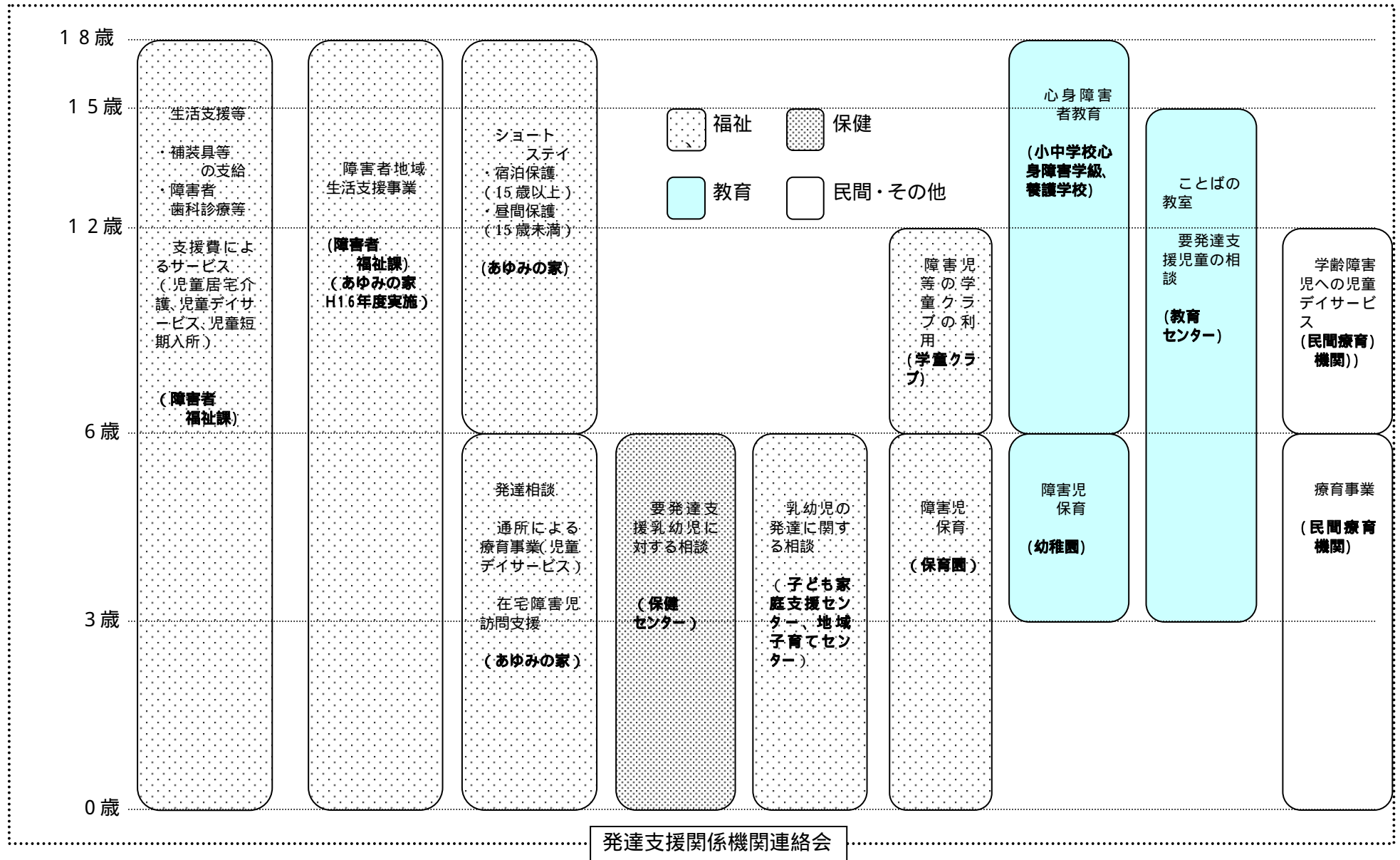
多様な障害のある子ども一人ひとりの教育的ニ
ーズに応じた支援に向け、国や都の動向を視野に入れ
ながら検討します。

検討にあたっては、小・中学校、養護学校等の教
育体制の改善・整備について、これまでの新宿区の
心身障害教育の成果と役割を継承しつつ進めていき
ます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
(新規)(仮称)発達支援センター事業	検討	実施 (17年度開始) 相談件数、利用者の 20%増 (16年度ベース)
心身障害教育の充実 特別な配慮と教育的支援が必要な児童のために学習 の基礎となる力を育て、集団参加や友達との関わり方 などを学習する通級指導の情緒障害学級を区立学校に 設置する。	実施 小学校1校 (3学級)	充実 小学校2校 (5学級)

障害児等への発達支援事業一覧



(仮)発達支援センター
(あゆみの家の児童部門)

子どもの発達の遅れや障害を早期に発見し、必要な支援を速やかに提供できるよう、関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行ないます。

発達相談

子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、心理指導員による発達検査や保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の専門職によるアドバイス、情報提供等を行います。

必要に応じて子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。

関係機関との連携
(発達支援関係機関連絡会)

他機関の
サービス紹介等

- ・保健センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・地域子育てセンター
- ・障害者福祉課
- ・児童館
- ・幼稚園
- ・保育園
- ・児童相談所
- ・教育センター
- ・小中学校
- ・養護学校
- ・民間療育機関 等

- ・他の専門的療育
- ・医療機関の診察
- ・健康相談
- ・手帳取得のための判定
- ・手当等々の給付制度の利用
- ・ホームヘルプ等、他の居宅支援サービスの利用
- ・ボランティア、ファミリーサポート等の利用
- ・保育園、幼稚園の入園
- ・児童館等の利用
- ・保護者の仲間づくり
- ・小中学校、養護学校への就学
- ・その他のサービス

**在宅児等
訪問支援**

子どもの状態や家庭の事情などで通所ができない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、あそびや生活の支援、情報提供等を行います。

**児童
デイサービス**

0歳～学齢前の子どもを対象に、子どもの状況に合わせた専門的療育や保護者への支援を行います。
(障害者支援費制度の居宅支援事業として位置づけられています。)

一時保育

心身に障害のある幼児を平日の日中一時的に保育します。
(17年4月開始予定)

**あゆみの家
ショート
ステイ**

心身に障害のある15歳以上の方の宿泊利用ができます。
7歳以上15歳未満の子どもは日中の利用ができます。
(宿泊利用は17年4月からは中学生以上を予定)

ひとり親家庭への支援

現 状

増加傾向にあるひとり親家庭

離婚率の増加等により、ひとり親は全国的に増加傾向にあります。新宿区ではそれを上回る傾向となっています。

ひとり親のうち、母子家庭が、収入によって受けられる児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成 15 年度は 1,361 人で 5 年前の平成 10 年度の 1,160 人に対し約 17% の増となっています。

それまで就労していなかった保護者がひとり親家庭となり、生計維持のために求職活動を行うにあたり、子どもの年齢が低い場合は、就業面で不利な状態に置かれることが多くなります。

そのため、保育園・学童クラブでは、ひとり親家庭の場合、それぞれ利用資格の判定指数への上乗せを行い、サービスを利用しやすいよう配慮しています。

また、家事援助サービス、子どもショートステイ、その他多様な保育サービス（24 時間保育・病後児保育・休日保育）等を組み合わせながら、円滑に生活ができるような支援を行っています。

ひとり親家庭に関する相談の現状

新宿区では、2 名の自立支援員が、ひとり親に対しきめ細かな相談や家庭生活上のケアやアドバイスを行っています。

相談員が対応するのは、突然ひとり親になり経済的、精神的、社会的に不安定な状態におかれた家庭への総合的な支援、及び、経済的自立が難しく継続的に福祉的支援が必要である家庭、子どもへの虐待や DV（注）等の問題を抱えている家庭等への支援が多くなっています。

（注）DV：Domestic Violence = 夫や恋人など親密な関係にある（あった）者に対し繰り返し暴力をふるうこと。2001 年 10 月「配偶者からの暴力に防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行

課題と今後の取組み

経済的自立が難しい
ひとり親家庭への支援の充実

自立に向けての相談活動の充実

他機関と連携し、ひとり親の経済的自立をめざした相談活動を充実していきます。

母子家庭の就労支援策の強化

国の、「総合的な自立支援策の展開」へと転換した母子家庭施策を視野にいれながら自立支援に結びつける活動を強化していきます。

受けられるサービスが少ない
父子家庭への支援の充実

母子・父子ともに支援ができる条件整備

母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭への支援が中心の国の施策に対し、次世代育成の視点から父子家庭の支援も同様に考えていく視点を提起していきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
ひとり親家庭休養ホーム事業	実施 宿泊施設 延314人 日帰り施設 延998人 (15年度実績)	利用者満足度の向上
ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	実施 利用件数 延べ85日 (15年度実績)	利用者にアンケートを実施し満足度の向上をめざします。
(新規)自立支援教育訓練給付事業 母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するために指定教育訓練講座の修了者に対して経費の4割を補助する。	検討	実施 (17年度開始) ひとり親の自立支援を推進します。

外国人家庭への支援

現 状

新宿区の外国人の居住状況

新宿区は、平成16年1月1日現在の外国人登録人口が29,143人で、区全体の居住者の約1割が外国人という国際色豊かなまちです。外国籍住民の約3割の9,638人が大久保地区に居住しています。また、登録人口の7割以上がアジア系となっています。

このような状況を反映して認可保育園では6%～7%が外国籍児童で、日本人と同じように子育てサービスを利用しながら、地域に根ざした生活をしている外国籍住民が多いことがわかります。

外国籍住民の子育ての心配ごと

新宿文化・国際交流財団が行った「新宿区における外国籍住民との共生に関する調査報告書（平成16年3月）」では、「子育てに関する心配ごと」のうち「子どもに関すること」の第1位は「進学に関すること（20.2%）」、第2位は、「日本語が十分にできない（14.4%）」となっています。また、「自分自身に関すること」では、「日本語が十分にできない（24.9%）」、「保育料や教育費の負担が大きい（24.9%）」ことがあげられています。

このことから、外国籍住民が新宿で子育てをしていく上での主な課題は、コミュニケーションと子どもの教育及び教育費（保育所保育料は応能負担）であることが明らかになっています。

しかし、子育てに関する経済的負担感は、全国的な調査においても高くなっており、外国籍住民の子育てについての特徴的な課題としては、コミュニケーション支援が大きいと考えられます。

外国籍住民への支援策の状況

外国籍住民向けには外国語での案内書作成などを行い、適切なサービスを選択できるような配慮を行っています。

学校教育では、国際理解教育の実施、転入外国人児童・生徒のための「日本語適応指導」、「家庭への文書」、「日本の学校生活」の英語・ハンガール・中国語版の発行、大学院生等による日本語教育ボランティア等、国際都市新宿にふさわしい国際理解の促進及びコミュニケーション支援を行っています。

課題と今後の取組み

多言語・多文化をもつ外国人家庭の子ども の保育・教育上の課題への対応

文化（生活習慣や宗教）の違いから生じるトラブル及び病気やけがなどの緊急対応の難しさ

外国人へのコミュニケーション支援の充実

さまざまな情報提供方法と、日本語への適応支援を進めていきます。

地域における

国際理解促進のための交流の機会づくり

区の関係機関・ボランティア・NPOと連携した取組みを進めます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
外国語版生活情報紙の発行	発行 4カ国語 4,000部	発行 4カ国語 10,000部
日本語適応指導 外国人児童・生徒等に対し、日本語や学校生活に関する適応指導を行う。	実施 小学校 7カ国 60人 中学校 5カ国 15人 (15年度実績)	外国人児童・生徒等が適切な学校生活が送れるよう必要なコミュニケーション支援を充実させます。
日本語教室の充実 (新宿文化・国際交流財団補助事業) 外国籍住民の言語に対する不安を取り除くため、日本語教室の学習機会の充実を図る。 また、既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動への支援を行う。	実施 日本語教室 18クラス 335名 活動支援助成 2団体 (15年度実績)	新宿区内各地域で日本語教室を展開していきます。 新たに親子の日本語教室を開設するなど参加しやすい運営を目指します。

虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援

現 状

子どもの虐待とは

子ども虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であり、国においては平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が施行され、社会全体でその防止に取り組む問題との認識が定着してきました。

児童虐待防止法では、子どもの虐待は「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に類型化されています。虐待は、子どもの心身に大きな影響をあたえ、死に至ることもあるため、子どもの安全を守ることを第一に考えていくことが求められています。

子ども虐待の現状

児童相談所への子ども虐待の相談件数は全国的に増加傾向にあります。全国の児童相談所に寄せられる虐待の相談処理件数は平成13年度においては、児童虐待防止法が施行される直前の平成11年度の約2倍の約23,000件にのぼりました。

平成13年10月に東京都がまとめた「児童虐待の実態」では、このような相談件数の増加は、「虐待」そのものの増加よりも、子どもの問題に対する周囲の認識が高まった結果、「気づき」や「発見」の活発化による「掘り起こし現象」が生じたことが主な要因ではないかと分析しています。

新宿区内でも、子ども家庭支援センターに寄せられた虐待の相談は、平成13年度27件、14年度36件、15年度88件と増加しています。

虐待の背景には、親の要因、子どもの要因、家族の要因、社会からの孤立など様々な要因が複雑に関係して発生していますが、特に「経済的困難」と「親族・近隣・友人からの孤立」は、他の要因との関連が多く見られます。

新宿区の子どもの虐待の予防・対応体制

児童虐待への対応は、一般的に発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援の3段階があります。

新宿区では、子ども家庭支援センターを始めとした身近なつどいの場づくり、相談事業の充実、子どもの人権についての意識啓発、虐待の通告義務の普及等により、発生予防と早期発見に努めています。

平成14年度には、関係機関が定期的に連携を持ち、子ども虐待への効果的な対応を行うため「子ども虐待防止連絡会」を設置しました。

また、平成15年度には「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を作成し、関係機関・区立小学校及び民生・児童委員等に配布し、各機関での対応に役立てています。

課題と今後の取組み

発生予防の取組み

育児負担の軽減と養育者の孤立化防止

引き続きつどいの場の充実や相談しやすい環境づくりを進めて生きます。

母子保健事業における虐待発生予防の視点の強化

新生児訪問や乳幼児健診、親と子の相談室等の事業において、必要な支援を提供していきます。

虐待を認めない社会づくり

子どもの人権尊重に対する理念の明確化や区民への周知を図っていきます。

**早期発見・早期対応
における取組み**

児童相談所との連携を強化した

ネットワークづくりの推進

子ども家庭支援センターを先駆型に移行することにより、児童相談所との連携を強化し、地域支援体制の実効性を高めていきます。

**関係機関による
保護・支援体制の確保**

在宅支援の強化

虐待の進行防止、児童養護施設からの家庭復帰後の見守り、虐待を受けた子どもの自立とその保護者に対する支援を、児童相談所や民生・児童委員と協力して行っていきます。

人材育成・地域の資源との連携

虐待等のおそれがある子どもと家庭に対応する職員等の専門性の向上を図るとともに、民間団体等との連携を強化します。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
子ども家庭支援センター機能の強化	先駆型子ども家庭支援センターへの移行検討	先駆型子ども家庭支援センターとしての事業展開
子ども虐待防止ネットワークの実施	啓発パンフレット作成 シンポジウム1回	行政機関等で構成する子育て関連の連絡会等を「(仮称)子ども家庭サポートネットワーク」として再編成し充実を図ります。

4 経済的な支援

現 状

新宿区における支援

新宿区では、巻末の「次世代育成支援事業一覧」のとおり、各家庭の経済状況やニーズに対応して、国や都の制度による経済的支援策に加え、区独自の施策として、所得制限を設けない乳幼児医療費助成・私立幼稚園保護者への補助加算・就学援助対象者の所得制限の緩和・奨学金制度等を実施しています。

経済的支援への対応

「新宿区次世代育成支援に関する調査」において「子育て支援事業に望むことは何ですか？」(複数回答)との問いに対し、「児童手当の拡充、税金の軽減などの経済的支援」との答えが、就学前の保護者で72.7%、小学生の保護者で64.6%と、ともに第1位でした。

国の行った調査(注)においても、出生率の低下の原因を、子育てに係る費用負担の大きいためと考える人が多くなっています。また、実際の所得状況も30歳代以下の場合、夫婦のみ世帯より子どものいる世帯の所得が低い傾向がみられます。

子育て家庭の需要は多岐にわたっていますが、公費による経済的支援のみで負担感を解消するには限界あると考えられます。

しかし、区民の要望が高く、少子化の要因のひとつとなっている子育てにかかる経済的負担の緩和は、次世代育成支援対策の大きな課題ととらえ、国や都との役割分担も踏まえながら、さらなる調査を行い、子育ての負担感解消につながる効果的な施策について、具体化について検討していきます。

施策の具体化にあたっては、現行諸施策の公費負担状況、利用サービス間の受益者負担状況のバランス等も考慮していきます。

(注) 国の調査：「国民生活選好度調査」(平成13年内閣府) 出生率の低下の原因は何か(3つまでの複数回答)「子育て費用の負担が大きいから」が男性64.6%、女性66.5%で、ともに第1位。

また「国民生活基礎調査」(平成14年厚生労働省) 生活意識「大変苦しい」子どものいる世帯60.8%、高齢者世帯48.2%。教育関係費(学校給食、制服、定期、文房具、仕送り等含む)が消費支出に占める割合の増加。1970年5%、2001年9%。

課題と今後の取組み

子育て家庭の経済的負担感の緩和

子育て支援サービスについての社会的負担についての認識の醸成

子育てに関する経済的負担感緩和のための

施策の検討

子育て家庭への経済的支援についての国や都の役割も踏まえながら、子育ての経済的負担感を緩和し、出産や子育てへの誘因となる効果的な施策について検討します。

また、さまざまな次世代育成支援活動を通じて、子育て費用を社会全体で負担することの必要性を共有する意識の醸成を図っていきます。

主な事業

事業名	16年度現況 (15年度実績)	21年度目標
児童手当 (一定所得範囲内の子育て家庭への支援)	対象児童数 5,443人	
児童育成手当 (ひとり親・障害のある保護者・障害のある子どもの保護者への支援)	対象児童数 2,515人	
児童扶養手当 (一定所得範囲内の母子家庭への支援)	対象児童数 1,802人	
特別児童扶養手当 (重度の障害のある子どもの保護者への支援)	対象児童数 130人	
乳幼児医療費助成 (就学前の子育て家庭への支援)	対象児童数 11,665人	
ひとり親家庭医療助成 (ひとり親家庭への支援)	対象児童数 2,717人	
就学援助 (経済的理由で就学困難な小中学生の保護者への支援)	対象児童数 小学生 1,625人 中学生 797人	
私立幼稚園保護者への補助 (一定所得範囲内の私立幼稚園保護者への支援)	受給者延人数 5,835人 (1ヶ月分を受給した人を1人としたときの延べ人数)	受給対象者の拡大 所得制限の緩和により、受給対象者を拡大します。

給付事業については、事業内容に変更のない場合は目標量の設定を行っていません。

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

重点

保育園・認可外保育施設の充実

現 状

多様な保育サービスの展開

新宿区の認可保育園は、公私立含め 38 園あり、基本開所時間（11 時間）のほか、園により 1 時間から最長 13 時間（夜間保育のみ）の延長保育、一時保育、病後児保育、休日や年末保育、障害児保育、産休・育休明け入所予約を行い、子育てと仕事の両立支援を図っています。

特に、区内で 2 か所目となる病後児保育は、都内で初めて小児科診療所（別法人が運営）が併設している私立原町みゆき保育園にて実施しています。

子どもが病気のとくに休暇がとれる職場環境作りが第一ですが、病後児保育は、病気の回復期も連続して休暇をとることが難しい保護者のニーズに応えるものであるとともに、病気回復期に通常の集団保育ではなく、子どもの状態にあった環境で保育が受けられることで、子どもの健康管理上からも大切なことと考えます。

そのほか認可外保育施設として、「家庭福祉員（注）」が 4 名、「保育室（注）」が 4 カ所、「認証保育所（注）」が 3 カ所あります。（平成 16 年 8 月現在）

また、区民の保育に関する相互援助事業であるファミリーサポート事業（社会福祉協議会に委託）、宿泊を伴った保育が必要な場合に対応する子どもショーステイ（二葉乳児院に委託）を実施するとともに、ベビーシッター派遣会社の紹介も行い、多様な保育ニーズに対応しています。

待機児童解消策の推進

新宿区における認可保育園の待機児童は、平成 15 年 4 月 1 日現在 89 人でしたが、同年 9 月にまとめた「保育園待機児童解消策について」（認可保育園 1 園の建替えに伴う定員の拡充、各園の定員の見直し及び弾力的運用、入所会議の改善と迅速化、認可外保育施設（認証保育所・保育室・家庭福祉員）の活用）を推進した結果、平成 16 年 4 月 1 日現在では 35 人となりました。

（注）家庭福祉員：保育について技能と知識をもった人の自宅で 3 才未満の子ども預かる制度。

保育室：区が補助対象としている一定の基準を満たしている小規模保育施設。

認証保育所：東京都が独自の基準に基づいて設置を認証する保育所。0 歳児保育や 13 時間以上開所など、多様な保育ニーズに応えるもので、民間企業などが設置主体となっている。

課題と今後の取組み

待機児童への対応

年度当初は、地域や年齢によっては定員に空きがあるものの、年齢や地域ごとの需要の不均衡により待機児童が生じています。

年度の途中からは、どの地域・年齢でも定員に空がなくなり、年度末に向けては特に0歳児の待機が増えてきます。

待機児童解消策の着実な推進

年度当初の待機児童解消をめざしていきます。

認証保育所への支援

年度途中で発生する保育需要や保育所の入所要件に合わない保育需要に対応可能なサービスとして、保育所を補完するものと位置付け、支援していきます。

多様なニーズに対応する保育サービスの展開

30年代・40年代に建設され老朽化が進む保育園施設の計画的な改築に併せ、多様な主体による運営や幼保一元化などについても検討し、定員の拡大・多様な保育需要への対応を進めていきます。

保育園施設あり方計画の必要性

認可保育園のオプション事業（病後児保育等）の利用対象の拡大

オプション事業の利用対象の緩和の検討

認可保育園の利用要件はあるが、定員の関係等で保育室・認証保育所を利用している児童が、認可保育園の「病後児保育」を利用できるよう検討していきます。

主な事業

事業名		16年度現況	21年度目標
待機児童の解消 保育園定員の拡充		定員 3,441人(38カ所)	定員 3,509人(37カ所)
延長保育	1時間延長	定員 250人(11カ所)	定員 250人(11カ所)
	2時間延長	定員 20人(1カ所)	定員 80人(3カ所)
	4時間延長	定員 180人(3カ所)	定員 180人(3カ所)
	5時間以上延長 (夜間保育所)	定員 60人(1カ所)	定員 60人(1カ所)
年末保育		定員 200人(3カ所)	定員 478人(5カ所)
産休・育休明け入所予約事業		定員 17人(4カ所)	定員 20人(5カ所)
休日保育		定員 70人(2カ所)	定員 70人(2カ所)
病後児保育		定員 8人(2カ所)	定員 8人(2カ所) 利用対象者の拡大
保育ママ(家庭福祉員制度)		定員 12人(4人)	定員 12人(4人)
保育室		4カ所	4カ所
認証保育所		4カ所	4カ所

学童クラブの充実

現 状

新宿区の学童クラブ

新宿区の学童クラブでは、利用資格のある子どもはすべて受け入れをしています。登録児童数は、子どもの数の減少にもかかわらず増加傾向にあります。

運営は、平成15年度までは区立児童館内で実施してきましたが、より多様なニーズに応えていくため平成16年度に民間学童クラブへの運営費助成制度をスタートさせた結果、1学童クラブが誕生しました。

また、区立学童クラブの利用時間は、平成15年度までは放課後から（区立小学校長期休業中は午前9時から）午後6時まででしたが、平成16年度より3カ所の児童指導業務委託児童館（榎町児童センター・早稲田南町こども館・西新宿こども館）の3学童クラブで午後7時までの延長と、長期休業中の午前8時からの受入れ及び日曜・祝日利用を開始しました。

学童クラブ運営の新たな展開に向けて

児童館併設の学童クラブには、次のような利点があります。

遊び場や体験活動の場として児童館を利用できる。

学童クラブ利用児童以外との日常的な交流が図れる。

学童クラブを終了した4年生以降（障害児童の場合は中学生1年生以降）も子どもにとって慣れた場所である児童館で過ごせる。

一方学校は、子どもにとって慣れた場所であり、校庭という広い屋外スペースのある多くの自治体は、余裕教室や校庭の一角を利用して学童クラブを実施しています。

「新宿区次世代育成支援に関する調査」の自由意見欄にも、学校内での実施を望む声が多数寄せられています。

このような要望を受けとめながら、学童クラブ需要が特に多い地域で条件の整った学校において、学校内学童クラブの設置を検討していきます。

課題と今後の取組み

安全面についての不安の解消
及び利便性の向上

多様なニーズへの対応
時間延長や休日利用など

大規模学童クラブへの対応

学校内設置の検討

「学童クラブ」事業を行う「こども館」(主に小学生までの子どもを対象とした児童館)を学校内に併設することは、施設の利用・子どもの利便性、安全性の観点から有効であることから、区立小学校の統廃合による新築・改築時等で、校内にスペースが確保できる場合には併設を検討していきます。

学童クラブ需要の増加への対応として、学校内余裕スペースを活用した学童クラブ事業等も検討していきます。

多様な主体による運営

民間学童クラブに対する助成を行い、学童クラブ需要の増加やサービスの多様化に対応していきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
学童クラブ事業の充実 学校内設置や民間学童クラブへの運営助成を行うことによる定員の拡充及び時間延長・休日利用の実施を進めていく。	定員の拡充 定員 940人 ・児童館内設置 21カ所 ・民間学童クラブ 1カ所 時間延長等の実施 ・時間延長 4カ所 ・休日 3カ所	定員の拡充 定員 995人 ・児童館内設置 21カ所 ・学校内設置 2カ所 ・民間学童クラブ 4カ所 時間延長等の実施 ・時間延長 7カ所 ・休日 5カ所

2 働きかたの見直しへの啓発

現 状

就労時間と出生率

平成15年に厚生労働省が行った「子育て支援策等に関する調査研究」によれば、男女とも長時間労働者比率が高い地域ほど出生率が低く、また、未就学児の父親で平日の帰宅時間が午後11時以降になる割合が14%という結果がでています。

仕事と子育ての両立のために求められること

「新宿区次世代育成支援に関する調査」において、「仕事と子育ての両立のためには何が必要ですか？」(複数回答)との問いに対し、家族の協力(就学前85.0%(第1位)・小学生84.9%(第1位))、親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実(就学前63.6%(第2位)・小学生55.2%(第3位))、職場の中の意識や理解、協力体制(就学前62.6%(第3位)・小学生59.4%(第2位))という結果がでており、男女がともに子育てを担える就労環境が求められています。

働きやすさの向上のための企業の取組みと企業業績

平成16年版労働経済白書によると、3年前より業績が向上している企業では、職業生活と家庭生活の両立に関する制度について、休業期間が3ヶ月を超える介護休業制度、育児・介護等を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度など「育児・介護を支援する制度」、「非正規従業員と正規従業員間の転換制度」、定年退職の再雇用・60歳を超えた定年制といった「働き方に関する制度」を導入している割合が高くなっています。

職業生活と家庭生活の両立に関する制度は、企業からみて増加費用としてとらえられるものもあり、導入は困難であると考えられがちです。しかし、実際に制度を導入している企業の業績は必ずしも低下していないことから、このような取組みと企業の業績の向上とは両立することが可能であることなどを、さまざまな機会をとおして区から企業に発信していくことで、仕事と子育ての両立しやすい環境づくりを進めていきます。

課題と今後の取組み

子育てと仕事の両立しやすい
職場環境づくりの実現

区内事業主へはたらきかけ

一般事業主行動計画策定（注）への支援

事業者に対するアンケート調査を通じて、子育てと仕事の両立しやすい職場づくりを推進するとともに、子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組んでいる事業者を区民に紹介していきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
職場における男女共同参画の推進 雇用における男女の共同参画状況についてのアンケートを実施し共同参画を促進する。	事業者へのアンケートの実施・結果の公表 (100社)	事業者へのアンケートの実施・結果の公表 (500社)

次世代育成支援推進法に基づく事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法では、一定の事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画策定が義務付けられています。

一般事業主行動計画

事業主が、子育て家庭の働きやすい環境づくりを目指して17年度からの2年間以上の計画期間で策定します。300人を超える従業員を雇用している事業主には、策定と国への報告が義務づけられています。

特定事業主行動計画

国・地方自治体等が雇用主として17年度から概ね5年間の期間で策定し、公表が義務付けられています。

新宿区における特定事業主行動計画策定への取組み

新宿区も事業所として特定事業主行動計画を策定します。

区役所内に新宿区特定事業主行動計画等検討委員会を設置し、職員アンケートを実施し職員の意識調査を行った上、計画を策定していきます。

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力の向上

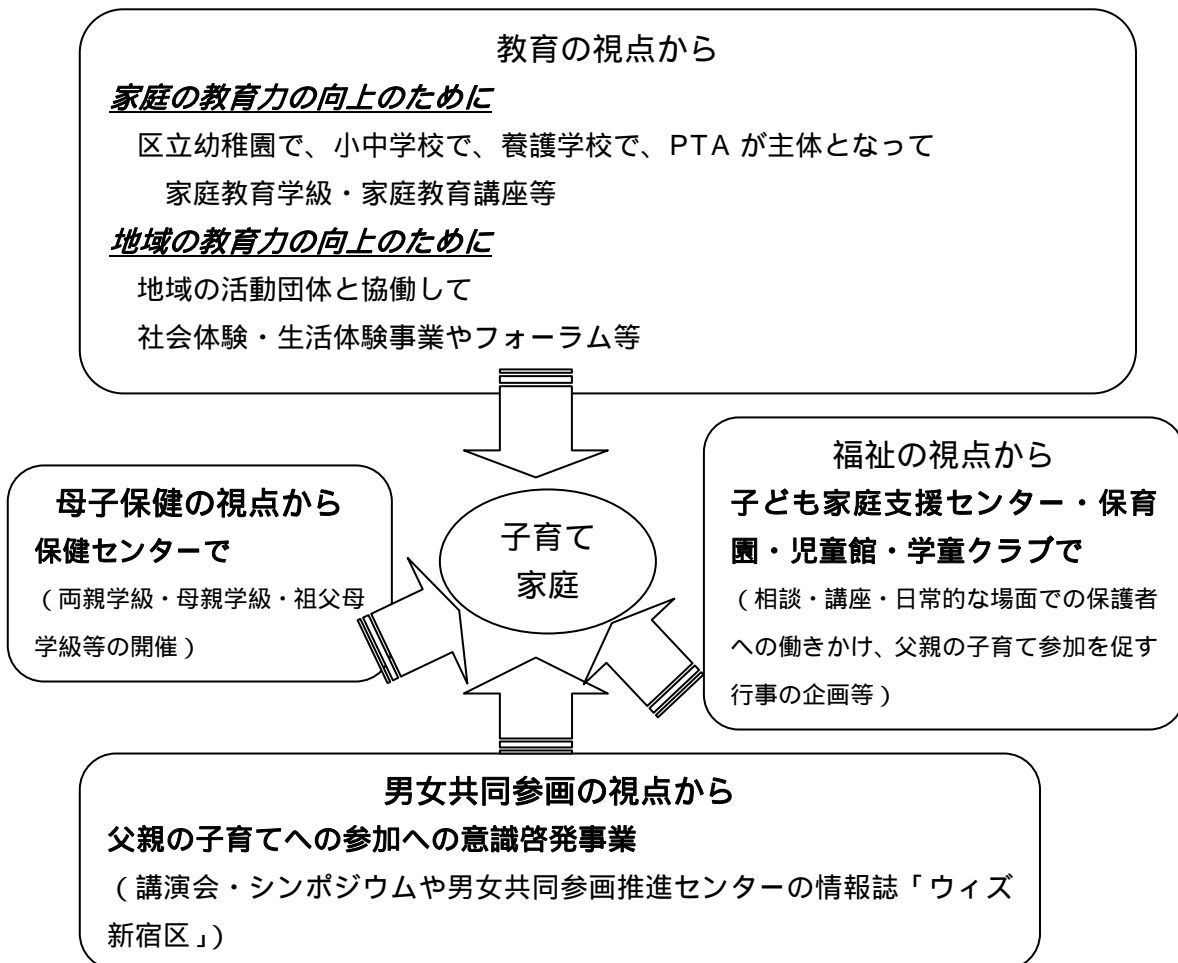
現 状

家庭・地域の子育て力・教育力向上の取組み

少子化、核家族化の進行により、子育てに関する知識や経験の伝達機会が不足している、子どもに対する見方・接し方に多面性が失われがちである、しつけや家事の手伝い等について親自身の子ども時代における経験が不足していること等により、子どもへの接し方について自信が持てないなど、家庭の子育て力の低下が指摘されています。

また、地域のつながりの希薄化により、近隣の大人との挨拶や親以外の大人から注意される、または誉められるなどの機会が激減しています。

新宿区では、教育・福祉・保健・男女共同参画などの行政の各分野が地域の方と協力しながら、家庭・地域の子育て力・教育力の向上を図る取組みを進めています。



課題と今後の取組み

家庭の子育て力・教育力向上 関連事業の充実

プログラムの充実
職員の資質の向上

親子のつどいの場における取組み

つどいの場の充実を引き続き図っていきます。

保育園機能の地域子育て支援への活用

保育園および保育士のもつ、子育ての情報・知識・経験を、保育園利用者だけでなく、地域の在宅子育て家庭への支援にも役立てていきます。

家庭の教育力の向上

家庭教育を考えるためのモデル事業の推進

父親や外国人保護者の参画のためのモデル講座などを実施するとともに、地域の教育力を導入することで、地域社会全体で家庭教育を支援する取組みを行っていきます。

父親の子育てへの参加促進

啓発事業の実施

講演会の実施や様々な機会をとらえ父親と子どもを対象とした事業を実施することにより啓発を継続していきます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
家庭の教育力の向上 家庭教育学級・家庭教育講座そのた PTA 研修・保護者講座・モデル事業等を通じて家庭の教育力の向上をめざす。	家庭教育学級 11 ブロック 33 回 家庭教育講座 幼稚園・中学校・養護学校全校	教室、講座の内容の充実を図り、多様な家庭の教育力の向上を図ります。
地域の教育力との連携 家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境をめざす。	連携 10 団体 フォーラムの開催 年 1 回	連携 10 団体 フォーラムの開催 年 2 回
子育て仲間づくり事業 子育ての仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図る	サポーター育成講座の開催 2 回	フォロー研修を加えスキルアップも図ります。 2 回
保育園の地域活動事業 地域の子育て家庭への支援、高齢者との世代間交流等の事業を実施する。	実施 7 園	実施 全園
男女平等推進計画に基づく父親の育児参加の促進	「しんじゅくフォーラム」「ウィズ新宿」の発行	男女共同参画の意識作りのための情報提供を充実させていきます。

2 地域との協働で進める次世代育成支援

重点

現 状

新宿区の次世代育成に関わる地域との協働の取組み

子育て支援や介護等において、個人や家庭では解決が難しく、社会で取り組む必要のある「公共」の問題に対しては、古くは地域の相互扶助の中で担われてきました。その後は、都市化の進行により自治体などの「公」が住民サービスとして多くを提供してきました。しかし、「公」の提供するサービスには公平性や平等性が求められる反面、多様なニーズにきめ細かく対応することへの限界も見えてきました。

こうした中で、従来の町会・自治会を始めとした既存の地域団体や区が呼びかけて組織された団体の活動に加え、NPO など一定の課題に関心のある人々が自発的に参加する活動も活発化しています。

次世代育成支援に関する地域の活動例

- ・健全育成活動、環境浄化活動、居場所づくり
（青少年育成委員会・学校ボランティア・地域センター管理運営委員会・生涯学習推進委員・スクールコーディネイター・子ども居場所運営協議会・地域家庭教育推進協議会・図書館サポーター・児童館自主運営委員会）
- ・地域で子どもの安全を守る取組み
（子どもの安全を守る地域ぐるみのネットワーク）
- ・子育て支援（ファミリーサポート事業・子育てサロン・妊産婦（産前産後 4 ヶ月程度）対象の家事援助サービス・シルバー人材センターの子育て支援事業など）
- ・青少年の非行防止（社会を明るくする運動・保護司会など）

新宿区における区民と区の協働の指針

平成 16 年 3 月に「新宿区・地域との協働推進計画」を作成し、今後地域との協働を進めていく際の基本原則・方向性及び具体的事例をまとめました。そのなかで、「相互理解」、「自主・自立性」、「対等の関係」、「目的の共有」、「関係の公開性」、「関係の見直し」を協働の基本原則として掲げました。

そして、平成 16 年度より「協働推進基金」を設けて区内の NPO 活動への支援を開始しました。

今後は、これからの地域の活動の担い手として、高齢者や子育てが一段落した主婦層及び団塊の世代や若者に広がるよう、さらに、情報提供の工夫や誰もが参加しやすい仕組みを作っていくことが求められています。

課題と今後の取組み

協働の担い手の広がり
協働の機会の拡大

協働を視野に入れた新しい担い手づくり

公募委員の任期や推薦方法等を見直し、新しい担い手が増えていくような仕組みについて検討していきます。

多様な主体の協働による新しい価値の創出

異なる目的や機能を持つ団体・組織等の出会いの機会を作っていくことにより子どもや子育て家庭にとってより魅力のある事業の実現を目指していきます。

次世代育成支援に関わる
受け手と担い手の融合

**「子育てしやすい地域づくり」の
コーディネーター機能の強化**

区は、地域の子育て力を引き出していくために、自主的な活動を行おうとする区民が出会う機会や使いやすい場所を用意する、情報提供やアドバイスをする、などの「コーディネーター」機能を高めていきます。

子どもや家庭の状況により、支える側と支えられる側が循環していくよう、区がともに考え活動する取組みを増やしていきます。

利用者が自ら創り出す
サービスの必要性

多様化する子育て家庭の価値観、生活スタイルから生まれる新しいニーズへの対応には、区が提供するサービスだけでなく、利用者が自ら創り出すサービスが必要となっています。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
北山伏子育て支援協働モデル事業 区の空施設を利用した区民のグループの自主的な子育て支援事業を支援する。	実施 10月事業開始	区民の自発的活動への支援の継続
(新規) 学校跡地を活用した地域のひろばづくり 地域との協働による、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、話し、遊び、交流できる地域コミュニティの拠点としてのひろばづくりの実現を目指す。	検討 準備会の立ち上げ	実施 四谷第四小学校跡地の活用(18年度準備・19年度開始)
地域学校協力体制の整備 (スクールスタッフ新宿・学校ボランティアの活用) 中学校区を基本単位とし地域の学校が相互に活用できる外部人材を授業や部活動に活かす。	実施 全校	地区学校のニーズを把握し、制度の円滑な実施により、学校教育の充実を図ります。

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 事業者とともにすすめる子育てバリアフリー

まちの子育てバリアフリーの推進

現 状

新宿区における「子育てバリアフリー」に関する取組み

妊婦やベビーカーを押して移動する乳幼児の保護者にとって、公共の場の階段等の段差や歩道の放置自転車は、高齢者や身体障害者にとってと同様に移動を妨げるものとなっています。

平成16年3月現在、新宿区内10路線46駅の中で、車いす使用者が自力で各ホームから改札口、地上へ円滑に移動できる駅は25駅54%にとどまっていますが、平成15年度から2年間かけて交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づく基本構想を策定し、重点整備地区における公共交通機関や道路などのバリアフリー化により安全で快適に利用できるまちをめざしています。

また、公共施設や商業施設に授乳スペースやおむつ交換場所があると、乳児を連れた保護者は安心して外出できます。本計画策定にあたり平成15年度に区内公共施設と新宿駅周辺の大規模商業施設の授乳スペースやおむつ交換場所の有無を調査した結果では、公共施設より商業施設で設置が進んでいました。

特に、大規模商業施設の58%には男子トイレにもおむつ交換場所またはベビーカーが設置されていました。

今後も、ハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成15年4月1日施行）」）に基づき、ハンディキャップをもった人が円滑に利用できるまちづくりを進めていきます。

心のバリアフリーの必要性

近隣への遠慮から、乳児が泣き声を出さないように必要以上に気を使い保護者が育児ノイローゼになるような社会、また、公園や学校等で遊ぶ子どもの声がうるさいという苦情が多い社会は、子育てしやすい社会とはいえません。

心から新しい命の誕生を祝福し、子育ての社会的に意義が広く認められる社会、そして地域の子どもたちをわが子のように褒め、また叱れるような社会の実現のために、子どもを大切にすまちづくりを進めています。

課題と今後の取組み

みんなでつくる
子育てバリアフリーのまち

ベビーカーにも配慮した交通バリアフリー

今後、重点整備地区において作成していく交通バリアフリー基本構想は、ベビーカーで移動する親子の視点も取り入れた内容とし、バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進を行っていきます。

民間事業者と協働した施設のバリアフリー

公共施設でのバリアフリー化の推進はもとより、人が多く集まる商業施設等でのトイレのおむつ換えシート設置や授乳室・遊び場の設置、みどり豊かなゆとりある歩道の確保などについても、総合的な視点で取組んでいきます。

人に優しい道路と
交通施設の整備

親子が安心して散歩ができる環境の整備

楽しく歩くことのできる快適で安全な散歩道の整備を進めます。また、地域の歴史や河川の自然環境等に親しめるよう、散歩道への案内板の設置を進めます。

主な事業

事業名	16年度現況	21年度目標
交通バリアフリーの整備促進 交通バリアフリー基本構想を策定し、公共交通事業者への交通バリアフリー化の誘導及び働きかけを行う。	車椅子利用者が自力でホームから改札、地上へと円滑に移動できる駅の数 25 駅 (54%)	35 駅 (71%)
やすらぎの散歩道整備 河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を設置する。	【主な整備済区間】 栄橋～瀧澤橋 (神田川) 高戸橋～駒塚橋 (神田川) 案内板設置 3カ所	整備 1カ所 案内板設置 9カ所 (19年度)

子育てしやすい住環境づくり

現 状

新宿区の住宅事情と定住意向

「新宿区次世代育成支援に関する調査」において、「子育て家庭の定住意向」を探るための「今後も新宿で子育てしていきたいと思いませんか？」との問いに対し、「ずっと新宿で子育てをしていきたい」と答えたのは、就学前児童の保護者で35.2%、小学生の保護者では40.8%でした。

また、同じ質問で「当分の間新宿で子育てしていきたい」と答えた人にその理由を尋ねたところ「家賃・地価が高いので子どもが大きくなったら転出する」を選んだ保護者は、就学前で42.4%、小学生46.7%ありました。実際に40歳代の転出が多くなっています。

しかし、一方で、「子育てしやすいまちだと思う人」の割合では、未就学児、小学生とも、民間賃貸住宅居住者が特に少ないという傾向はみられませんでした。また、毎年の区民意識調査では新宿区に満足できる点として、「通勤・通学に便利」「買い物に便利」との回答が常に上位をしめています。

これらのことから、新宿区は都心区として、交通や職住近接等の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなど住環境の課題があり、子育て家庭だけでなく、区民の多くが、各々のライフスタイルやライフステージによって、都心の利便性と、住宅の規模や住環境、家賃水準とのバランスをとりながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることわかります。

新宿区の住宅施策

定住化施策の一環としてファミリー世帯への家賃助成や区民住宅供給等を行ってきました。

しかし、ファミリー世帯への家賃助成等は、助成終了後に、必ずしも新宿区に住み続けることに結びつかない場合もあります。また、区独自の財源では区民向け住宅を設置・管理できる規模は限られていることから、今後は、住宅供給量の大半を占める民間市場の活力に注目し、子育て家庭が住みやすい住宅供給の誘導を進めていきます。

また、ワンルームマンション等の建築に伴う近隣との紛争の防止及び少子高齢社会に対応した住居の整備を促すことを目的として「ワンルームマンション条例（平成16年4月施行）を制定し、ワンルームマンション等の建築及び管理に関する基本的な事項を定めました。

ワンルーム形式の住戸が30戸以上の場合、ファミリー向け住戸（専用面積39㎡以上）と高齢者に配慮した住戸を一定以上設置する基準を設けています。

課題と今後の取組み

子育て家庭が住み続けたいと思えるまちと住宅施策

限りある財源で効果的に子育て家庭が住み続けたいと思えるまちを実現していくためには、直接給付から居住水準向上に向けた誘導へと視点を転換する必要があります。

子育てしやすい住宅の供給促進

住宅供給量の大半を占める民間市場の活気に注目し、子育てしやすい住宅の供を促進する施策を進めていきます。

子どもの安全に配慮した設備や、子育て中の親子が集い、子ども同士が遊べる共用スペースを備えた集合住宅の誘導などについて検討していきます。

主な事業

事業名	16 年度現況	21 年度目標
(新規)子育て支援マンション認定制度	検討	実施 (17 年度開始) 認定数 20 件
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	検討	誘導 1 施設

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

現 状

子どもの安全に対する不安の増大

新宿区に限らず社会全体において、子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件が増加しています。また、歩道が整備されていない道路、スピードを出して歩道を走る自転車による交通事故や、歩きたばこによる被害など日常生活における安全上の不安もあります。

「新宿区次世代育成支援に関する調査」において、「新宿区を子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人に対しその理由を尋ねたところ(複数回答)就学前 64.0%、小学生 78.6%が「事故や犯罪が多くて危険」をあげています(ともに1位)。また、「安心して子育てをするために必要な地域の取組みは？」(複数回答)との問いに対し、「学校や保護者等が協力し子どもの安全を守る取組みや非行防止をする」との答えが、就学前 42.4%で第3位、小学生 56.5%で第1位と高くなっており、子どもの安全を守る取組みの重要性が増しています。

新宿区における「子どもの安全を守る取組み」

新宿区では、警察、保護者、地域の団体が協力して子どもの安全を守る取り組みを続けています。

1 ネットワークづくり

「子どもの安全を守る地域ぐるみのネットワーク」は、平成13年の池田小学校事件を機に、特別出張所を単位として、町会・自治会、地域の児童関係機関・団体、警察等により組織されたもので、地域で子どもの安全を守る活動の核となっています。

2 啓発活動

小学校 PTA 連合会が主体となり、子どもを犯罪から守るワークショップの実施、学区の危険箇所や「ピーポ 110 ばんのいえ」等の場所を調べて掲載した「安全マップ」の作成を行っています。

区では、いざというときに子どもが迅速・適切に対応ができるような具体的な注意点・行動について、イラストも多用して説明した危機管理マニュアル「犯罪から身を守るために こんなときあなたはどうしますか」を作成し、配付しています。

3 地域ぐるみの見守り

危機管理室から不審者に関する情報を、地域、学校・幼稚園、保育園、児童館等に提供しています。また、及び新聞販売店や郵便局の協力を得て、新聞・郵便の配達時に安全パトロールを行っています。

課題と今後の取組み

地域での見守りの広がり
と
継続性の確保

地域との協働による見守り

地域で知恵を集め、あらゆる資源を活用して見守りの輪を広げていきます。

区の重点施策として、「安全・安心のまちづくり」を目指した取組を進めていきます。

子どもの生活圏に着目した
緊急情報伝達の必要性

組織単位から地域単位への転換

事件や犯罪発生については、子どもたち生活する地域に着目した迅速な情報伝達体制の整備を図っていきます。

主な事業

事業名	16 年度現況	21 年度目標
IT を活用した事件事故情報の連絡体制の整備 特別出張所がメーリングリストを利用して事件事故情報を配信する。	実施 全所	継続 システムのメンテナンスを推進し常に有効性を確保していきます。
防犯教育の充実 小中学校でのセーフティ教室等の実施や危機回避マニュアル(冊子)「こんなときあなたはどうしますか?」の作成・配布を行う。	セーフティ教室等 実施率 100% 危機回避マニュアル配布 (小学校1年生・幼稚園・保育園の新入園児対象)	セーフティ教室等 実施率 100%維持 危機回避マニュアル配布 対象者に対する配布率 100%維持
学校安全パトロールの推進 地域ぐるみで子どもを事件や犯罪から守るために、PTA、町会・自治会及び商店会等との協働により、自転車表示用の警戒標識を配布し、見守り体制の強化を推進する。	パトロールパネルの作成・配布(10,000人分)及び協力依頼	地域との連携による防犯活動を強化していきます
みんなで進める交通安全 交通安全教室や交通安全施設の総点検を行い子どもを交通事故から守ります。	交通安全教室や自転車教室 実施率 100% 交通安全総点検 区内各警察署管内4か所	適切な交通安全指教育 実施率 100%の維持 交通安全総点検 区内各警察署管内20か所

資料編

1 「新宿区健康づくり行動計画」における次世代育成支援

「新宿区健康づくり行動計画」は、平成 15 年度から 19 年度までの区民・地域・行政が一体となった健康づくりの計画です。国の「健康日本 21」と「健やか親子 21」を包括するもので、母子保健・学校保健関連部分は、「新宿区次世代育成支援計画」の一部と位置付け、平成 21 年度の目標値を定めました。

【基本目標 3】「親と子の健康づくりの推進」

指標名	現状値	21年度の目標値
健康的な生活習慣 をもつ子どもの増加 * 小学 4 年生及び 6 年生の平均	H13：学校アンケート 16.4%	28%以上
子育てに困難を感じる親の減少 3～4 か月児の親 1歳6 か月児の親 3 歳児の親 5 歳児の親	H13：母子アンケート 25.1% 41.1% H13：保育園等アンケート 34.7% 69.4%	すべて減少させる

「親と子の健康づくり」

学齢期及び思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

	指標名	現状値	21年度の目標値
42	薬物乱用の有害性を知っている児童・生徒の増加 小学生（6年） 中学生（3年）	H13：学校アンケート 82.4% 87.8%	100%に近づける 100%に近づける
43	性感染症を知っている 中学生の増加 中学生（3年）	H13：学校アンケート 23.0%	60%以上
44	カウンセリング機能を持つ中学校の増加	H13：学校教育実績 100%	現状を維持する
45	悩みごとなどがある時に相談する 相手がいない児童・生徒の減少 小学生（6年） 中学生（3年）	H13：学校アンケート 14.6% 15.5%	8.5%以下 9%以下

1 「新宿区健康づくり行動計画」における次世代育成支援

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

	指標名	現状値	21年度の目標値
46	妊娠・出産に満足している人の増加	H13：母子アンケート 83.1%	増加させる
47	母性健康管理指導連絡カードを知っている妊婦の増加	H13：母子アンケート 15.5%	75%
48	妊娠11週以内での妊娠届出率の増加	H13：事業実績 64.6%	増加させる

小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

	指標名	現状値	21年度の目標値
49	妊娠・育児中（母親）の喫煙率の減少 妊娠中 育児中	H13：母子アンケート 11.3% 13.0%	すべて減少させる
50	妊娠中の飲酒率の減少	H13：事業実績 33.7%	減少させる
51	事故防止対策を実施している家庭の増加 1歳6か月児 3歳児 5歳児	H13：母子アンケート 76.0% 63.5% H13：保育園等アンケート 50.6%	すべて増加させる
52	事故を経験したことがある乳幼児の減少 1歳6か月児 3歳児	H13：母子アンケート 15.3% 30.2%	すべて減少させる
53	かかりつけ小児科医を持つ家庭の増加 1歳6か月児 3歳児 5歳児	H13：母子アンケート 81.5% 78.4% H13：保育園等アンケート 81.8%	すべて増加させる

1 「新宿区健康づくり行動計画」における次世代育成支援

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

	指標名	現状値	21年度の目標値
54	育児について相談 相手がいる親の増加 3～4か月児 5歳児	H13：母子アンケート 94.1% H13：保育園等アンケート 88.8%	すべて増加傾向へ
55	育児を分担している家庭の増加 3～4か月児 1歳6か月児 3歳児 5歳児	H13：母子アンケート 85.9% 67.1% 78.4% H13：保育園等アンケート 72.1%	すべて増加傾向へ
56	子どもとよく遊ぶ父親の増加 3～4か月児 1歳6か月児 3歳児	H13：母子アンケート 56.7% 52.1% 53.9%	すべて増加傾向へ
57	乳幼児の健康診査に 満足している人の増加 3～4か月児 1歳6か月児 3歳児	H13：母子アンケート 82.0% 89.0% 68.0%	すべて増加傾向へ

「歯の健康づくり（乳幼児・学齢期）」

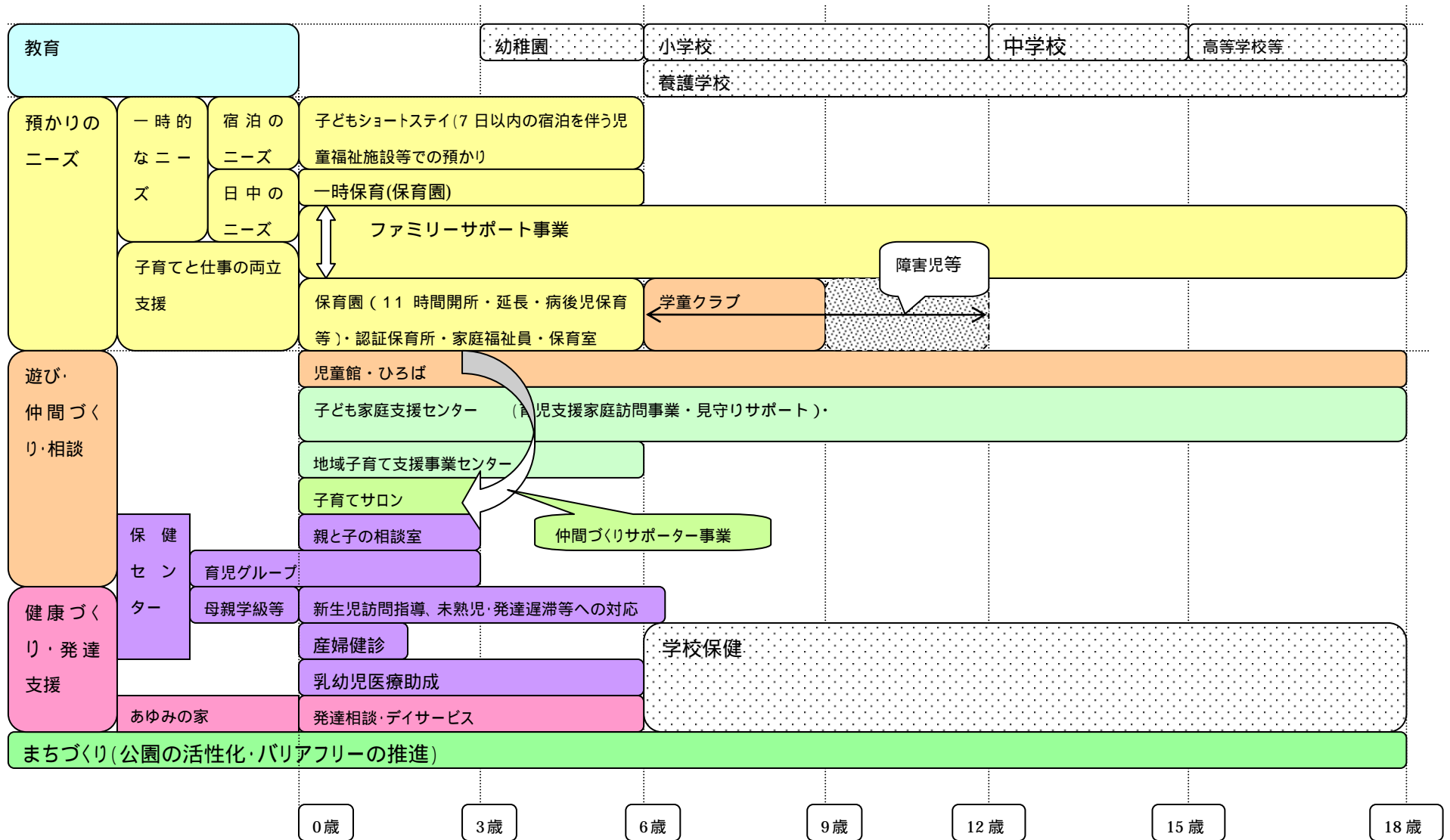
適正な歯科保健行動の定着・むし歯予防の推進

	指標名	現状値	21年度の目標値
58	むし歯にかかったこと がない子どもの増加 乳歯 3歳 5歳 永久歯 小学生（4年） 中学生（1年）	H13：幼児歯科健診 77.2% H13：保育園等歯科健 診 57.1% H13：学校歯科健診 66.0% 41.5%	94%以上 73%以上 78%以上 53%以上

1 「新宿区健康づくり行動計画」における次世代育成支援

	指標名	現状値	21年度の目標値
59	甘味食品や甘味飲料をほぼ 毎日飲食する子どもの減少 3歳 5歳 小学生(4・6年)	H13:母子アンケート 39.2% H13:保育園等アンケート 52.8% H13:学校アンケート 21.2%	すべて減少させる
60	フッ化物配合歯磨剤を 使用している子どもの増加 3歳 5歳 小学生(4・6年) 中学生(3年)	H13:母子アンケート 36.6% H13:保育園等アンケート 55.5% H13:学校アンケート 25.3% 25.7%	55%以上 68%以上 90%以上 90%以上
61	歯肉に炎症が 認められる人の減少 中学生(1年)	H13:学校歯科健診 21.7%	13%以下
62	1日1回は丁寧に時間をか けて歯を磨く子どもの増加 中学生(1年)	今後教育委員会と協力 して把握する。 ベースラインなし	増加させる
63	かかりつけ歯科医を 持つ子どもの増加 5歳 小学生(4・6年) 中学生(3年)	H13:保育園等アンケート 75.5% H13:学校アンケート 69.3% 66.6%	すべて増加させる

2 新宿区の次世代育成支援の流れ



3 次世代育成支援事業一覧

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1 子どもの権利を大切にす取組みの充実

事業名	事業内容	担当課	備考
学校における人権尊重教育の推進	新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。	教育指導課	
中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして区立中学校に週1回配置する。	教育指導課	
小学校への心理士の派遣	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため、区立教育センターの心理士を派遣する。	教育指導課	
施策への子どもの参画、促進	[小学生・中学生フォーラム]次代を担う小中学生が、日ごろの生活の中で感じていることについて、区長等の前で発言することにより、区政に対する関心や意識を高めていく。毎年各校から一名ずつ参加してテーマを決め実施する。 [施策への参画]子どもが参画可能な施策(児童館中高生スペースの設置・公園の改修等)において子どもの参画を促していく。	男女共同参画青少年平和課 児童家庭課	
教育センター 教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生及び保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育指導課	
教育センター つくし教室	教育センターにおいて、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助をする。	教育指導課	
教育センター メンタルフレンド	教育センターのつくし教室にも行けない子どもの家に訪問して相談・援助を行う。	教育指導課	
子どもの権利に関する啓発事業	家庭教育学級・講座、児童館等において、子ども・保護者を対象に講演会や体験学習を実施し、子どもの権利についての正しい理解の促進を図る。	関係各課	
不登校をめざす子ども学校サポートネットワーク	関係機関・団体が連携し、不登校児童・生徒の学校復帰のために必要な事項を協議し、体制を整備する。協議事項は、不登校の実情及びその対策のあり方構成団体の相互の情報交換及び連携のあり方 不登校の予防策に関する事項。	教育指導課	
子ども人権専門委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小中学校に人権相談カードを配布し、相談事業を行う。	総務課	

2 子どもの生きる力・自立の促進

特色ある学校づくり	各学校の自主性・自立性を確立するとともに、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育内容、指導方法の研究、地域人材の活用に努める。	教育指導課	
小人数学習指導の推進	児童・生徒の基礎学力の定着と、個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力に編成し、小人数学習指導の推進を図る。	教育指導課	
情報教育の推進	児童・生徒の高度情報社会への適切な対応能力向上を図るため、校内LAN整備のモデル実施をはじめ、コンピュータ利用による情報教育の充実を図る。	教育指導課	
外国人英語指導員の派遣	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小中学校への外国人英語指導員の派遣及び外国人との交流学習を実施。	教育指導課	
小中学校のホームページの開設	各学校ごと特色のあるホームページを開設し、他校との交流を深め、情報教育を推進する。	教育指導課	
スクール・コーディネーターの活動	スクール・コーディネーターは教育委員会に委嘱され、週1回程度、配置校を訪問し、区立小中学校と地域と家庭の連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援する。スクール・コーディネーター制度を活用し、「総合的な学習の時間」等の教育課程やその他学校行事・子どもの居場所づくりなどを地域が支援していく体制を整えていく。	生涯学習振興課	
学校評議員制度	各学校が保護者や地域の方々の意見を広く聞き、地域に開かれた学校づくりを推進する。	教育指導課	
子どもインターンシップ事業	PTA・商店街・学校の協働による中学生の商業体験活動の支援	生涯学習振興課	
(仮)若者の自立応援プラン	NPO等と協働し、働くことに意欲がもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行う。	児童家庭課	新規事業
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で選択できる学校選択制度を活かし、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。	学校運営課	

3 幼児期の教育・保育環境の充実

幼稚園・保育園の連携・一元化	幼児の教育・保育環境の充実を図るため、幼保の連携・一元化について検討する。そのための準備として、幼稚園と保育園の交流事業の拡大・充実と合同保育が可能なモデル園の選定と合同保育に向けたカリキュラムづくりを行う。	保育課 学校運営課	
幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園で教育時間終了後または開始前に、自園内で担当職員を配置し実施する保育。現在は私立幼稚園で実施している。	総務課 学校運営課	
幼稚園における3歳児保育の充実	3歳児を対象(私立幼稚園においては満3歳児も対象)とした保育の実施。	総務課 学校運営課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
公私立幼稚園がともに担う幼児教育のあり方の検討	公私立幼稚園がともに担う幼児教育のあり方の検討を行う。	教育政策課	

4 子どもたちの遊び場・居場所の充実

集い・遊べる公園をふやす取組みの充実

新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化して活性化する。ちびっこ広場については、子どもたちの専用広場を作り、安全で安心して遊べる公園として利用できるようにする。また、地域住民との協働によりプレイリーダーの育成等を推進し、将来的には地域住民による広場運営を目指す。多目的運動広場には、バスケットゴールを設置する。	土木課	
プレイパーク活動への支援	区内の公園でのプレイパーク活動支援のための場の提供及びプレイリーダーに対する謝礼の一部助成などを行う。	児童家庭課	
プレイリーダー養成講座	地域の遊びの活性化リーダー養成講座を実施する。また広報、会場確保等の支援を行う。	生涯学習振興課	
アユが喜ぶ川づくり (神田川河川公園の整備)	アユ等の水生生物が息できる水辺空間の自然環境の保全・創出を図る。	道とみどりの課	
みんなで考える身近な公園の整備	老朽化等により公園の改修を行う際に、小規模公園については地域特性を生かせるよう住民による懇談会等を開催し、プラン作成段階からの区民参加を進めていく。今後は、子どもの意見も反映できるよう工夫していく。	道とみどりの課	
区内施設を活用した青少年の居場所づくり	区民との協働の形態として、区が地域センター等の施設を提供し、地域団体がその施設の機能やスペース等を活用して、自主的な運営により子どもに居場所を提供する。	男女共同参画青少年平和課	

児童館の充実

中高生にとっての魅力ある居場所づくり	中高生にも利用しやすい児童館を目指し、地域や施設の状況により中高生のためのスペースを確保するとともに、利用時間の延長を行う。	児童家庭課	
幼児スペースの確保	乳幼児の親子利用の利便性の向上を図るため、地域や施設の状況により、児童館内に幼児が優先的に利用できるスペースを確保する。	児童家庭課	
児童センター運営協議会・こども館運営協議会	地域の住民からなる児童センター運営協議会又はこども館運営協議会を設置し、地域の実情に応じ、かつ児童の実態に即した児童センター又はこども館の運営を行う。	児童家庭課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
学校を核とした子どもの居場所づくり			
(学校を活用した)子どもの居場所づくり	各中学校とその学区の小学校を1ブロックとし、ブロック毎に放課後及び土・日曜日に学校施設を核とした子どもの居場所づくりを行う。実施については、ブロック内のスクールコーディネーター、学校長、PTA代表で構成する協議会に委託して行う。	生涯学習振興課	
総合型地域スポーツ・文化クラブの創設	地域に根ざし、区民が自主的に運営するスポーツクラブを創設し学校を拠点として活動を行うことにより、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を仲立ちとした新たな地域コミュニティの形成を図る。	生涯学習振興課	
学校施設(校庭・体育館・プール等)の開放	土・日・祝日及び学校休業日に地域の子どもの遊び場・スポーツの場として開放するほか、親子スポーツデー(月2～3回)・スポーツ教室(月1回)を実施する。	生涯学習振興課	

5 子ども・親子・世代間の交流の促進

マイスター制度を利用した高齢者と子どもの交流事業	「マイスター制度」に登録している高齢者が、その特技、知識及び経験を地域活動の一環として、保育園、小・中学校、及び児童館等で子どもたちに伝えたり、教えたりする。	健康いきがい課	
中学生と赤ちゃんの交流事業	子ども家庭支援センター等で中学生等が乳幼児とふれ合う事業を実施する。	児童家庭課	

6 子どもの読書活動の充実

中央図書館児童室の機能の充実	中央図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援するため、中央図書館児童室を「子ども図書館」として機能の充実・強化をする。	中央図書館	
学校図書館の充実	学校図書館の蔵書数の充実を図り、「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していく。	教育指導課	
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読みかせ等を行う。	中央図書館	
子どもホームページの開設	「新宿区立図書館子どもホームページ」を開設し、本の検索や紹介などを行う。	中央図書館	
新宿区子ども読書活動推進会議	「絵本と出会う機会」と子どもたちが読書に親しみやすい環境作りを進め、子どもたちの豊かな心を育てていくための「子ども読書活動推進計画」の推進と進捗状況の把握を行う。	中央図書館	
絵本でふれあう子育て支援	保健センターの乳児健診時に絵本を配布し、親子がふれあい本に親しむきっかけづくりをする。	健康いきがい課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
目標2 きめこまかなサービスですべての子育て家庭をサポートします			
1 子育て支援サービスの総合的な展開			
地域子育て支援事業	子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等子どもと家庭への総合的な支援を実施する。	児童家庭課	
乳幼児親子の居場所づくり	児童館・子ども家庭支援センターなど乳幼児親子が優先して集えるスペースの整備	児童家庭課	
親と子の相談室	保健センター1箇所毎月1回専門医師、カウンセラーにより、心の問題や育児不安等親と子が抱える悩みや問題についての相談を行う。	保健センター	
子育て支援総合コーディネート事業	多様な子育てサービス情報を把握し、情報提供、ケースマネジメント、利用の援助等を行う。(子ども家庭支援センターの機能の強化)	児童家庭課	新規事業
育児支援家庭訪問事業	訪問相談・ヘルパー派遣等を行い出産後の育児軽減・育児の不安解消を図る。	児童家庭課	新規事業
ファミリーサポート事業	区民の相互援助活動を組織化し、アドバイザーがコーディネートし、仕事と育児の両立の援助、及び在宅子育て家庭の一時的な保育援助を行う。	児童家庭課	
子どもショートステイ	保護者が一時的に家庭において就学前までの子どもを養育できない場合に、短期的に児童福祉施設で預かる。また、ショートステイ協力家庭を開拓し、小学校低学年までの子どもも預かり、福祉の向上を図る。	児童家庭課	
一時保育	保育施設(保育園・保育室・家庭福祉員)や子育て支援施設において、一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。 保護者の病気等の理由による「緊急」の場合だけでなく、理由を問わず預かる。親子が日常的に利用する施設等においても実施していく。	児童家庭課 保育課	
区民とつくる子育て情報局	区民の子育てグループと区が協働し、地域の子育てに関する総合的なWebサイトを構築する。	児童家庭課	
「子育てサービスガイド」の発行	子育て支援に関する相談やサービスをまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配布するとともに、転入手続時に、子育て家庭に配付する。	児童家庭課	
保育園での1日保育体験事業	子育てに関して不安感をもつ在宅で子育てしている保護者と子どもと一緒に保育園で1日過ごし、他の子どもの様子を見たり保育士とのかかわりを通し、不安感の解消と自信回復を図る。	保育課	
地域に開かれた幼稚園(園舎開放・子育て相談)事業	地域の子育て支援に資するため、未就園児親子への施設開放・園行事への参加事業等を行う。	学校運営課	
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につなげていく。(子ども家庭支援センター・保育園・児童館・幼稚園・保健センター・家庭相談)	関係各課	
女性総合相談	女性からのさまざまな悩みの相談を専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。(男性も相談可)	男女共同参画 少年平和課	
保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質を向上を図る。	関係各課	
女性問題に関する相談機関連携会議	女性に対する暴力をはじめ複雑・多様化する女性問題の相談に対応するため、区内の相談機関の連携強化を図る。	男女共同参画 少年平和課	
児童館子育て情報紙「のびのび通信」の発行	地域の子育て情報を掲載した子育て情報誌を児童館で作成し、児童館・学校・幼稚園・保育園を通じて地域の子育て家庭に配布する。	児童家庭課	
ビデオ広報等の制作	公募区民と共に協働の手法で、区民の視点によるビデオ広報を作成し、区民への貸出、ホームページでの配信を行う。	広報課	
24時間音声・FAX情報システム(しんじゅくガイド)	子育て支援に関する情報を含め、広く区政情報を音声及びファックスで24時間いつでも自動応答で提供していく。	広報課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
2 親と子の健康づくり			
乳幼児の健康支援	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3～4ヵ月児・6ヵ月児・9ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	保健センター	
母親・両親育児学級等の開催	初めて母親・父親になる人に対し、出産や育児への不安を解消するための指導・助言及び正しい知識の普及のための情報の提供を行う。また、この事業への参加者による自主的な子育てグループを育成し、子育ての仲間づくりを通じて育児不安の軽減を図る機会とする。	保健センター	
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもの対象に、ぜん息やアトピー症状等について、専門医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図る。	計画推進課	
家庭における乳幼児事故防止対策事業	母子保健事業実施時に事故防止に関する情報を提供する。また事故予防講演会を各保健センターで行う。	保健センター	
産婦の健康診査	出産後の身体の異常発生の防止及び早期発見のため、乳幼児健診時母の健康診査を実施する。	保健センター	
未熟児・発達遅滞等への対応	未熟児・新生児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達遅滞等の早期発見を図り、育児を支援していく。	保健センター	
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	健康いきがい課 保健センター	
ぜん息キャンプ事業	小学校3年生から中学1年生までの気管支ぜん息等の児童・生徒を対象に、自然環境のなかで集団生活をさせながら、療養及び生活上の指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	計画推進課	
水泳訓練事業	気管支ぜん息等の小学生を対象に、水泳による訓練を通し療養指導を行い、健康の回復及び増進を図る。	計画推進課	
学校の健康診断・健康相談	学校医等による定期健康診断や臨時健康診断の実施と養護教諭による健康相談を行い、園児・児童・生徒の健康増進を図る。	学校運営課	
学校保健委員会の活動	各学校における健康の問題を研究協議し、児童・生徒の健康づくりを推進する。	学校運営課	

3 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

障害児等と家庭への支援

(仮)発達支援センターの設置	子どもの発達の遅れや障害を早期に発見し、必要な支援を速やかに提供できるよう関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。	あゆみの家	新規事業
<学校> 心身障害教育の実施	児童・生徒の安全の確保と学習の成果をあげるため、心身に障害のある児童・生徒に対する教育環境の充実を図る。情緒障害学級についての検討及び特別支援教育の構築と整備をしていく。	教育指導課・学校運営課	
<保健センター> 子どもすこやか相談	健診等で発見された発達支援の必要な乳幼児に対し、継続的に経過観察及び相談を行うとともに適切な支援につなげていく。	保健センター	
<発達支援センター> 発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、専門職員によるアドバイス、情報提供等を行う。必要に応じて子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていく。	あゆみの家	
<発達支援センター> 通所による療育事業(児童デイサービス)	親子通所、単独通所、保育園・幼稚園との並行通所、等による療育及び保護者支援を行う。(0～学齢前)	あゆみの家	
<発達支援センター> 在宅児等訪問支援	子どもの状態や家庭の事情などで通所による療育が受けられない場合、家庭や病院等へ訪問し、遊びや生活の支援、情報提供等を行う。	あゆみの家	
<保育園> 障害児保育の実施	保育園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育する。	保育課	
<幼稚園> 障害児保育の実施	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育する。教育効果の向上と安全の確保を図るため、園に慣れるまでの期間、必要に応じ介護員(保育助手)を配置する。	学校運営課	
<教育センター> 要発達支援児童の相談	幼児期及び学齢期にある発達支援が必要な児童の相談を行う。	教育指導課	
<教育センター> ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育指導課	
<区立養護学校> 心身障害教育の実施	肢体不自由児童・生徒に対する教育と医療的ケアを実施する。また必要に応じ訪問教育を実施する。	教育指導課 学校運営課	
<学童クラブ> 障害児への対応	通常小学校3年生までを対象として実施している学童クラブを障害児等については6年生まで延長する。	児童家庭課	
<あゆみの家> ショートステイ事業	心身に障害のある子どもを一時的に保育する。 日中利用(7歳以上15歳未満) 宿泊利用(15歳以上18歳まで。平成17年4月からは中学生以上を予定)	あゆみの家	
<発達支援センター> 障害幼児一時保育	心身に障害のある幼児を平日の日中一時的に保育する。(平成17年4月開始予定)	あゆみの家	新規事業

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
在宅重症心身障害児訪問事業	療育上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行う。	保健センター	
日常生活のための各種支援	[補装具等の支給] 障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療] 一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 その他[紙おむつ支給][福祉タクシー]等	障害者福祉課	
障害者地域生活支援事業	障害児・障害者の生活全般にわたる相談に応じ、情報提供、ケアマネジメント、サービス利用支援等を行う。	障害者福祉課 あゆみの家	

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭に旅行のための宿泊施設や遊園地でのレクリエーションを無料または低額な料金で利用してもらう。	児童家庭課	
ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	区内に居住し、義務教育終了前の児童を扶養している母子家庭、父子家庭の保護者あるいは、その子が傷病等で日常生活に困難が生じたとき、家事援助者を派遣し、その費用を助成する。	児童家庭課	
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するために、指定教育訓練講座の修了者に対して経費の4割を補助する	児童家庭課	新規事業
母子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な指導を行う。	児童家庭課	
母子緊急一時保護施設への入所	母子家庭を保護し、生活指導・保育援助及び就職活動等により自立を支援する。	生活福祉課 児童家庭課	

外国人家庭への支援

外国語版生活情報誌の発行	外国籍住民向けに目的別の生活ガイドを作成する。情報網羅1冊型から差し替えが可能な10のジャンルに分けた分冊方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。	広報課	
日本語適応指導	外国人児童・生徒等に対し、当該児童生徒が在籍する学校で短期集中して日本語や学校生活に関する適応指導を行う。	教育指導課	
日本語教室の充実	外国籍住民の言語に対する不安を取り除くため、日本語教室の学習機会の充実を図る。また既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動の支援を行う。	新宿文化・国際交流財団	
外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版の作成し配布する。	児童家庭課	

虐待予防及び被虐待児と家庭への支援

子ども家庭支援センター機能の強化	子ども家庭支援センターを先駆型に移行し、児童相談所と連携しながら虐待予防を進めていく。また、育児支援家庭訪問事業を実施し、育児の軽減、不安の解消を図る等子育て支援にかかる総合コーディネート機能を強化する。	児童家庭課	
子ども虐待防止ネットワークの実施	児童虐待防止に関して、関係機関が定期的に連携をもち、児童虐待の発生防止・早期発見及び児童虐待への対応を行う。	児童家庭課	
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助する。	児童家庭課 生活福祉課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
4 経済的な支援			
児童手当	日本国内に住所があり、小学3年終了時までの子どもを養育している人に支給する。	児童家庭課	
児童育成手当(育成手当)	父または母がいない子どもまたは、父または母が重度の障害の状態にある子どもを養育している人に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給する。	児童家庭課	
児童育成手当(障害手当)	中・重度の知的障害、2級以上の身体障害等の障害をもつ20歳未満の子どもを養育している人に支給する。	児童家庭課	
児童扶養手当	父母が離婚、父が死亡または生死不明、父が1年以上遺棄・拘禁、父が重度の障害をもつ、母の婚姻によらない出生(父の扶養がある場合を除く)のいずれかの要件に該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児は20歳未満)の子どもを養育している母または養育者に支給する。	児童家庭課	
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障害児(中・重度身体障害、中・重度知的障害、重度の内部疾患や精神障害)を養育している人に支給する。	児童家庭課	
乳幼児医療費助成	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する。	児童家庭課	
ひとり親家庭の医療費助成	就学時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(一定の障害があるときは20歳未満)のひとり親家庭の児童及びその児童を養育している人が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する(全部または一部)。	児童家庭課	
就学援助	経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課	
私立幼稚園保護者への補助	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。	総務課	
心身障害者医療費助成	6歳に達する日以後の最初の4月1日以降(乳幼児医療費助成対象終了後)の障害児・障害者が、健康保険により診療を受けたときの自己負担分を助成する(全部または一部)。	障害者福祉課	
小児慢性疾患の医療助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター	
特殊疾病の医療費の助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する(全部または一部)。	保健センター	
養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健センター	
育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	計画推進課	
大気汚染医療費の助成	18歳未満の治療により改善が見込まれる障害のある児童が、生活能力を得るために必要な医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康いきがい課	
妊婦健康診査費助成	妊娠後期の健康診査受診者に受診費用の一部を助成する	健康いきがい課 保健センター	
妊産婦・乳幼児保健指導	経済的理由により保健指導を受け難い妊産婦・乳幼児に対して必要な保健指導を受けられる機会を与える。	保健センター	
妊娠中毒症等医療助成	妊娠中毒症等に罹患し、入院医療を要する妊産婦に対し、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する	健康いきがい課 保健センター	
入院助産	低所得のため出産費の負担が困難な場合、その費用を公費で負担する。	児童家庭課	
心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課	
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課	
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課	
区立幼稚園保育料免除	区立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除する。	学校運営課	
島田育英基金	高等学校等に入学する者で、成績優秀で入学時に経済的負担の軽減を必要とする者に対する育英資金。	総務課	
母子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要な場合の貸付制度。	児童家庭課	
奨学金の貸付	高等学校等に入学または在籍する者で、成績優秀で経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学金を貸付ける。	教育政策課	
民間賃貸住宅家賃助成	義務教育終了前の児童を養育するファミリー世帯に対し民間賃貸家賃の一部を助成(月3万円限度最長5年)する。	住宅課	
心身障害者扶養年金	心身障害児者の保護者が万一の場合、残された障害児・障害者に年金を支給する共済制度。(年金を受給するには掛金の振込みが必要)	障害者福祉課	
外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	総務課	

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
-----	------	-----	----

目標3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりを進めます

1 多様な保育サービスの展開

保育園・認可外保育施設の充実

待機児童の解消	平成19年4月にむけて待機児童の解消策を実施する。またニーズ調査の実施による19年度以降の待機児童予測に基づき、21年度までの中期的対策をまとめる。	保育課	
延長保育	保護者の就労形態の多様化による保育需要に対応するため、11時間の基本開所時間をさらに1時間から13時間延長する保育を実施する。	保育課	
夜間保育所	恒常的な残業や変則勤務についている保護者の児童を保育する夜間保育所の事業を支援する。	保育課	
年末保育	認可保育園、区の指定する保育室、認証保育所に在籍する6ヶ月以上の児童を、保育園が休園となる年末に、一部の保育園で保育する。	保育課	
産休・育休明け入所予約事業	保護者が年度途中で産後休暇や育児休業明けで復職を予定している場合に保育園の入所予約を受け付ける。	保育課	
休日保育	保護者の就労形態の多様化等に対応し、日曜・祝日(年末年始除く)に認可保育園に在籍する6ヶ月以上の児童を拠点園で保育する。	保育課	
病後児保育	認可保育園に在籍する満1歳以上の児童を、病気の回復期に病後児保育専用室で専従の看護師・保育士を配置して保育する。	保育課	
保育ママ(家庭福祉員制度)	家庭的雰囲気の良さや施設保育を望まない保護者のニーズに対応するため、保育について技能と経験を持った者が、その家庭で3歳未満の児童の保育を実施する。	保育課	
保育室	認可外保育施設の利用児童を適切に保護するため、保育室(生後57日以上3歳未満の児童を預かる小規模保育施設)として活用し児童福祉の増進を図る。	保育課	
認証保育所	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課	

学童クラブの充実

学童クラブ事業の充実	学校内設置や民間学童クラブへの運営助成を行うことによる定員の拡充及び時間延長・休日利用の実施を進めていく。	児童家庭課	
------------	---	-------	--

2 働きかたの見直しへの啓発の推進

職場における男女共同参画の推進	契約行為など、区とかかわる事業者に対し、雇用分野における男女の参画状況についてアンケート等の報告を求め、子育てと仕事の両立しやすい環境づくりなど、男女共同参画を促進する。	男女共同参画青少年平和課	
-----------------	---	--------------	--

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
-----	------	-----	----

目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

1 家庭・地域の子育て力・教育力向上

家庭の教育力の向上	家庭教育学級・家庭教育講座そのたPTA研修・保護者講座・モデル事業・地域家庭教育総合推進事業(平成16年度)等	生涯学習振興課	
地域の教育力との連携	社会体験・生活体験などを地域社会全体で取り組む活動や、フォーラムなどをおして、家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境をめざしています。	生涯学習振興課	
子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図る。	児童家庭課	
保育園の地域活動事業	保育士の力を活用し、地域の子育て家庭への支援、高齢者との世代間交流等の事業を実施する。	保育課	
男女平等推進計画に基づく父親の育児参加の促進	家庭における男女共同参画の意識づくりについて情報提供し、父親の育児参加を促進するため、「しんじゅ(フォーラム)」や「ウイズ新宿」を発行し、啓発を推進する。	保育課	
家庭教育学級及び家庭教育講座	小学校のPTA・学校・地域の代表者で構成する運営委員会が家庭教育学級(子どもの心や食事・子育てなどのテーマの講座)を開催する。また区立幼稚園・中学校、養護学校が家庭教育講座を開催する。	生涯学習振興課	
「地域の教育力の向上支援」事業	土・日や休日を中心とした子どもの体験活動事業を地域団体や町会等と教育委員会が連携して実施する。	生涯学習振興課	
環境学習情報センターの運営	環境保全意識の普及啓発、環境情報の発信、さらに環境活動の交流の拠点として、民間のノウハウを活用した運営を行う。特に、次世代を担う小中学生に対しては、体験型の環境学習講座を充実させ、循環型社会形成の重要性を理解させるように努める。	環境保全課	

2 地域との協働で進める次世代育成支援

北山伏子育て支援協働モデル事業	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。	児童家庭課	
学校跡地を活用した地域のひろばづくり	地域との協働による、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、話し、遊び、交流できる地域コミュニティの拠点としてのひろばづくりの実現を目指します。	地域振興課	新規事業
地域学校協力体制の整備(スクールスタッフ新宿・学校ボランティア)	中学校区を基本単位とし地域の学校が相互に活用できる外部人材を授業や部活動に活かす。	学校運営課	
社会教育委員の活動	教育委員会の行う社会教育行政に関する諮問機関。各学校の長、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動者、学識経験者等によって構成している。社会教育に関する助言・青少年教育についての指導助言を行う。	生涯学習振興課	
生涯学習推進委員の活動	地域における生涯学習の振興を図るため、地域別に50名の委員を委嘱。平成11年7月から新宿子どもセンター協議会委員としても活動している。	生涯学習振興課	
新宿子どもセンター	親子の体験情報誌「あ・そ・ま・な」の発行及び「ゆめ基金」を活用した自主事業を実施している。	生涯学習振興課	
体育指導委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行う。	生涯学習振興課	
児童館自主運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図る。	児童家庭課	
地区青少年育成委員会への援助	区民の自主的な活動として、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的に様々な行事を行うとともに、地域の環境浄化に努めている。特別出張所を単位として地域の実情に応じた活動を展開している。	男女共同参画青少年平和課 特別出張所	
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうという趣旨をもとに7月～8月に各団体が運動を展開する。	男女共同参画青少年平和課 特別出張所	
メンタルサポートボランティア	目白大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育の活性化を図る。	教育指導課	新規事業

3 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課	備考
-----	------	-----	----

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

1 地域・事業者とともにすすめる子育てバリアフリー

まちの子育てバリアフリーの推進

交通バリアフリーの整備促進	交通バリアフリー法に基づき重点整備地区における障害者・高齢者・子どもづれ等に配慮した交通バリアフリー基本構想を策定する。	計画調整課	
やすらぎの散歩道整備	河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を設置する。	道とみどりの課	

子育てしやすい住環境づくり

子育て支援マンション認定制度	乳幼児の安全に配慮した施設・整備仕様や子育て中の親子等が集える共用スペースを備えた集合住宅について区が認定しすることで子育てしやすい民間住宅を誘導していく。	住宅課	新規事業
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮したうえで、子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現する。	まちづくり課	
区民住宅の供給	現在の区民住宅のストック活用を図り、義務教育終了前の児童を養育する中堅ファミリー世帯の居住を支援する。	住宅課	

2 家庭・地域とともに守る子どもの安全

ITを活用した事件事故情報の連絡体制の整備	特別出張所単位でメーリングリストを利用して、事件事故情報を送信する。	特別出張所	
防犯教育の充実	小中学校でのセーフティ教室等の実施や危機回避マニュアル(冊子)「こんなときあなたはどうしますか?」の作成・配付を行う。	児童家庭課 教育指導課 教育政策課	
学校安全パトロールの推進	地域ぐるみで子どもを事件や犯罪から守るために、PTA、町会・自治会及び商店会等との協働により、自転車表示用の警戒標識を配布し、見守り体制の強化を推進する。	教育政策課	
みんなで進める交通安全	[交通安全教室]幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施している。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施している。 [交通安全総点検]PTA・町会・警察・区が合同で交通安全施設等の総点検を行い交通事故のない安全なまちづくりに役立てる。	道とみどりの課	
小・中学生への防犯ブザーの配布	区立小・中学生に防犯ブザーを配布し安全確保に努める。私立等の小・中学生には希望者に貸与する。	教育政策課	
「緊急避難場所ピーボ110ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーボ110ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察に協力して推進する。	警察 児童家庭課	

その他

新宿区次世代育成支援計画(素案)への意見

- 新宿区次世代育成支援計画策定協議会第1回～7回
- 新宿区次世代育成支援シンポジウム(平成16年5月14日開催)
- 地域懇談会10回(平成16年5月～7月)
- 出前懇談会5回(平成16年6月～7月)

計画策定にあたり多くの方々から様々な意見をいただきました。
主な意見について19の論点と7の提案に整理したものです。

計画全体と進行管理について

論点1 新宿区の特徴・課題に対する施策（特に重点施策）は適切に把握しているか。

- 新宿区らしい計画という部分をどこまで出せるか。[第3回策定協議会]
- アンケート結果から導き出された「新宿区の課題」、「住民のニーズ」を計画に生かしている構造をはっきりさせること。[第3回策定協議会]
- 区もやるけれど皆さんも一緒になって動いて、よいまちにしていくという計画なのだというような重点的な柱がいくつかあるようなわかりやすい出し方をしないと、細かく読めば全部わかるけれども新しいことが始まったということにはなりにくい。[第3回策定協議会]
- 今後ますます厳しくなる財政を見据えて女性の視点から事業を見直し持続性のある計画にしてほしい。[落合第一地域懇談会]
- 「事業運営の効率化等による財源確保」と「負担の適正化」の2つの言葉がむすびついて「区民の負担」のイメージがうまれる。国や都に向けて「日本の将来を担う子どもたちにかかるべきお金をかけて」とアピールしていくことも盛り込めたら。[策定協議会]

論点2 少子化対策計画としての目標は適切か。

- アンケートによれば、新宿は子育てしやしないと答えた人が多かった。これを逆転させる位のスローガンを掲げたらどうか。[第3回策定協議会]
- 5%1000人の子育てがあまり楽しくないと感じている人にアウトリーチしこの人たちが「新宿区で子どもを産んでよかった」「私は救われた」といってもらえるような施策に重点を置くことによって心が通うものになる。[第2回策定協議会]
- 新宿区の合計特殊出生率を上げることを目標にしらたどうか。[落合第一地域懇談会]
- 子育て支援だけでなく、どうしたら女性が子どもを産もうという気持ちになるか考えるべき。[柏木地域懇談会]
- なぜ女性が子どもを産まないのか分析が必要。[区政モニター会議]
- 子育て環境を整えることも重要だが、若い世代が子どもを持つと思えるような施策も必要なのではないか。[四谷地域懇談会]
- 18歳から社会人となるまでの若年層の支援も必要ではないか。[若松地域懇談会]
- 少子化対策には若者の経済的安定が必要。若い人が結婚しやすい環境をつくってもらいたい。[若松地域懇談会]

論点3 庁内のチェック体制をどうするか

- できれば作ったプランが本当にうまく具体化されているのかなどをチェックするところが必要であり、たとえば区長直属の体制などができないか。[第3回策定協議会]
- 行政施策評価へのアプローチが必要。[落合第二地域懇談会報告メモ]
- 達成度はどうかたちで、誰が、どこで評価するのかタイムリーに公表してほしい。[若松地域懇談会]
- 計画は全ての課が関連することが多いので

区役所の横断的連携が必要。[牛込笹笥地	域懇談会]
---------------------	-------

論点4 地域の意見を反映させていくしくみをどうつくるか

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ごとに地域協議会をつくったらどうか。[第4回策定協議会] ● 住民と行政が忌憚ない意見交換ができる場を作っていくべき。[榎町地域懇談会 報告メモ] ● 実際の若いママたちと話して、自分の感覚とずれたものがあることがわかった。(新聞をとっていない等)[第2回策定協議会] ● 対面調査は、1回だけでなく続けていくのも | <p>大切ではないか。[第2回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この計画の趣旨を良く理解してもらうことが重要。[落合第二地域懇談会報告メモ] ● 新宿は多様な地域特性があるので、地域ごとにきめ細かい対応が必要。[角筈地域懇談会] |
|--|---|

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

提案1 子どもの権利の内容を明記したらどうか

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利がどのようなものか分かりづらい。[第4回地域懇談会] ● 子どもの生きる力と豊かな心を育てるが一番重要と考えられる。[榎町地域懇談会] ● 子どもの権利条約を計画書に載せたらどうか。[戸塚地域懇談会報告メモ] | <ul style="list-style-type: none"> ● 「子どものため」の視点を持ち続け、区民が行政に対して不信感をもたれないようにすべき。[榎町地域懇談会報告メモ] |
|--|---|

提案2 子ども同士の意見交換の場を設けたらどうか

- | | |
|---|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども同士の意見交換の場を設ける必要があるのではないか。(子ども向けのホームページ等) | [落合第二地域懇談会報告メモ] |
|---|-----------------|

論点5 中高生への視点をどのように盛り込むか

- | | |
|--|---------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 中高生の居場所をどうしていくのか見えてこ | ない。[第4回策定協議会] |
|--|---------------|

提案3 中高生の居場所づくりについて

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ドイツの例だが、一つのビルを若者に開放するとき、中で不良行為をするかもしれないが、そのリスクを侵しても開放する。こうした | <p>いと若者の溜まり場はつくれぬ。[第5回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学生が気軽に大人と話せる場つくったら |
|--|--|

<p>どうか。[榎町地域懇談会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学生の居場所について中学生の子どもに聞いたところでは、何の結果も求められない場所なら行ってもよいという答えだった。[榎町地域懇談会] ● 地域の行事について低年齢の子どもたちの参加がほとんどで小学校高学年、中学生の 	<p>参加が少ない。[策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学生と赤ちゃんの交流事業は、幼稚園児、保育園児との触れ合いのほうが実現しやすいのでは。[策定協議会]
--	---

提案4 公園以外の資源の活用も進めたらどうか

<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地、公園、坂道など地形態を生かした遊び場の工夫と遊びの質向上への取り組み。[落合第二地域懇談会報告メモ] ● 子育て散策路(戸山の緑地など)を指定したらどうか。[戸塚地域懇談会報告メモ] ● 戸山ハイツの空間の利用 [戸塚地域懇談 	<p>会報告メモ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボール遊びができる場所を増やしてもらいたい。[四谷地域センター]
--	--

論点6 児童館に求められている役割の明確化ができているか

<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館の役割の大切さを、今回の面接調査を通じて非常に強く感じた。[第2回策定協議会] ● 児童館利用に関しては、子ども達も含めて利用する人が話し合いを重ね児童館をその地域でどの様な位置づけにするか話し合うべき。[榎町地域懇談会報告メモ] ● 高田馬場第一児童館では、児童館を窓口としていつでも意見を受け入れるような体制をとっているがよいことだと思う。[第2回策定協議会] ● 児童館は一才児の集い等でお母さんがほっ 	<p>としているようだが、狭いので離乳食を食べさせる場所もない。[第3回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童館プログラムの工夫が必要。[落合第二地域懇談会報告メモ] ● 児童館運営により多くの住民を参加させるシステムを考えること。[榎町地域懇談会報告メモ] ● 児童館がほこりっぽく不衛生に感じた事がある。[区政モニター会議]
--	--

論点7 学校は地域の子育て支援にどのように貢献できるか

<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートで保護者の相談や情報提供として利用したいところとして学校が挙がっているが、結果が生かされていない。[第3回策定協議会] ● 学校の中に地域の親のための相談機能を 	<p>持たせてはどうか。幼稚園や保育園が子育て支援ということを国から言われて一生懸命やっていて何とかこなそうとしているのに、学校は関係ないというのはおかしいことだと思います。[第2回策定協議会]</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ● 学校をもっと有効活用していこうとする姿勢はかなり住民にうける感じがする。[第3回策定協議会] ● 学校が何を考えているのか、通学している関係者以外には伝わらない。[榎町地域懇談会 報告メモ] ● 統廃合のことばかり。30人学級の実現も視野に入れられないか。[策定協議会] ● 学校を居場所として活用すれば、塾など行かなくても良くなるのでは。[第3回策定協議会] ● 期待されている場と取組みの課題がちぐはぐ。「校庭を」をどう変化させるか。芝生、土等子ども本来の姿が出せる場を求められないか？[策定協議会] ● 学校の図書の少なさには唖然とした。[第4回策定協議会] ● 学校図書館を一般開放できないか。またパソコンを設置し自由に使えるようにできないか。[策定協議会] ● 学校評議員制度は、開かれた学校づくりに 	<p>どこまで役立っているか疑問に思っている。教育現場の先生にとって評議員の存在がいかにあるべきかの話し合いがなされていないのではと感じる。[策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育とは、どのような内容のものを言っているのか。また幼稚園での教育活動に言及しているが、保育園での「幼児教育」には言及がされていない。[策定協議会] ● 人間関係を学ぶには喧嘩も経験する必要があるのでは、喧嘩をさせないような狭い保育・教育ではなく広い視野に基づく保育・教育を進めてほしい。[柏木地域懇談会] ● 放課後学校で武道や書道などを指導してもらえないか。[四谷地域懇談会] ● 教員・職員の質の向上を望む。[四谷地域懇談会]
--	---

目標2 利用しやすいサービスですべての子育て家庭をサポートします

論点8 サービスの質の向上と使いやすい提供の方向性は適切か

<ul style="list-style-type: none"> ● 「知っているけど利用の仕方がわからない」、「利用したいけれどニーズに合わない」「欲しい時に使えない」等せっかくあるのに使えない、使う気にならないという意見があった。[第2回策定協議会] ● ファミサポで来てくれた人と相性が悪く断ったという人がいた。人材が豊富であればこの人を断っても次の人、「今度の人はどうで 	<p>すか」と気安く利用することができると思う。[第2回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間のベビーシッターを利用したことがあるが、非常によく教育されていてすごく充実したサービスを受けた経験がある。民間でやっているものをなぜ区でやるのかと思う。[第2回策定協議会] ● 行政サービスの提供においても民間サービ
---	--

ス業における精神のような姿勢が必要。

[柏木地域懇談会]

論点9 どうしたら必要な人に情報やサービスを届けることができるか。

- 広報紙は新聞折込だが、新聞をとっていない家庭も多く、情報は掲示板やスーパーの入り口に貼ってほしいという声があった。[第2回策定協議会]
- 皆さんに分かりやすくPRしていかなければいけないと感じた。[第2回策定協議会]
- そこまでの経験でしか区のサービスを考えていないようだ。(子どもの成長に応じて必要な情報も変わってくるがうまく対応できていないようだ)[第2回策定協議会]
- コンビニは今後間違いなく情報拠点になると思う。[第2回策定協議会]
- 生まれてすぐの家庭に子育てパンフレットを

配っているが、その時期は余裕がないので、生後5ヵ月後くらいの時期に渡すのがよい。[第2回策定協議会]

- 情報が住民に届いていないのはショック。双方向の情報の利用システムの充実に力をいれるべき。[第3回策定協議会]
- 本当に情報を必要としている人に情報がとどかないという問題。[第5回策定協議会]

提案5 サービスが必要な人とサービスをつなぐ人を地域に増やそう

- カウンセラーがいくら増えても社会が動かない。一緒になって動いてくれるようなソーシャルワーカーというのがたくさん必要。[第5回策定協議会]
- 民生委員さんとか主任児童員さんのような方々が、情報が届かないところに届けてくれれば。[第5回策定協議会]

- 情報が届いていないだけでなく潤滑油のような装置がやはり少なかったのではないか。[第5回策定協議会]
- カナダでは、子どもが産まれると地域の人々が押しかけて世話をしてくれると聞いたが、新宿でもそんな事ができないか。[牛込笹筈地域センター]

論点10 相談窓口はわかりやすいか

- 保育園利用者は、保育園の先生に相談できるが、専門の人は幼稚園に行くまで相談窓口がない。[第2回策定協議会]
- 子どもに問題が生じた時どこに相談して良

いのかわからない。[榎町地域懇談会]

- 「子育て支援すぐやる課」のような総合的な窓口を設置したらどうか。[柏木地域懇談会]

論点11 孤立家庭、ハイリスク家庭への対応は十分か

- 生後2週間くらいが一番の危機だといわれている。その後2ヶ月、10ヶ月というようにいくつかの発達段階の危機が訪れた時、こ

のボタンを押せば必ずどこかに連絡がいき、誰かが来てくれるみたいなシステムがあれば「新宿区はすごい」ということになる。[第

<p>2回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出産後退院して2週間目に助産婦さんが来てくれた時の安心感、本当に救いになった経験がある。外に出られない時期のケアは大きい。[第2回策定協議会] ● 保健婦が忙しくなかなか子育て訪問に回る余裕がないようなら、子育てが終わり、多少余裕がある年代の人材を育成し、ボランティア等子育て支援に携わってもらうのはどうか。[第2回策定協議会] ● 助産婦さんを組織し、子育て訪問するような制度ができないかと考えている。[第2回策定協議会] ● 子育てをつらいと考えている5%の人に情報が届くようになると、ほかの人にも届くことになるのでは。[第5回策定協議会] ● 5%のハイリスクの保護者を孤立させずに、 	<p>気軽に出てくれそうなところをさしあたり新宿の中でこことここに重点的にモデル地区を育てる。[第5回策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 孤立している親子が心配。孤立しない子育てのために声をかけることは大切。[落合第二地域懇談会] ● ハイリスク家庭とは、どうしたら出会えるか[シンポジウム] ● 友達関係が容易にできる人がいる一方仲良しグループに入れれないというお母さんもいるのでそういう人への対応も考えるべき。[第2回策定協議会] ● 4歳で8割以上の子どもが保育園や幼稚園に通っているが、通っていない子どもはどうしているのか。保育園にも幼稚園にも通っていない子どもが心配だ。[四谷地域懇談会]
---	---

論点12 外国人家庭へ対応は十分か

<ul style="list-style-type: none"> ● 新宿区の場合外国人の割合がかなり多いので、そういう方たちとコミュニケーションをどうとるか。[第2回策定協議会] ● 外国人に対する視点がかけているのではない 	<p>か。[榎町地域懇談会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の子どもを含めた子どもたちが将来新宿で子育てしたいと考えるまちづくりをすべき。[榎町地域懇談会]
---	--

論点13 特に配慮が必要な家庭へ施策の方向性は適切か

<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭など多様な家庭があることを考慮してほしい。[落合第二地域懇談会] ● ひとり親家庭、母子家庭、父子家庭という表現があるが、母子と父子を区別する理由は 	<p>あるのか。[大久保地域懇談会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児を持つ親の社会参加への支援を希望する。[出前懇談会(あゆみの家)]
---	---

論点14 経済的支援を強化すべきなのか、優先させるべき施策はなにか。

<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートでは経済的支援を求める声が多いのに、それが反映されていない。[シンポジウム] ● 経済的問題は、子育て中の親にとって切実。[榎町地域懇談会報告メモ] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代の経済状況の調査やったら状況が明らかになるのではないか。[若松地域懇談会] ● 住宅事情や経済的事情でこれ以上、子どもが育てられないということもある。[第3回策
--	--

<p>定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健診代が高い(5000から6000円かかるとのこと)ということで「お金がないと子どもが産めない」という話を聞いた。[第2回策定協議会] ● 「各種助成事業を実施しています。」に対する「もっと」という声にどう応えられるように 	<p>するのか？[策定協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちを育てる国の姿勢を強くアピールしたい。[策定協議会] ● 「保育サービス利用者と在宅子育て家庭への公的支援の不均衡への対応」「コスト配分」 保育園利用者の反発を買いそう。子育てになじまない表現。[策定協議会]
---	--

目標3 子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

論点15 保育サービスは十分か

- 夜間子どもを安心して預けられる保育園がもっと必要。[大久保地域懇談会報告メモ]
- 「学童クラブの学校内設置の検討」の記述に「統廃合による新築・改築時等校内にスペースが確保できる場合には併設を検討」とあるが、統廃合でなければならないのか？近い将来に感じる表現。課長は何年、何十年かかるかわからないといった表現だったが。[策定協議会]
- 若い人は保育園が充実していないと、仕事をしながら子どもを生む事が出来ない。区境では隣接区の保育園に通ったりしている。廃校の小学校等に保育園を作る事が出来ないのか。[牛込笹筥地域懇談会]
- 学童クラブの時間延長を望む。[出前懇談会(学童保育連絡協議会)]
- 学童クラブの新一年生の春休みの対応を改善してほしい。[落合第一地域懇談会]

● 目標4 家庭・地域の子育て力・教育力をアップします

論点16 「場」をつくるための施策展開は十分か

- 区の施設を有効利用すれば各地に核となる施設ができるのでは。[第3回策定協議会]
- 地域の子育て力を高めるために、気軽に集えるような場所がほしい。[落合第二地域懇談会]
- 親父の会のようなお父さんたちだけのネットワークづくり。[第5回策定協議会]
- おしゃべりする場が本当はない。[第5回策定協議会]
- 本音で話し合えることの喜びみたいなのを手にいれながら、少しずつ親として自己肯定感をふやしていく。[第5回策定協議会]
- 場、心理的にも精神的にも共通の場が持てるような雰囲気も大切。[第5回策定協議会]

論点17 地域の子育て力を高めるための方策は十分か

- 計画(素案)に子どもから高齢者まで住んで楽しいまちづくりの拠点となるよう活動している地域センターに関する記述がないのは残念だ。ぜひ記述してほしい。[若松地域懇談会]
- 町会自治会があるが、若い子育て世帯がほとんど参加していない。[策定協議会]
- 各地域の育成会や町会の行事と子どもたちの関わりを知りたい。[落合第二地域懇談会報告メモ]
- スポーツ交流会で活動しているが、ボランティアの人も疲れてきたので支援してほしい。[若松地域懇談会]
- 地域のお祭りなどで高齢者が子どもの面倒をみる場面があるが、高齢者も結構喜んでいるようだ。身近な方なので、いつでも会えますし、子どもを預ける方も安心できるので
そういう方の力をお借りしたらどうか。[第2回策定協議会]
- 4～5年前から、鶴巻地区では鶴巻小学校PTAがお手伝い係を作り、地域の活動を手伝っている。係の人は必ず手伝いに出るというのではなく、手伝える時には出てくるとしているが、上手く働いている。[榎町地域懇談会]
- 大人が子どもに声を掛けるなど、大人の側から子ども達に働きかけ地域力をつけるようにすべき。[榎町地域懇談会]
- 子どもが各種行事で忙しいので子どもの行事を整理統合するべきでは。[榎町地域懇談会]

論点18 子育てネットワークづくりをどのように進めるか

- 地域との協働で進める次世代育成支援が北山伏の事業のみに集約されている印象を受ける。[榎町地域懇談会報告メモ]
- 市民の側がこれを機会にして新宿区子育てネットワーク組織というものを拡充していくようなことを高らかにうたわないと。[第5回策定協議会]
- ネットワーク作りは社協がふれあいまちづくり事業でやっているのでは。[第5回策定協議会]
- 新宿には病院が多い、何か連携をとれないか。[シンポジウム]
- 企業も働き方の見直しが求められるが、そのような企業をどう探し出すか。[シンポジウム]
- デパートの子ども用品売り場との連携。(地域の子育て、児童へのアプローチ等)[戸塚地域懇談会報告メモ]
- 地域内の大学、専門学校の学生の参加による遊び場の充実を図る。[戸塚地域懇談会報告メモ]
- 市民グループ等にある程度の助成も必要。[第5回策定協議会]
- 保護者同士が繋がりをもてるシステムがほしい。[榎町地域懇談会]
- 当事者である父母会(保護者会とすると学校の会と混同する)がもっと充実すると良いと思われるので、行政もこの意味での父母会を支援するシステムを作って欲しい。[榎町地域懇談会]

提案6 地域の大人の意識改革のための提案を出そう

- 子どもはもともと社会で育てるという概念に移行しないと。[第5回策定協議会]
- 次世代育成の質を考えると、親の倫理観が子どもに与える影響が大きいことを考慮すべきだ。[落合第二地域懇談会]
- 住民の声を計画に反映させようと言うことで、われわれはそのように意見を述べていくような教育訓練がされていないのでどうしたらよいか。[シンポジウム]
- 大人が豊かな経験、豊かな心を持っていないと豊かな子どもは育たない。[シンポジウム]
- それぞれの地域性を考慮しながら子育て意識向揚の機会をつくるべき。[落合第二地域懇談会報告メモ]
- 新しい情報、知識を得るための定期的な講演の開催(大学の教室の解放を含めて)し、子育て意識を高める。[落合第二地域懇談会報告メモ]
- 暇な人がいて、大変な人がいるんだったら助ければいい。暇な人に少しは社会に貢献しよう、地域で何かしようと引っ張り出せば。[第5回策定協議会]
- 男性が子育てに参加するためには、男性の意識改革が必要ではないか。そのため男性の意識調査をしたらどうか。[柏木地域懇談会]
- 父親にも育児参加をしてほしいが、毎日仕事で終電のような生活では、無理。企業の働き方の見直しが必要。[柏木地域懇談会]
- 中学生の意識調査の段階でも育児は女性と考える子どもが多いのは問題。[柏木地域懇談会]
- 男性が育児に参加しないのは育児の楽しさを知らないのではないかと。計画の中で男性の育児参加のよい事例を紹介するのはどうか。[柏木地域懇談会]

目標5 安心して子育てできる都市環境をつくります

- 自転車マナーや交通事故に対する啓発活動を学校教育の中で充実させる。[策定協議会]
- 交通安全に興味を持っている。交通バリアフリーの観点が障害者や老人の歩き易さにあり、子どもの交通安全という観点から少しずれているように思われる。子どもが事故にあわないという観点が欲しい。[牛込笹笥地域懇談会]
- 住環境施策について「直接給付から居住水準向上に向けた誘導へと視点を転換する」という記述に対し区民はどう感じるだろう？給付はそうとしてもふつうの家を「借りやすくする」ことの方が先決では。[策定協議会]
- マンションで子育てしているが、騒音の苦情が心配。[落合第一地域懇談会]
- 子育てバリアフリーが不十分なのでまちな出て行く気にならない。[区政モニター会議]

その他

提案7 庁内の連携を高め、職員の資質向上に努める

- 教育と福祉のもっと連携をとるべきでは。[落合第二地域懇談会]
- 保育園・児童館・ことぶき館の交流が少ない。[榎町地域懇談会]
- 行政の関係職員も勉強してほしい。[シンポジウム]

論点19 民営化 = 質の低下か

- 幼稚園利用者は存続について不安を感じ、保育園利用者は民営化に不安を感じている。[第2回策定協議会]
- 民間委託等を実施した場合は、やりっぱなしではなくしっかり検証してほしい。[落合第二地域懇談会]
- 評価をする場合、コストばかりでなく質も評価してほしい。[落合第二地域懇談会]
- 経済効率優先の次世代育成支援では、社会的不平等が広がるのでは。[シンポジウム]
- 保育園の統廃合・民営化は、次世代育成支援に反するのでは。[シンポジウム]
- 改築後の多様な主体による運営について、公平性の問題をいかにクリアできるか？あいまいながら「区」は手を離すよ、と読めてしまう。[策定協議会]
- 保育施設での企業への参入についてどう考えているか。[若松地域懇談会]